

令和 7 年 第 449 回 定例会

矢吹町議会会議録

令和 7 年 9 月 5 日 開会

令和 7 年 9 月 16 日 閉会

矢吹町議会

令和7年第449回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月5日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
組合議会報告	6
議員派遣報告	6
町政報告	7
報告第5号の上程、説明、質疑	9
議案の上程、説明（議案第29号～議案第32号、認定第1号～認定第7号）	10
散会の宣告	14

第 2 号 (9月8日)

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	15
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	15
職務のため出席した者の職氏名	16
開議の宣告	17
一般質問	17
三 村 正 一 議員	17
梅 宮 美和子 議員	33
芳 賀 慎 也 議員	38
富 永 創 造 議員	49

散会の宣告	61
-------	----

第 3 号 (9月9日)

議事日程	63
本日の会議に付した事件	63
出席議員	63
欠席議員	63
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	63
職務のため出席した者の職氏名	64
開議の宣告	65
一般質問	65
小島紀子議員	65
高久美秋議員	81
青山英樹議員	95
総括質疑	111
議案の付託	111
散会の宣告	112

第 4 号 (9月16日)

議事日程	113
本日の会議に付した事件	113
出席議員	113
欠席議員	113
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	113
職務のため出席した者の職氏名	114
開議の宣告	115
議事日程の報告	115
議案第29号、第30号の委員長報告、質疑、討論、採決	115
議案第31号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号の委員長報告、質疑、討論、採決	116
議案第32号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	121
日程の追加	129
同意第2号の上程、説明、採決	130
閉会の宣告	131

署名議員..... 133

令和 7 年 9 月 5 日 (金曜日)

(第 1 号)

令和7年第449回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和7年9月5日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告

日程第 5 報告第5号 専決処分の報告について(専決第11号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について)

日程第 6 議案の上程

議案第29号・第30号・第31号・第32号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号

(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	梅	宮	美和子	2番	小	島	紀	子
3番	芳	賀	慎也	4番	関	根	貴	将
5番	高	久	美秋	6番	鈴	木	浩	一
7番	富	永	創造	8番	三	村	正	一
9番	鈴	木	隆司	10番	青	山	英	樹
11番	熊	田	宏	12番	角	田	秀	明
13番	堀	井	成人	14番	藤	井	源	喜

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 蛭田泰昭 副町長 鈴木一史

教育長 大杉和規 代表監査委員 佐藤昇一

総務課長	正木孝也	企画・デジタル推進課長	国井淳一
まちづくり 推進課長	神山義久	会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦
税務課長	渡辺憲二	保健福祉課長	山野辺幸徳
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	鈴木辰美	商工観光課長	柏村秀一
都市整備課長	有松泰史	上下水道課長	小磯剛
行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿部正人	教育次長兼 教育振興課長	佐藤豊
生涯学習課長	西山貴夫	子育て支援 課	小椋勲

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏家康孝 次長 鈴木直人

◎開会の宣告

○議長（藤井源喜議長） ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第449回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤井源喜議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

2番 小島 紀子 議員

3番 芳賀 慎也 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（藤井源喜議長） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程につきましては、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、熊田宏議員。

〔11番 熊田 宏議員登壇〕

○11番（熊田 宏議員） 議場並びに傍聴席の皆さん、おはようございます。

第449回矢吹町議会定例会が本日9月5日に招集になりました。それに先立ちまして、9月3日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をさせていただきました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について、企画・デジタル推進課、国井課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について、議会事務局、氏家事務局長から説明を求め協議をいたしました。その結果、会期を本日から9月16日までとし、会議日程については、お手元配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会の報告とさせていただきます。よろしくご審議方お願い申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は

本日9月5日から9月16日までの12日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月5日から9月16日までの12日間に決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（藤井源喜議長） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、西白河地方町村議長会会長から自治功労者として鈴木隆司議員、青山英樹議員、富永創造議員、三村正一議員、氏家康孝局長が表彰されました。

それでは、表彰されました方々への伝達を本席において行いますので、暫時休議します。

（午前10時03分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午前10時14分）

○議長（藤井源喜議長） 初めに、配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、決算書、事務報告書、例月出納検査結果報告書、財政的援助団体等監査結果報告書、一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見書、下水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見書、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算審査意見書、議案等説明のため出席を求める者の報告書及び福島県町村議会議長会令和7年度定期総会及び白河地方広域市町村圏整備組合議会における議案書等の写しは、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの6月定例会において議決されました発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書、発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書につきましては、6月13日付で各関係機関に送付いたしました。

◎監査報告

○議長（藤井源喜議長） これより、例月出納検査結果、財政的援助団体等監査結果及び令和6年度一般会計、特別会計の決算審査及び財政健全化審査の意見書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査の意見書、下水道事業会計決算審査及び経営健全化審査の意見書、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算審査意見書について、代表監査委員より報告を求めます。

佐藤昇一代表監査委員。

〔代表監査委員 佐藤昇一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一代表監査委員） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査及び財政的援助団体等の監査結果並びに令和6年度決算審査と、その決算審査に併せて実施しました財政健全化等の審査結果報告の3件であります。

なお、詳細につきましては、それぞれに配付しております資料をご確認願います。

初めに、例月出納検査結果の報告をいたします。

令和6年度5月分及び令和7年度5月分の出納については6月25日に、令和7年度6月分の出納は7月23日に、令和7年度7月分の出納は8月25日にそれぞれ行いました。

また、上下水道事業会計につきましては、令和7年4月1日から6月30日までの第1四半期分を7月24日に行いました。

出納検査に当たっては、会計管理者兼総合窓口課長及び上下水道課長から関係書類の提出を求め、各月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正であると認めました。

次に、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査として、指定管理施設を受託する団体の管理運営及びその所管課による指導監督を7月8日、9日の2日間で実施しました。

今回の監査結果では、管理受託団体による受託業務について、その目的に沿っておおむね適正に行われているものと認めました。

続きまして、令和6年度矢吹町各会計歳入歳出決算審査及び財政健全化審査の意見について申し上げます。

審査の対象ですが、1、一般会計、2、国民健康保険特別会計、3、土地造成事業特別会計、4、介護保険特別会計、5、後期高齢者医療特別会計の5件であります。

審査は、7月29日、30日、31日、8月1日、4日、5日、6日の7日間で行いました。

審査結果ですが、令和6年度矢吹町一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書に記載のとおり、各会計とも正確かつ黒字をもって決算されたことは評価いたします。

また、自治体財政の健全性を目的に創設された健全化判断比率及び資金不足比率は、公正な判断の下、法律等に基づき、適正に作成されているものと認めました。

今後も、長期的視点に立って、収支バランスの取れた健全な財政運営に努力願います。

続きまして、令和6年度矢吹町上下水道事業会計決算審査及び経営健全化審査について申し上げます。

7月24日に上水道事業会計、8月1日に下水道事業会計の審査を行いました。

審査の結果ですが、提出された決算書及び決算附属書類を審査したところ、決算は法令に準じて作成され、財政状況及び経営成績表も明確に示されており、決算は適正であると認めました。

なお、提出された資金不足の算定調書についても適正に作成されたものと認めました。

また、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算についても、提出された決算関係帳票、証書類等を照合審査した結果、歳入歳出決算における計数には誤りがなく、予算執行についても適正と認めました。

以上で、例月出納検査及び財政的援助団体等の監査報告並びに令和6年度各種会計決算審査及び財政健全化

等の審査意見の報告を終わります。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（藤井源喜議長） 次に、令和7年6月5日に開催されました令和7年度福島県町村議会議長会定期総会についてご報告いたします。

定期総会の議事に先立ち、優良町村議会の表彰が行われ、下郷町議会、塙町議会、広野町議会が、そして町村議会議員特別功労者として1名の方、自治功労者として9名の方々が表彰され、角田会長から優良町村議会、特別功労者、自治功労者にそれぞれ表彰状、記念品が授与されました。

本定期総会での議案についてであります、報告1件、議案3件が提出されました。

議案第4号は、町村振興対策に関する要望として、各地方町村議会議長会から提出されました23件の議題についての審議がありました。そのうち、西白河地方町村議会から提出された第1号及び第2号をはじめ、各地方町村議長会から提出されました要望についても、全件原案のとおり決定されました。

次に、議案第5号及び第6号で決議、特別決議について提案がされ、原案のとおり決議されました。

次に、選挙第1号 会長選挙についてが提案され、高橋道也川俣町議会議長が選任されました。

議案第2号 副会長選挙についてが提案され、五ノ井義一金山町議会議長と、私、藤井が選任されました。

議案第3号 監事選挙についてが提案され、押山義則大玉村議会議長、大須賀渙仁天栄村議会議長、星浩彦檜枝岐村議会議長の3名が選任されました。

なお、詳細につきましては、お手元配付の定期総会資料のとおりであります。

以上で、令和7年度福島県町村議会議長会定期総会の報告を終わります。

次に、令和7年8月8日に開催されました令和7年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について報告いたします。

初めに、専決処分の承認を求める議案1件が提案され、可決されました。

次に、議案第13号 令和6年度白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計決算の認定及び剰余金の処分について、議案第14号で白河地方広域市町村圏整備組合監査委員の選任についての議案2件が提案され、議案第13号は原案のとおり可決され、監査委員には石名国光白河市議会議長が選任されました。

そのほかに、白河地方広域市町村圏整備組合繰越明許費繰越しについて、また、水道用水供給事業会計資金不足比率についての報告がありました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料をご覧いただきたいと思います。

これにて、私からの報告を終了いたします。

◎議員派遣報告

○議長（藤井源喜議長） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（藤井源喜議長）　日程第4、これより町政報告を求めます。

蛭田町長。

〔町長　蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長）　議場の皆さん、おはようございます。傍聴に来られた方、本当にありがとうございます。励みになります。

それでは、報告させていただきます。

日程第4、町政報告。

第449回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、藤井議長をはじめ、議員の皆様に感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第449回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承ください。

1ページをご覧ください。

初めに、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した住民税非課税世帯に対する給付金支給事業についてであります。

本事業は、基準日となる令和6年12月13日現在に本町の住民基本台帳に登録されている世帯のうち、世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯に対して1世帯につき3万6,000円の給付金を支給し、また、対象世帯に18歳未満の子供がいる場合には、1人につき2万円を加算して支給するものであります。

対象と思われる世帯には2月末にお知らせを郵送し、申請期限の7月31日までに1,524世帯から申請があり、95世帯166名分の子供加算分332万円を含む合計5,818万4,000円を給付し、事業が完了しております。

次に、矢吹町の公共交通についてであります。

移動手段を持たない方の交通手段を確保し、将来を見据え、誰もが町内の移動を便利に、そして安全・安心に行える交通環境を整備する施策として、既往の行き活きタクシー事業に加えて、定時定路線の運行、コミュニティバスだそうでしたが、の運行ではなく、予約内容に応じて、AIが最適なルートを判断し、お客様を庭先まで迎えに行き、目的地まで届け、帰りは庭先まで送り届けるという利便性の高さはもとより、待ち時間の短縮や乗降場所の柔軟性が特徴である新たな交通システム、AI活用型オンデマンドバスのると矢吹について、令和7年1月15日より実証運行に取り組んでおりますが、令和7年1月から令和7年7月末までの7か月間で延べ1,905名、1日平均13.8名の利用があり、直近の7月単月においては1日平均17.6名の利用がありました。

これは、平成31年度より実施している行き活きタクシー利用料金助成事業の利用実績と同水準に早くも達しております、高齢者をはじめとした町民の皆様の新たな移動手段として、一定の手応えを感じております。

なお、8月末までの8か月間では、延べ2,379名、1日平均17.0名の利用となっておりまして、直近の8月におきましては、1日平均24名の利用がありまして、先ほど申し上げました行き活きタクシーをかなり上回った水準となっておりまして、利用者数は確実に増加しております。これからますます周知して、そして利用し

てもらう努力をすることが必要かと考えます。

利用者からは、待ち時間も少なく自宅前から行きたい場所まで移動することができ大変便利である、料金も400円とタクシーより安く助かっているなどの好意的なご意見をいただいております。

また、8月1日からは、町民の広域移動支援や交流人口の増加を見据えまして、福島空港や水郡線の駅、玉川村に所在する医療機関、矢吹泉崎バスストップ、こちら新宿、そして大阪、京都等の、あとは埼玉方面への交通手段として若い方々に非常に利用の多くなっているところでありますが、その矢吹泉崎バスストップなど6か所の町外乗降拠点を新たに追加し、運行範囲の拡大を図ったところであります。これにより、通院や帰省、観光など、より広域的な目的を持った移動への対応が可能となりました。

福島空港につきましては、まだ少数ではありますけれども、8月に矢吹駅に来て、そこから白河への観光に行ったと思われるお客様、そしてまた、この9月には3名の方が東京方面の方が同じようなルートで観光されているということで、いわゆる空港からのインバウンドであったり、新たな観光の資源を発掘していくことの助けになるんではないかというふうに期待しております。

なお、夜間や土日、祝祭日の運行を求めるご意見もいただいておりまして、今後も、町民のニーズを丁寧に把握しながら、さらなる利便性向上に取り組み、高齢者の自立支援や健康寿命の延伸、地域の活性化に資する公共交通の形を確立してまいる所存であります。

次に、地域おこし協力隊の着任についてであります。

今年度は、4月1日に観光分野で1名、有野真由美隊員でありますね、それから事業承継分野で1名、佐藤洋隊員、この計2名が着任しておりますが、有野真由美隊員におきましては、ツアーコンダクターの資格を持ち、また、前任の二本松では「岩代おじさん図鑑」でしたかな、そういうた著作もあったりして、そういうた経験を基にしながら、フィリピンからのミニツアーや企画したり、こっちでも新たな取組をしてもらっているところであります。

それから、佐藤洋隊員につきましては、そもそも事業承継分野で活躍していただくということで期待しておるわけでありますが、特に中小企業の後継ぎがいない、その事業承継のところを非常に丁寧な、そして綿密な相談活動を行っていただいておりまして、大変活躍していただいております。

そして、このたび、7月1日付で、地域ブランド分野で1名、スポーツ×デジタル分野で1名の計2名の隊員が新たに着任いたしました。

千葉県から移住された田浦大輔隊員、こちらが地域ブランド分野でありますが、これまでウイスキーを中心とした酒類の新商品開発等に携わってきた経験を生かして、本町の特産品のブランディングに関する活動を行っていただいております。

また、埼玉県から移住された田村優貴隊員は、スポーツ×デジタルの分野での活躍を期待しておりますが、これまでスポーツジムや学校部活動等でのトレーナー経験を生かしまして、スポーツ×デジタル振興プロジェクトにおけるスポーツトレーナーとして活動をいただいております。

次に、町道整備事業についてであります、社会資本整備総合交付金事業で実施しております東郷・小松線につきましては、地元から、そして周辺地域、特に矢吹駅を利用する東西白河郡、そして石川郡等の学生さん、あるいはお勤めの方々、通勤の方々の関係人口の方々ですね、こういった方々から整備の要望が多いところで

ありましたが、矢吹駅の東口側と善郷小学校前をつなぐ新規道路、延長94メートルの工事が完了いたしました、待望の供用を開始いたしたところであります。このほかの路線におきましても、速やかな事業の執行を図り、早期完了に努めてまいります。

次に、一般国道4号4車線化事業についてであります、6月17日、18日及び19日の計3日間で、矢吹鏡石道路における設計・用地説明会が開催されまして、延べ104名の地権者や地域住民等が出席されました。当日は、郡山国道事務所より道路計画図などについて図面を用いた説明があり、さらに今後のスケジュールも示されております。

町といたしましても、地権者や地域住民等へのサポートを行いながら、国や県と連携し、丁寧な対応に努めしていくとともに、引き続き、地域住民や道路利用者の声に寄り沿った道路整備となるよう事業推進を図ってまいります。

次に、日本三大開拓地交流事業についてであります、青森県十和田市から20名、宮崎県川南町から12名、矢吹町から10名の小学5、6年生が参加し、宮崎県川南町を開催地とした子供交流事業を7月29日から8月1日までの3泊4日で実施いたしました。

交流会2日目の7月30日に、カムチャツカ半島を震源とする地震に伴う津波注意報が全国的に発せられましたけれども、宮崎県においても津波の注意報がありまして、子供たちの安全を最優先に考え、2日目以降の日程と宿泊先を一部変更いたしました。サーフィン等、海辺での活動がなくなり、子供たちは残念がっていましたが、宮崎科学技術館見学や西都原考古博物館での勾玉作りの体験、それから天岩戸神社参拝などを通して子供たちの交流が深められたところであります。

今後も、未来を担う子供たちに、交流を通して開拓の歴史をつないでいくとともに、地域間交流の体験による幅広い視野を持つ人材の育成を推進してまいります。

ここまで、町政報告から6点を抜粋し、報告申し上げました。

矢吹町の地域創生に向け、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げまして、私からの町政報告とさせていただきます。

その他2項目については、お手元に配付いたしました第449回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（藤井源喜議長） 日程第5、報告第5号 専決処分の報告について（専決第11号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

[町長 蛭田泰昭町長登壇]

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、説明いたします。

日程第5、報告第5号 専決処分の報告についてであります、専決第11号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について、本件は、南会津地方環境衛生組合が令和7年3月31日に解散したことに伴い、福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規定の整備を行うため、福島県市町村総合事務組合規約を変更する必要があることから、地方自治法第180条第1項の規定により令和7年7月25日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

なお、この規約は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約の規定は、令和7年4月1日から適用するものであります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第5号 専決処分の報告について、専決第11号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更につきましては、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎議案の上程、説明（議案第29号～議案第32号、認定第1号～認定第7号）

○議長（藤井源喜議長） 日程第6、これより議案の上程を行います。

議案第29号、第30号、第31号、第32号、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、説明いたします。

日程第6、初めに、議案第29号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正により、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立支援を拡充するため、関係する2件の条例について一括して所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に合わせ、令和7年10月1日から施行するものであります。

次に、議案第30号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、矢吹町税特別措置条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除の対象期間について、令和7年3

月31日から令和10年3月31日に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第31号 令和7年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億9,611万7,000円を追加し、総額を82億5,472万円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税1億9,955万3,000円、国庫支出金925万5,000円、繰越金7,309万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を基金への積立金等により2億7,313万4,000円の増額、民生費を健康センターの施設改修工事等により1,004万5,000円の増額、教育費を矢吹中学校の給食施設改修工事等により449万8,000円増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに健康センター改修事業債を420万円、公園整備事業債を190万円追加するとともに、給食施設整備事業債を130万円、地域活性化事業債を150万円それぞれ増額するものであります。

次に、議案第32号 令和7年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでありますが、本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ258万円を追加し、総額を2億3,138万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金44万9,000円、国庫支出金257万9,000円をそれぞれ増額し、後期高齢者医療保険料44万8,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費を後期高齢者医療事務支援システムの改修により258万円増額するものであります。

次に、認定第1号 令和6年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてでありますが、令和6年度矢吹町一般会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

我が国の経済は、コロナ禍の影響から脱した後、企業収益が過去最高を更新し、設備投資も100兆円を超えるなど、企業部門が堅調さを維持しております、基調として緩やかな回復が続いている。しかしながら、家計部門においては、名目賃金の伸びが物価上昇にいまだ追いついていないことから、個人消費は力強さを欠いた状態が続き、景気の回復力は弱い状態が続いております。

また、円安は歴史的な水準まで進み、これが輸入物価を通じて国内物価を押し上げることにより、家計の購買力の低下を通じて、消費がさらに下押しされる可能性があります。さらに、中小企業等にとって、価格転嫁を行えなければ、原材料コストの上昇を通じて収益が圧迫されるリスクがある状況となっております。

一方、春季労使交渉におきまして33年ぶりの賃上げ水準が実現するなど、物価と賃金の好循環の実現が近づきつつある中で、持続的な賃上げと活発な投資が牽引する民需主導の自律的な成長型経済に移行する千載一遇のチャンスを実現できるか、日本経済は今まさにその正念場を迎えております。

こうした状況の中、本町においては、令和6年度は、第7次矢吹町まちづくり総合計画の前期基本計画の初年度として、計画に位置づけた重点方針及び事務事業の確実な推進を図り、各種事業に取り組みました。

一般会計の決算状況は、歳入面におきましては、町税が町民税の減により2.8%の減、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金が株式市場の活況等によりまして、それぞれ52.7%、82.0%の増、地方特例交付金が定額減税減収補填特例交付金の増により99.4%の増、地方交付税が普通交付税の増により8.1%の増、寄附金がふ

るさと納税の増により47.8%の増、町債が臨時財政対策債等の減により3.4%の減となりました。

歳出面におきましては、総務費がコミュニティプラザ改修工事等により30.4%の増、労働費がシルバー人材センター運営補助金の減により24.0%の減、農林水産業費がため池改修工事の進捗等により15.0%の減、商工費がプレミアム商品券事業等により43.0%の増、教育費が三神公民館改修工事等により25.5%の増となりました。

一般会計総額の決算収支は、歳入が89億5,709万4,000円、歳出が87億5,259万8,000円、そして差引き2億449万6,000円の黒字決算となりました。

今後の町政運営に当たりましては、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、第7次矢吹町まちづくり総合計画の着実な実現と、持続可能な矢吹町の実現に向け、協働のまちづくりを進め、住民福祉サービスの向上と財政健全化の両立に努めてまいります。

次に、認定第2号 令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてあります。

令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和6年度における決算額は、前年度対比で歳入1.5%の減額、歳出1.9%の減額となりました。また、被保険者の主な医療費である療養給付費につきましては、前年度対比で1.2%の増額となりました。団塊の世代の高齢者が75歳を迎えることから、令和6年度末の被保険者数は前年度末と比較して239人減の3,234人となっております。

予防事業では、特定健診や人間ドックをはじめとする各種検診の実施や、広報やぶきや保険証更新時の同封パンフレットへの記事掲載により、病気の早期発見、早期治療に係る広報啓発を実施しました。また、保健事業では、メタボリックシンドロームに着目した特定保健指導を行うなど、生活習慣病の発症や重症化予防のための取組を実施しました。

現在の国民健康保険制度は、福島県が財政運営の主体となり、町は資格管理、保険給付、国民健康保険税の賦課徴収及び保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業運営を担う役割分担によりまして事業を実施しております。

なお、令和6年度の決算収支は、歳入15億6,447万3,000円、歳出15億5,017万円、差引き1,430万3,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第3号 令和6年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてあります。

令和6年度矢吹町土地造成事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

町が宅地分譲を行い設置した公園及び緑地において、定期的な巡回点検等の維持管理を行いました。

なお、令和6年度の決算収支は、歳入が37万4,000円、歳出ゼロ、差引き37万4,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第4号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてありますが、令和6年度矢吹町介護保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画1年目としての事業運営を行いました。保険料については、今期から月額400円増額しまして、基準年額第5段階7万700円とし、現年度分の収納率は99.7%となりました。

保険給付につきましては、給付費総額が前年度より1.6%の伸びとなりました。給付費総額の内訳は、居宅

サービス給付費37.78%、地域密着型サービス給付費12.27%、施設サービス給付費42.93%、その他7.02%となり、施設サービス給付費の割合が増加しております。

要介護認定状況につきましては、65歳以上の高齢者の15.9%が認定を受けておりまして、前年度より認定率が0.6%増加しております。

なお、令和6年度の決算収支は、歳入が16億8,097万6,000円、歳出が16億3,303万円、差引きで4,794万6,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第5号 令和6年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和6年度矢吹町後期高齢者医療特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和6年度における決算額は、前年度対比で歳入11.6%の増額、歳出11.5%の増額となりました。団塊世代の高齢者が75歳を迎えて、後期高齢者医療への加入が増加傾向にあることから、令和6年度末の被保険者数は前年度末と比較して144人増の2,875人となっております。

後期高齢者医療制度は、福島県内の全ての市町村が加入する福島県後期高齢者医療広域連合が保険者となって主体的に制度を運営し、町は被保険者証等の窓口交付や保険料の徴収、各種届出や申請受付などの窓口業務を担っております。

なお、令和6年度の決算収支は、歳入が2億2,779万1,000円、歳出が2億2,734万1,000円、差引きで45万円の黒字決算となりました。

次に、認定第6号 令和6年度矢吹町水道事業会計決算認定についてでありますが、令和6年度矢吹町水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和6年度の給水戸数は5,081戸で、前年度に比べ52戸、率にして1.01%減少いたしました。また、給水人口は1万5,590人で、前年度に比べ158人、率にして1.00%減少しております。

水道利用状況につきましては、年間配水量は183万1,187立方メートルで、前年度に比べ1万3,801立方メートル、率にして0.76%増加となりました。また、年間有収水量は151万7,179立方メートルで、前年度に比べ3万196立方メートル、率にして1.95%減少となりました。

次に、収益的収支につきましては、収入総額は税抜きで4億50万8,351円となり、前年度に比べ856万1,041円、率にして2.18%増加しました。主に他会計補助金の増加によるものであります。

また、支出総額は税抜きで3億8,862万4,182円となり、前年度に比べ919万3,541円、率にして2.42%増加いたしました。主な要因は、工事請負費の増加によるものであります。

この結果、収支差引き額1,188万4,169円が当年度純利益となりました。

次に、資本的収支につきましては、収入総額が税込みで8,579万4,000円に対して、支出総額は税込みで1億9,235万3,257円となり、1億655万9,257円の収支不足額が生じましたが、これについては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

令和6年度の主な工事につきましては、町道東郷・小松線配水管新設工事をはじめ、配水管更新工事を実施いたしました。

なお、水道事業につきましては、安全・安心な水道水を安定的に供給するため、老朽水道設備の更新に加え、適切な施設の維持管理に努めてまいりました。

次に、認定第7号 令和6年度矢吹町下水道事業会計決算認定についてであります、令和6年度矢吹町下水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

公共下水道受益地における接続件数は4,689件となり、前年度に比べ176件、率にして3.90%増加いたしました、接続率は85.4%となりました。

また、総処理場流入量は132万7,473立方メートルとなりまして、前年度に比べ4万5,360立方メートル、率にして3.54%増加しております。

年間総有収水量は84万2,052立方メートルとなり、前年度に比べ7,320立方メートル、率にして0.88%増加いたしました。

大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区における農業集落排水接続件数は639件となりまして、前年度に比べ4件、率にして0.63%増加し、接続率は84.6%となりました。

次に、収益的収支につきましては、収入総額は税抜きで5億7,711万9,884円となり、主な内容は、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料及び他会計補助金であります。

また、支出総額は税抜きで5億8,265万2,752円となり、主な内容は、管渠費及び処理場費であります。

この結果、収支差引き額553万2,868円が当年度純損失となりました。

次に、資本的収支につきましては、収入総額が税込みで3億9,144万6,200円に対して、支出総額が5億2,717万1,064円となり、1億3,572万4,864円の収支不足額が生じました。これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

令和6年度の主な工事につきましては、公共下水道事業は、接続率の向上、整備区域拡大を図るため、北浦地内において本管埋設工事を実施いたしました。また、新町地内ほか7か所において、老朽化したマンホールポンプの改築更新工事を実施いたしました。

農業集落排水事業は、機能強化事業により、寺内処理場内の機械機器及び寺内処理区内において老朽化したマンホールポンプの改築更新工事を実施いたしました。

なお、下水道事業につきましては、公共下水道施設や農業集落排水施設の適切な維持管理を行い、施設の長寿命化を図るとともに、居住環境の向上と自然環境の保全に努めてまいりました。

以上、提案理由とさせていただきました。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜議長） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前11時04分）

令和 7 年 9 月 8 日 (月曜日)

(第 2 号)

令和7年第449回矢吹町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年9月8日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	梅	宮	美和子	2番	小	島	紀	子
3番	芳	賀	慎也	4番	関	根	貴	将
5番	高	久	美秋	6番	鈴	木	浩	一
7番	富	永	創造	8番	三	村	正	一
9番	鈴	木	隆司	10番	青	山	英	樹
12番	角	田	秀明	13番	堀	井	成	人
14番	藤	井	源喜					

欠席議員（1名）

11番 熊田 宏

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭	副町長	鈴木一史
教育長	大杉和規	総務課長	木孝也
企画・デジタル推進課長	国井淳一	まちづくり推進課長	神山義久
会計管理者兼総合窓口課長	佐藤浩彦	税務課長	渡辺憲二
保健福祉課長	山野辺幸徳	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	鈴木辰美
商工観光課長	柏村秀一	都市整備課長	有松泰史

上下水道課長 小 磯 剛 行政管理監兼
危機管理監兼 阿 部 正 人
政策管理監

教育次長兼 教育振興課長 佐 藤 豊 生涯学習課長 西 山 貴 夫

子育て支援 課 小 棟 勲

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、11番、熊田宏議員より、体調不良のため本日は欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（藤井源喜議長） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ質問の時間について確認させていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせいたします。質問時間終了3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中であっても質問は打切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることとなります。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 三 村 正 一 議員

○議長（藤井源喜議長） 通告1番、8番、三村正一議員の一般質問を許します。

8番。

〔8番 三村正一議員登壇〕

○8番（三村正一議員） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴席においての皆さん、傍聴ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、一般質問、通告いたしました一般質問について、質問を朗読させていただきます。

3つほどございますが、1つ目はA I活用型オンデマンドバスの公共交通事業についてでございます。

質問の目的でございますが、A I活用型オンデマンドバスが令和7年1月より運行開始されて、今まで高齢者支援の行き活きタクシーと併用となり、町内利用者においては利便性が高まっています。これらの運営状況を町民の皆様に公表、公開することにより、理解を深めてまいりたいと思います。

質問しようとする背景や経緯、課題等でございますが、A I活用型オンデマンドバスの予算対実績、運営・運行状況とコストパフォーマンス（費用対効果）について確認し、利用者増加方法についての検討としたい。

質問事項でございますが、1つ目は、令和6年度のA I活用型オンデマンドバス、行き活きタクシー、コミュニティバスの実証実験の実績額、財源内訳、利用者数について、当初計画の予算と実績をお尋ねします。

2つ目でございますが、A I活用型オンデマンドバスについて、令和6年度、令和7年度の財源（補助金、交付金等及び一般財源）の内容についてお尋ねをいたします。

3つ目でございますが、A I活用型オンデマンドバスの課題と利用者拡大について、どのように捉えて課題解決に取り組まれているのかをお尋ねいたします。

大きな質問の2番目でございますが、行財政改革実行計画と公共施設等総合管理計画についてお尋ねをいたします。

質問の目的でございますが、令和7年7月に矢吹町行財政改革実行計画（令和7年度～令和9年度）が示されました。それと関連して、矢吹町公共施設等総合管理計画、平成28年3月制定で令和4年4月改定がございましたが、との整合性について明確にすることにより、町民の福祉に寄与したいという目的でございます。

質問しようとする背景や経緯、課題でございますが、矢吹町公共施設等総合管理計画では、取得から30年後に大規模改修を行い60年後に建て替えをすると仮定した場合、施設の長寿命化対策を行わず全て保有した場合、今後40年間で1,068億円、年平均26億円の更新費用がかかるとされ、長寿命化対策をしても今後40年間で327億円、年平均8億円の費用が見込まれております。

今回の行財政改革実行計画の実施に当たり、公共施設等総合管理計画の基本の方針がどのように生かされたのかを確認することで、ムダ、ムリ、ムラを少なくしていきたいと思います。

質問事項でございますが、近年、建築資材や人件費等の高騰によりイニシャルコスト（稼働までの建設費）が上昇し、8月実施のスマートパークのプロポーザル方式も不調となりました。このような中、公共施設等総合管理計画や個別施設計画において見直しが必要となります。学校施設・公営住宅施設等の見直し状況についてお尋ねをいたします。

2つ目でございますが、令和7年6月の学校規模適正化検討委員会において、令和18年度小学校児童数が、各学年80名で、全体で479名との資料が提出され、町内4小学校を1校に統合する案が提示されております。その建設費等の概算見積りが約80億円となっております。少子化が進む中での対応となりますが、長寿命化計画との関連について、どのような資金計画により実施するのかをお尋ねいたします。

3つ目でございますが、町立4幼稚園の統合についても検討され、1か所に統合、新築するという結果が報告されました。

こども家庭庁では、2026年度より保護者の就労要件を問わず保育所等の利用ができるこども誰でも通園制度が施行されます。このような情勢の変化は、幼稚園児の減少が予想されます。

群馬県太田市では公立幼稚園を民営化し、その成果として学校給食無料化や、精米センターを造り地元産米を生徒に供給する等を行っております。

行財政改革の中で幼稚園民営化によるメリット、デメリットを検討する考えはないかをお尋ねいたします。

大きな質問項目の3番でございますが、（仮称）スマートパーク基本計画についてでございます。

質問の目的でございますが、矢吹町スポーツ×デジタル振興プロジェクト事業は、令和5年度から令和7年度までの3年間で、デジタル田園都市国家構想交付金対象事業として（仮称）スマートパーク基本計画により実施されております。その計画内容を明らかにし、町民の理解増進に努めたいと思います。

質問しようとする背景や経緯、課題でございますが、（仮称）スマートパーク施設建設のプロポーザル方式

による設計と建築の一括発注方式が事業費不足により不調に終わり、今後は設計と建設を分けて指名競争入札により発注する予定となっております。概算事業費1億9,563万円と国・県の補助金に変更はないか、（仮称）スマートパーク基本計画のパブリックコメントに対する対応についてただし、今後の事業運営に寄与していきたいと思います。

質問事項でございますが、設計・施工一体型プロポーザル方式要求水準や実施要領を満たす提案が得られず、不調に終わった。主な原因として、人件費及び材料費の高騰、トレーニングルームの特殊な構造の必要性、地盤改良に想定以上の費用が必要とのことであります。現在の計画内容と（仮称）スマートパーク基本計画は、令和5年度から令和7年度の3か年で、施設建設の概算事業費は1億9,563万円であり、ソフト事業費は8,391万円となっております。ソフト事業、ハード事業の年度別の内容明細と財源の実績、見込み等についてお伺いをいたします。

2番目でございますが、管理運営について、提供するサービスに見合った適切な対価を基に持続可能な運営を目指すとしておりますが、運営主体と事業内容、運営費補助金、ランニングコスト、事業収支計画等について、それらの検討状況をお伺いいたします。

3点目でございますが、（仮称）スマートパーク基本計画（案）のパブリックコメントの実施結果について、町のホームページに掲載されておりますが、提出された意見等に対し、町の考え方方が明示されていない項目があります。このような中でスマートパークが建設されようとしておりますが、コメントへの対応やその他の課題を整理、解消し、建設後の運用等（具体的な運営方法、運営主体、施設での活用方法）を住民に示し、進めるべきだと考えておりますが、その点についてお尋ねをします。

考え方方が明示されていないコメント、パブリックコメントですが、ナンバー4番の施設利用のイメージに具体性がない、ナンバー5番の今までの実証事業と基本計画の関連性はどうなっているか、ナンバー10番の単なるジム施設ではなく、地域の健康ハブの機能を持つとは、どのような機能を求め整備するのか、ナンバー12番のどのようなデジタル機器が設置されるのか、どのようなスポーツコミュニケーションが設立されるのか、どのようなトレーナーやスタッフがそろうのか、ナンバー22番のユニバーサル指針を基に計画されていない、ナンバー29、個別計画の内容（事業、スタッフ人員、利用者等）を示してほしい、ナンバー30番、体育・運動能力の向上、タレント発掘事業、英語教育、ヘルスケア、ジュニアアスリート活動支援、デジタル地域通貨と体験の運動等の事業運営の規模と予算はどのくらいか、以上について明示されておりませんので、それらについてお尋ねをしたいと思います。

以上、ご答弁よろしくお願いをいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 議場の皆さん、おはようございます。

傍聴に来られた皆様には、大変お忙しい中、ありがとうございます。励みになります。

それでは、8番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、令和6年度のA I活用型オンデマンドバス、行き活きタクシー、コミュニティバス事業の当初計画

の予算と決算、財源内訳などについてのおただしであります。

まず、A I 活用型オンデマンドバス実証事業の当初予算につきましては、システム導入業務委託費が1,862万2,000円、バスの運行業務委託費が2,595万円、その他備品購入費等が938万9,000円で、歳出の合計額は5,396万1,000円であり、その財源内訳は、デジタル田園都市国家構想交付金が2,697万9,000円で約半分、一般財源が2,698万2,000円であります。

次に、決算額につきましては、システム導入業務委託費が1,830万円、運行業務委託費が734万3,000円、その他広報資材作成業務委託費等が225万2,000円で、歳出の合計額は2,789万5,000円であり、その財源内訳は、デジタル田園都市国家構想交付金が1,425万4,000円、一般財源が1,364万1,000円であります。

歳入歳出ともに大きく減額となった理由につきましては、当該事業におきまして、当初、令和6年10月1日から令和7年3月末日までの6か月間を事業期間として計画しておりましたが、令和6年9月議会定例会で三村議員へ答弁いたしましたとおり、当該事業につきましては、プロポーザルに参加していたバス運行事業者について、国のコロナ関連助成金の取扱いについて不適切な点があり、予定していた審査会を延期したということで、事業期間を令和7年1月15日から3月末日までの約3か月に変更せざるを得なかつた、短縮せざるを得なかつたということであります。

A I 活用型オンデマンドバスの利用者数につきましては、1月の運行開始から3月までの51日間の運行で、利用者は延べ634名、1日当たりの利用者は12.4名であります。

なお、今年度の1日当たりの利用者数は約17名となっておりまして、直近の8月におきましては1日当たり約24名と、当初の3か月の1日平均の倍近くということで利用していただくなど、着実に増加してきております。

次に、行き活きタクシーの当初予算につきましては、利用料助成金業務委託費が456万円でありますと、その財源は、全額一般財源であります。

次に、決算額につきましては、利用料業務委託費が582万1,000円であり、その財源内訳は、全額一般財源であります。

行き活きタクシーの利用件数につきましては延べ7,052件、1日当たり19.3件であります。

最後に、コミュニティバスの当初予算につきましては、実証実験運行業務委託費が855万1,000円であり、その財源内訳は、福島県地域公共交通活性化事業補助金が285万円、一般財源が570万1,000円であります。

決算額につきましては、A I 活用型オンデマンドバス実証事業の事業開始がさきに述べましたような事情で今年の1月となったということで、地域公共交通の空白期間をなくすため、当初の令和6年9月末までとしていたものを令和6年12月末まで事業期間を延長した。地域公共交通の空白ができると、皆様に大変なご不便をかけるということで、延長したわけでありますね。その実証実験運行業務委託費が1,411万円に増額となり、その財源内訳は、福島県地域公共交通活性化事業補助金が456万7,000円、一般財源が954万3,000円であります。

コミュニティバスの利用者数につきましては、4月から12月までの156日間の運行で延べ2,142名、1日当たり13.7名であります。

少子高齢化が進展する中、将来を見据え、町民の皆様の移動手段を、また運転免許返納等、そういったことが進んでいく中で、どういった形で公共交通、皆様の足を確保していくかということを、日々、腐心しております。

ますので、またしっかりと確保してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、A I 活用型オンデマンドバスの財源についてのおただしであります。

令和6年度の財源につきましては、先ほど答弁したとおりであり、今年度の財源につきましては、事業予算額の4,630万6,000円のうち、共創モデル実証運行事業交付金で2,545万円、福島県地域公共交通活性化事業補助金で250万円、A I 活用型オンデマンドバス利用料で150万円、残りの1,685万6,000円を一般財源で見込んでおります。

なお、昨年度と今年度におけるバス1台、1日当たりの運行コストを比較いたしますと、昨年度、言わばスタート時点で、1日当たりですと約27万3,480円、1日1台、1日当たりの運行コストであったものが、今年度は約9万5,692円ということで、約3分の1強に減っております。

この今年度の運行コストが前年度と比較して大きく減額となったことの要因といたしましては、こういった事業には付き物とも言えますが、システム等の初期導入、初期コスト、初期導入費用がなくなったということであると考えておりますし、引き続き地域公共交通が持続可能な形となるよう、利用者の増加や財源の確保等、工夫をしながら取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、A I 活用型オンデマンドバスの課題解決と利用者拡大への取組についてのおただしであります。

人口減少、少子高齢化、こういった全国的な課題が進む中、運転手不足や免許返納者が増加していく、今後、どんどん増加していくと予想されておりますが、そういった形で町民の皆様が移動に必要な足が失われていくということで、公共交通を取り巻く環境は厳しくなっておりますが、これはぜひとも必要なものであると。町民の皆様の移動手段を確保するということは、喫緊の課題であります。

こうしたことから本町では、町民の皆様が安全で安心に移動するための手段を確保するために、将来性と必要性を見据え、A I 活用型オンデマンドバス実証事業を本年1月から開始したところであります。

本事業の課題といたしましては、持続可能な公共交通を実現する上で不可欠な財源及び地域の公共交通の担い手の確保、このことが挙げられます。

そのため、引き続き国・福島県の補助金を最大限に活用するとともに、運行収入等の自主財源を確保するための方策について検討を進めてまいります。

また、運行業務を担う事業者と連携を図りながら、A I の精度を向上させ、より最適で効率的な運行ルートを生成し、経験の浅いドライバーでも安全で安心、そして効率的な運行を可能とするような、今、ベテランドライバーがどんどん、タクシードライバーも含めて減ってきておりますので、そういった中で、経験の浅いドライバーでも安全で安心で効率的な、そして短時間で運行ができる、目的地まで行ける、こういったことを可能にするようなものということで、A I オンデマンドバスということを進めているわけであります。地域公共交通の担い手のハードルを下げ、担い手を確保しやすい環境の整備に努めてまいります。

利用者の拡大に向けた取組につきましては、自主財源を確保し、公共交通の持続可能性を高める上で重要なことから、矢吹町地域公共交通計画に基づき、近隣市町村への運行箇所の拡大についても検討してまいりました。

具体的には、以前から町民の皆様から寄せられておりましたご要望、意見を基に、本年8月1日より玉川村の医療機関や、隣接ということで非常に矢吹町からの利用者も多いわけです、玉川村の医療機関や、交通結節

点である泉郷駅と川辺沖駅を運行箇所として追加するとともに、インバウンドによる観光・交流人口の増加により町の活性化を図るため、福島空港や矢吹泉崎バスストップ、一部にちょっとなじみがないかもしれません、首都圏、そしてまた関西圏に行く高速バスで、非常に低料金で若者等に多く利用されております、行き先が東京都新宿、そして埼玉県の越谷、そして大阪、京都というところに往復をしておりまして、大変便利なものであります、そこにも新たな運行箇所として追加し、運行しております。

引き続き町民の皆様からのニーズを踏まえ、さらなる利便性の向上と利用者の拡大を図り、持続可能な公共交通の実現に向けて着実に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

次に、公共施設等総合管理計画や個別施設計画の見直しについてのおたたしであります。

公共施設等総合管理計画は、地方公共団体が所有する全ての公共施設について現状を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化を計画的に進めることで、将来の財政負担を軽減し、公共施設の最適な配置を実現するための計画であり、本町では平成28年3月に矢吹町公共施設等総合管理計画として策定しております。

また、施設ごとには定期的な点検・診断の実施のほか、予防保全型維持管理を前提とした概算費用の算定や、その考え方等を明確化した個別施設計画を策定し、施設の適正な維持管理に取り組んでいるところであります。

公共施設等総合管理計画のこれまでの見直し状況といたしましては、平成31年3月に国のユニバーサルデザイン2020行動計画、これを反映させるために、ユニバーサルデザイン化の推進項目を追記しております。また、令和4年3月には、施設ごとの個別施設計画の策定がおおむね完了したということから、各施設の長寿命化を実施した場合の更新費用を試算し、長寿命化を実施しなかった場合の費用と比較、検討するなど、適時見直しを実施してきたところであります。

議員おたたしの学校教育施設や公営住宅等の個別施設計画の見直し状況につきましては、多くの個別施設計画において計画期間を10年間としておりまして、そのうち早いものでは令和9年度末で計画期間が満了するということから、今後、見直しに向けた検討作業が必要になるものと認識しております。見直しに当たりましては、これまで取り組んできた長寿命化計画について、その進捗状況や課題等を検証するとともに、昨今の物価高騰や少子高齢化、人口減少等、社会経済情勢の変化を踏まえながら見直しを進めてまいりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

最後に、どのような資金計画により小学校の統合を実現するかについてのおたたしでありますが、6月開催の学校規模適正化検討委員会において示された統合小学校建設に係る概算事業費につきましては、検討委員会での検討を深めるために他の自治体を参考に算出した大まかな見積額であります、また、4小学校、4つの小学校を1校に統合し、新たな小学校を建設する案につきましては、検討委員会での検討段階の1つの案であることから、統合するのかどうか、新たな小学校を建設するのかどうかを含め、町はまだ何も決定しておりません。

検討委員会は、矢吹町立学校の適正規模及び適正配置や望ましい学校教育環境の整備を検討するための専門部会であり、令和6年7月に町立小学校の適正な規模及び配置の在り方について教育委員会が諮問したところであります。諮問を受け、検討委員会では町立小学校のるべき姿や適正な児童数、学級数など、多岐にわたる議論をしているところであると伺っております。

町といたしましては、小学校建設に係る財政計画を検討する段階には、今、申し上げたようなことから、ま

だ至っていないと考えております。

検討委員会から教育委員会に対し正式な答申がなされましたら、教育委員会としっかりと連携し意思疎通を図りながら、矢吹町立小学校の適正規模・適正配置基本方針（案）の策定に向け具体的な検討を進めるとともに、議会へも適時報告をし、ご意見を反映してまいりたいと考えております。

なお、仮に小学校を新たに建設することとなった場合には、大変多額の費用がかかるということは明白でありますので、国や福島県の補助金及び有利な地方債等の活用や新たな基金による積立て等、様々な手段を講じ、より詳細な検討をする必要があるものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 議場の皆様、おはようございます。

傍聴においでの方々、ありがとうございます。

答弁の前におわび申し上げます。一般質問にもいただいてスマートパーク事業の整備であります、今回、急遽、一部見直しをすることとなりました。住民の皆様、議員の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。また、本日、スマートパーク事業の整備に係る質問をいたしております三村議員にも、ご迷惑をおかけしましたこと、おわび申し上げます。申し訳ありません。

それでは、答弁に移らせていただきます。8番、三村議員への質問にお答えいたします。

初めに、行財政改革を進める中で、町立幼稚園を民営化した場合のメリットとデメリットを検討する考えについておたたしであります、本町では、全国的に進行している少子化の現状を踏まえ、望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、令和4年度に矢吹町学校規模適正化検討委員会を設置し、幼稚園のよりよい教育環境の整備及び充実した幼児教育の実現に資する町立幼稚園の適正な規模及び配置の在り方について委員会に諮問し、答申をいたしました。それを受け、令和5年4月には矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置の基本方針を、令和6年7月には矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置基本計画を策定し、4つの町立幼稚園を令和8年度以降に統廃合するとともに、運営形態は町立幼稚園として継続することとしたところであります。

三村議員おたたしの幼稚園民営化の検討についてであります、全国的に公立幼稚園の民営化を行財政改革の観点から進めている自治体があることは承知をしております。

確かに、民営化には財政効率化や運営の柔軟化といった利点があるとされており、また、議員例示の群馬県太田市のように、幼稚園の民営化により浮いた財源を給食無償化や地産地消の取組に活用するなどの特色ある事例も見受けられます。

しかし、本町と太田市では人口規模や財政規模が大きく違うことに加え、地域ごとに異なる園児数の減少傾向や人材確保の困難さなど、考慮すべき本町特有の課題が多くあります。

そうしたことから、教育委員会といたしましては、同様の手法をそのまま本町に当てはめることは難しいと認識しております。

加えて、本町のような小規模自治体においては、民営化を進める上で重大な課題が幾つかあります。

第1に、障害などにより支援を必要とするお子さんや、日常生活を営むために医療を要するお子さん、いわゆる医療的ケア児を無条件で受け入れができる施設が確実に担保されなくなるおそれがあります。町立幼稚園は、どの子供も等しく受け入れるという役割を果たしてきており、これは公立であるからこそ実現できる重要な責務であります。

第2に、地域との連携や教育の一貫性の確保という点であります。町立幼稚園は、小学校との連携や地域行事への参加を通じて、教育と地域社会を結びつける役割を果たしており、民営化によって運営主体が変われば、こうした地域的、教育的なつながりが弱まる懸念があります。

第3に、職員の専門性の確保と安定的な雇用という点であります。町立幼稚園の職員は、長年にわたり本町の子供たちの成長を支えてまいりました。その経験や専門性は町の貴重な財産であり、民営化によって職員体制が不安定化することは避けるべきであります。

第4に、運営の継続性と町による監督の必要性という課題があります。民営化を行った場合でも、町は教育行政の主体として監督責任を免れることはできません。事業者の経営環境や方針の変化によって安定した園運営が揺らぐ場合には、町が追加の支援を行わざるを得ず、結果として財政的・人的な負担が残り続けるリスクがあります。

これらのメリット、デメリットについては検討委員会においても議論され、再配置する園の運営形態は町立幼稚園がふさわしいと答申を受けております。

少子化により幼稚園の園児数減少が見込まれますが、だからこそ町立幼稚園を統合し、公立として責任を持って受皿を維持することが、全ての子供に等しく教育機会を保障する上で重要であると考えており、これらを総合的に検討した結果、本町では民営化ではなく、統廃合後も公立幼稚園として運営を継続することを基本計画に明示しております。

町立幼稚園の統合、運営は「子どもをまんなかに据える」という理念の下、教育の質と子供の安全を最優先に進めてまいります。公立で運営を続けることで、全ての子供に教育機会を等しく保障するとともに、保護者にとっても安心して子供を預けられる環境を確保いたします。

子供はまちの未来であり、一人一人の育ちを大切にすることが教育行政の使命であります。

今後も、教育の質と子供の安心を守ることに全力を尽くして取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ソフト事業、ハード事業の年度別の内容明細等と財源の実績、見込み等についてのおただしであります。スポーツ×デジタル振興プロジェクトにつきましては、本町のさらなるスポーツ振興を図り、限られた地域資源を有効に活用しながら、スポーツや運動を通してまちのにぎわいを創出することを目的に、関係・交流・流入人口の増加に向けた取組を推進するプロジェクトであります。本プロジェクトは、デジタル田園都市国家構想交付金の採択を受け、令和5年度より3か年で計画し、これまでに様々な事業に取り組んでまいりました。

初めに、ソフト事業についてであります。年度ごとに大きく分けて4つの事業に取り組んでおります。

令和5年度は、プロジェクトの準備期間と位置づけ、1つ目はプロジェクトビジョンやハード整備に係るコンセプトの策定などの検討、2つ目は小中学生を対象とした体力・運動能力の向上事業と、成人を対象とした

ヘルスケア事業の展開、3つ目はストリート陸上や3×3バスケットボールイベントを開催するなどのまちのにぎわいづくり、4つ目は拠点施設の整備に向けた検討を行っております。

令和6年度は、助走期間と位置づけ、1つ目は用地取得のための地権者交渉、2つ目は拠点施設の整備に係る基本計画案の作成などのハード整備に向けた準備、3つ目はスポーツを活用した英語教育プログラムや中学生・高校生の部活動を対象としたアスリート活動支援などの実証事業、4つ目は本プロジェクトのプロモーション動画の作成とウェブサイトの開設などの情報発信の強化を行っております。

今年度は、実践期間と位置づけ、1つ目は拠点施設基本計画の策定やパブリックコメントの実施などのハード整備に向けた準備、2つ目は地域おこし協力隊の人材育成や運営主体となる団体の整備などの自走に向けた取組、3つ目は機運醸成イベントの開催、4つ目はウェブサイトの更新など情報発信に取り組むこととしております。

次に、ハード事業につきましては、令和5年度は拠点施設の建設予定地の地質調査を行い、令和6年度は用地測量や建設予定地の用地買収及び賃貸借契約を締結し、今年度は拠点施設基本計画の策定や拠点施設の整備を進めておりました。

次に、事業費に係る財源の決算額等についてであります、令和5年度の事業費につきましては、スポーツ×デジタル振興プロジェクトの企画及び事業推進に係る支援業務委託などの委託費が約4,009万円、体成分測定装置などの備品購入費が約306万円、合計で約4,315万円であり、この財源内訳は、交付金が約1,925万円、残りは一般財源であります。

令和6年度の事業費につきましては、スポーツ×デジタル振興プロジェクト支援業務委託などの委託費が約3,502万円、建設用地取得のための公有財産購入費が約4,063万円、合計で約7,565万円であり、この財源内訳は、交付金が約1,701万円、残りは地方債及び一般財源であります。

なお、公有財産購入費については、交付金の対象外であります。

今年度の事業費につきましては、令和6年度からの繰越分として事業費が約9,079万円、現年度分として事業費が約2,104万円、合計で約1億1,183万円を見込んでおりました。

繰越分の内訳といたしましては、設計業務委託などの委託費が約2,412万円、建設に係る工事費が約6,644万円、建築確認申請などの手数料が約23万円、合計で約9,079万円であり、この財源内訳は、交付金が約4,406万円、残りが一般財源となっております。

現年度分の内訳といたしましては、スポーツ×デジタル振興プロジェクト支援業務委託などの委託費が約2,104万円であり、この財源内訳は、交付金が約1,052万円、残りが一般財源となっております。

事業内容等については、以上のとおりでありますので、ご理解とご協力を願いいたします。

次に、運営主体と事業内容、運営費補助金、ランニングコスト、事業収支計画等についてのおただしであります、(仮称)スマートパークの整備については、設計・施工一体型の公募型プロポーザル方式の不調を受け、次年度へ繰り越すための手続について国・福島県と協議を行ってまいりましたが、今年度に事業を繰り越す際に、国から承認を受けた内容と同一でなければ交付金の対象とならないことが判明したため、他の補助金や交付金を調査するなど、拠点施設の整備手法を検討し直し、(仮称)スマートパーク整備事業の事業計画を見直すことといたしました。

議員おただしの（仮称）スマートパークを管理運営する上で必要な事項につきましては、事業計画の見直しの中で一体的に検討してまいります。

なお、スポーツ×デジタル振興プロジェクトにつきましては、第7次矢吹町まちづくり総合計画に掲げた町の重要な政策であり、事業計画の見直しにはなりますが、例えば既存施設を活用し、町民の皆様にパーソナルトレーニングの効果を体感してもらうなど、町民の皆様の本プロジェクトに対する理解醸成を図る取組に力を入れるなど、本プロジェクトを前に進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、（仮称）スマートパーク基本計画のパブリックコメント実施結果についてのおただしであります、町のホームページに掲載しておりますパブリックコメントの実施結果につきましては、計画を具体化するに当たり検討中であった事項が含まれていたことから、一部のご意見に対し、町の考え方方が明示できなかつた項目がありました。

現在進めている整備計画については、さきに申し上げたとおり見直しを行うことから、パブリックコメントで町の考え方方が明示できなかつた項目についても、考え方を整理し、整備計画に生かすとともに、改めてアンケートなどを実施し、ニーズの把握を進め、町民の皆様により一層喜んでもらえる事業となるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） ご答弁ありがとうございました。大変丁寧に説明をいただきまして、感謝を申し上げます。

それでは、ご答弁の中から再質問をさせていただきたいと思います。

一番最初に、スマートパークからお願いしたいと思いますが、よろしいですか。それでは、スマートパークについて再質問をさせていただきたいと思います。

ご答弁の中で、今回、見直しを図ることになったというようなご答弁ございましたが、見直しされて、今後も施設は、例えばの話で、整備しなくとも進めていくと、いろんなプロジェクトを進めていきたいというようなご答弁ございましたが、その中で、今回、事業費について、令和5年度から6年度、7年度の事業費をお伺いしたところでございますが、令和5年度のご答弁、事業費の中で、スポーツ×デジタル振興プロジェクトの企画及び事業推進に係る支援業務委託などの委託費が4,009万円、体成分測定器などの備品購入費が306万円で、4,315万円ということでございますが、これらのやつた事業についてはいろいろ報告をいただいているんですが、個別にこの事業で幾らかかったか。この事業を継続するのに、例えば三神小学校で小学校2年、3年生を相手にして、いろんなスポーツの体力測定とかいろんなものございましたが、そういうしたものに対して、1回幾らぐらいの予算でやっているのか、それから、そのほかの事業についてどのような形で……。

○議長（藤井源喜議長） 三村議員、一問一答なので、一問としてください。

○8番（三村正一議員） 4,009万円の事業費の内訳についてお尋ねしたいと思いますが。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

令和5年度のソフト面の事業内訳というご質問でございますが、こちらの事業も含めて一括で委託料、委託契約をしている中で事業を進めておりますので、個別具体的にこの事業が幾らかかったというところではなくて、支援業務委託契約の中でそれぞれの事業を展開していただいておりますので、個別具体的にそれぞれの項目に対してもお示しすることはできないような状況でございます。

以上でございます。

以上、三村議員の再質問にお答えいたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 5年度も6年度も委託されているのは、そのような内容の中で一括して発注をしているというふうに理解をいたしますが、一括発注の中で、ある程度、概算見積りとか何かがあつて4,009万円になつたと私は考えているんですが、4,009万円あるからこれで事業やつてくれというような逆の提案ではないと思うんですね。

ですから、そういう内容のことをお尋ねしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

個別事業は、それぞれが積み上げて委託契約のその業務を、金額を出しておりますので、今、委託内容をこの場でお示しするようなことがちょっとできないという状況でございますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 私の質問の考え方といいますのは、この事業が補助事業終わった後で、同じような事業を、もし町が単独でこれから進めようと、補助なしで進めようとしたときに、一体幾らで同じような事業ができるんだということを試算するのには、明細が示されないと、検討も何もできないんですね。協議も何もできないと思います。

それで、今後、それらの明細を出していただくような考えはあるのかどうかをお尋ねしたいと思います。今、この議場でなくて、後からでも結構ですから、その辺の考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問にお答えします。

ご相談していただければ、そちらについて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいた

します。

以上で、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 内容開示されるときは、議員全員に開示していただくようにお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、ちょっとパブリックコメントを行う時期が、今年の3月から4月にかけて施設建設の、施設のパブリックコメントございましたが、私の考えでは、ちょっと遅かったんじゃないかなと。

本来は、令和5年度から、そういう5年、6年ということで進んでいたとすれば、パブリックコメントを事業開始の時点でこういった事業を進めますよという、町民にいろんな考え方を尋ねるというのも一つの手法だったと思うんですが、その点について、遅れたというような考えはございませんか。質問いたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今現在となればと思いますが、事業への進め方について、いろいろ課題があったというところもあるのかなというふうに考えております。

パブリックコメントの時期も含めて、進め方に課題があったのかなというふうには、今となれば、そういうふうなところがあったのかなというふうに考えております。

以上で、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） このスポーツ×デジタル振興プロジェクト事業というのは、2分の1が国の交付金ということで、残りは交付税措置であるというような、50%交付税措置というような説明を受けておりましたが、これらについては、この交付税措置について、交付税が来るまでの間、町債ということで町で起債してそれらの財源を補うわけですが、その交付税が来た際に、起債の元利金に対して交付税が100%支給されるのかどうか、町の持ち出しが出ないのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 三村議員の再質問にお答えいたします。

まず、交付税措置の件でございますが、交付税措置は、現段階では残り分を交付税措置されるという予定でというふうに伺っております。

以上でございます。

以上で、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） この事業に対しての町の持ち出しじゃないということを再度確認したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

交付金対象もありますが、交付金の対象外でももちろんございますので、町の持ち出しもございます。

以上で、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） そうすると、交付金対象外以外のものは、100%国から交付税措置で対応される、町の持ち出しじゃないということに受け取ったんですが、それでよろしいでしょうか。いや、だから、それは土地の分は。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

交付税措置とは別に、町の一般財源での持ち出しがございます。

以上でございます。

以上で、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 交付税措置があるからといって、100%国からお金が来るわけではないということが確認できました。

それで、これ補助金の事業の在り方について、住民にとって本当に必要な緊急性のある事業かは、十分吟味して政策にすべきであって、補助金があるからやるとか、来なくなつたからやめるというのは、本末転倒であるんではありませんかということで、まずは、現在住んで生活している住民の生活を第一に考えて、次に町の将来的な課題、にぎわいの創出や流入人口の増加に取り組むべきと考えますが、今回、補助金が来なくなつて、変更になった関係の質問ですが、これらについての考えは、執行部の考えをお尋ねします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 8番、三村議員の再質問のほうにお答えいたします。

先ほども答弁の中で申し上げさせていただきましたけれども、現在、この整備計画につきましては、見直しを図っていくというようなこととなりました。

その際、パブリックコメントで町の考え方方が明示できなかつた項目についても、再度検討して生かしていくたい。さらには、ニーズの把握なども努めながら、町民の皆様にとって本当に必要なものなのかどうか、本当に必要な事業にしていくにはどのように進めていったらよいのか、議員おっしゃるようにそのあたりを一番に考えながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上で、三村議員の再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） ご答弁ありがとうございました。

次に、行財政改革の実行計画と公共施設等総合管理計画についての再質問をいたしたいと思います。

ご答弁の中に、矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置基本計画というような内容の中で、4つの町立幼稚園を令和8年度以降に統廃合するとともに、運営形態は町立幼稚園として継続するとしたところであるというようなご答弁をいただきました……。

○議長（藤井源喜議長） 三村議員、マイクを近づけてお話をしてください。

〔「マイク入っていない」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） マイク入っていない。

○8番（三村正一議員） 大丈夫。

それでは、幼稚園の関係で、4つの幼稚園を令和8年度以降に統廃合するとともに、運営形態は町立幼稚園として継続するということでご答弁いただきましたが、これは、行財政改革実行計画の中に、これの予算とかそういうしたものについては入っているんでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 8番、三村議員の再質問へお答えいたします。

行財政改革実行計画の中で、持続可能な財政基盤の確立の中で、公共施設のマネジメントという項目がございます。その中で、幼稚園施設の計画がございますが、三村議員おっしゃる予算の部分というのは、実行計画には記載ございません。あくまでも実行計画は、予算の部分も目標として掲げる内容もございますが、公共施設等総合管理計画の個別計画を確実に実施していくとか、上位計画を確実に実施していく、そのようなことが各項目ごとにうたわれておりますので、幼稚園に関しては予算はないということで、お答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） そのほかにも、ただいまご説明いただいた公共施設のマネジメントというような中で、

必ず具体的な金額等が変更するとか、そういった方向で出ている部分が多いので、それとの関係で、行財政改革の2ページに書いてあります7年、8年、9年度、大体予算規模が78億でやるよというような形の金額で出しておりますけれども、これが変わってくると。何かやる場合には大きく変わるというような考え方でよろしいのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

[総務課長 正木孝也課長登壇]

○総務課長（正木孝也課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今、幼稚園の統合のお話かとは思うんですが、今、三村議員さんおっしゃった2ページ目というのは、行財政改革実行計画の2ページ目の收支の見通しの部分かと思いますが、例えば幼稚園の統合等につきましては、まず幼稚園のほうの基本方針、そちらのほうが策定されて、その後、まちづくり総合計画の実行計画、そちらに反映して、それを受けたの、こういった行財政改革実行計画等に落とし込んでまいりますので、今後の個別の方針であったり、実施計画、上位の計画が変更になりましたら、それに併せてこれらの計画も変更していくというような流れになります。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 学校教育の施設の長寿命化計画の中で、基本方針として新たな施設は造っていかない、公共施設の長寿命化計画の中でもそのような内容になっていたと思うんですが、これらについては、この行財政改革実行計画の中でも踏襲されているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

[総務課長 正木孝也課長登壇]

○総務課長（正木孝也課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

行財政改革実行計画の中での踏襲ということでございますが、基本的に公共施設等総合管理計画の方針、そういうものは、行財政改革大綱及び実行計画でも踏襲しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 公共交通のほうの関係で、質問をしたいと思います。

ご答弁いただきましたもので、行き活きタクシーが7,052件で582万1,000円という決算額だったというようなことで、ご答弁いただきました。1人当たり大体825円の運賃助成を行ったのかなというふうに思っております。

それから、コミュニティバスについては、今のような形で費用を利用者数で割りますと1人当たり6,587円、実証事業中の期間をトータルしますと、3,520万円の事業費で4,997人ということだと1人当たり7,000円の助

成をしたような計算になっております。

それから、A I オンデマンドバスだと、これは令和6年度分で初期投資が非常にかかっているということで、2,756万円を634人で割り算しますと4万3,400円というような、こういった形で利用者1人当たりの金額が出せるわけなんですが、この金額について、コミュニティバスはもう終わったわけなんですが、これらについての1人当たりの単価助成に、コストについて、どのような考え方をお持ちかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今回の事業で、1人当たりのコスト計算というものには、コスト計算はしてございませんが、いずれも実証期間中で得られたそういったコストやご意見、町民ニーズについては、今後の事業を進める中で貴重な資料と捉え、実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） オンデマンドバスについて、1人乗車が多く見受けられるんですが、複合で乗った、途中から、複数の場所から乗り合いした割合というのは、把握されているんでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 通告の中にはないので、それは別の質問にしてください。

○8番（三村正一議員） はい、分かりました。

それでは、ご答弁の中にございました令和6年から、コミュニティバスのことで質問したいと思います。実証実験運行業務委託費が9月末までで855万1,000円の予定でしたが、運行事業費が12月まで期間延長になって1,411万になりましたというふうなご答弁ございました。

855万1,000円を6か月で割ると142万5,000円になるんです。それで、142万5,000円を12月までの9か月としますと1,282万5,000円になるんですが、実証事業の運行委託費が1,411万と、差額が110万あるんですが、この差額はどういう内容なのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

手持ち資料がございませんのですが、初期費用、継続ではなくて新たに追加契約ということで、そういった諸経費等が加算されているものと考えてございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 後ほど資料提出、お願ひします。

それで、9月6日の情報なんですが、田村市で自動運転バスが事業中止されたと、1億5,000万円が白紙になったというようなこと、ございました。車両代金が1億円で、維持管理費、運行費用が8,000万円。白石市長は、今年度から町の補助率が……。

終わります。そういう情報があるということで。

○議長（藤井源喜議長） 以上で終わりますが、三村議員の後ほど資料をお願いしますという部分については、答弁の中にあるので、資料として提出は予定はしておりません。よろしいですか。

個別に、この後、対応していただければ。お願いたいと思います。

○8番（三村正一議員） 分かりました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、8番、三村正一議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休憩します。

再開は11時40分です。

（午前11時27分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午前11時40分）

◇ 梅宮 美和子 議員

○議長（藤井源喜議長） 通告2番、1番、梅宮美和子議員の一般質問を許します。

1番。

〔1番 梅宮美和子議員登壇〕

○1番（梅宮美和子議員） 議場の皆様、こんにちは。

傍聴においでの方々、本日はお忙しいところ、誠にありがとうございます。

朝晩は大分涼しくなってまいりました。季節の変わり目でございますので、どうぞお体ご自愛ください。

では、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、がん予防対策についてですが、質問の目的ですが、日本一健康なまちづくりを目指すため、町民の皆様の健康増進を図り、健康寿命を延ばしたいためです。

質問しようとする背景や経緯、課題等ですが、本町では昭和48年3月に「がん追放宣言の町」としてスローガンを掲げ、取組をされてきました。当時からがん追放の要訣として早期発見、早期治療にあると言わされており、全国に先駆けて成人病検診やがん検診を無料で実施するなど、がん追放への取組がなされてきました。

健康なときこそ予防医療の意識を高めることが大切です。自動車も2年に1度等、車検制度があり、安全に走行できるようになっております。私たちも健康診断や人間ドックを受診し、自分の体を確認する必要があると思います。

がん予防には、生活習慣の改善と定期的な検診が重要です。具体的には、禁煙（たばこは、多くのがんの原因となるため、喫煙者は禁煙し、周囲の人の副流煙にも注意しましょう）、節度ある飲酒、バランスの取れた

食事、適度な運動、適切な体重維持、そして感染予防が推奨されています。また、がん検診を定期的に受けることで、早期発見、早期治療につなげることが大切です。

そこで、1点目の質問になりますが、以前、P E Tがん検診で、町は助成をしておりましたが、現在も継続されているか伺います。

2点目ですが、がん予防として、町はどんな取組をされているか伺います。

次に、2つ目の項目になりますが、ことぶき大学活動普及及び学級生増加対策についてですが、質問の目的ですが、ことぶき大学に多くの高齢者の方に参加していただき、より一層充実した生活を送っていただきたいためです。

次に、ことぶき大学とは、高齢者のための学習、交流プログラムで、生涯学習の一環として、健康づくりや生きがいづくり、地域への貢献などを目的としており、健康、文化、教育など幅広い分野の講座があります。

矢吹町におきましては、昨年50周年を迎えたとのことで、この歴史はとてもすばらしいことと思います。誠におめでとうございます。鈴木峰子委員長はじめ役員の皆様に心より感謝申し上げます。

今年は、8月に令和7年度納涼演芸発表会が行われました。29のプログラムで、分科部や個人の発表会がありました。とてもすばらしい発表がありました。

町民の方から、自分が好きな趣味がない方がおりましたが、友達から説明を受けて、ことぶき大学の本講座だけの入学も大丈夫だよと言われ、民話や健康体操や、とてもためになるお話や、聞いているだけで頭の体操になるよと話を聞いて、入会されている方もおりました。年会費は1,200円とのことでした。今は、月1回の講座をとても楽しみにしておられます。6月の本講座では、福島県警音楽隊の演奏もありまして、とてもすばらしいと感激しておりました。

このようなすばらしい取組をしていることぶき大学に多くの町民の方に入会していただき、喜びのある楽しい矢吹町と健康で生き生きと過ごせる町、健康寿命を延ばせる町になってほしいと願います。

そこで、1点目の質問ですが、令和7年度の本講座の内容と、現在開講している分科部の種類の分科部名は、どのようなものがあるか伺います。

2点目ですが、令和7年度の学級生数（本講座受講数）、分科部ごとの学級生数を伺います。

3点目ですが、学級生を増やすため、どのような取組をしているか、または考えているのか伺います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、1番、梅宮議員の質問にお答えいたします。

初めに、P E Tがん検診の助成についてのおただしであります。

P E Tがん検診につきましては、治療前にがんの有無や広がり、ほかの臓器への転移がないかを調べる、治療の効果を判定する、治療後に再発がないかどうかを確認するなど、様々な目的で行われる精密検査であると認識しております。

本町におけるP E Tがん検診受診に対する自己負担額の助成については、平成18年度から平成29年度までは

50歳から75歳までの町民を対象に、平成30年度からは年齢を80歳までに拡大し、総合南東北病院及び白河厚生総合病院の2つの医療機関での受診を対象に、令和6年度まで助成を実施してまいりました。

直近3年間の受診者数等の状況についてでありますが、令和4年度は対象者数1,532名に対して受診者数58名、受診率3.8%、令和5年度は対象者数1,532名に対して受診者数48名、受診率3.1%、令和6年度は対象者数1,511名に対して受診者数43名、受診率2.8%となっており、受診者数及び受診率がともに、徐々にでありますが減少傾向にあります。

このようにP E Tがん検診の受診者及び受診率が減少していることや、P E Tがん検診が国が推奨するがん検診に含まれていないこと、そして矢吹町健康づくり推進協議会でご助言をいただいた内容等を総合的に勘案し、今年度からP E Tがん検診の助成を見合わせている状況でございます。

しかし、P E Tがん検診は、がんの転移を含めたがん病巣の広がりや、がんの再発を見るために大変有効であるとされておりまして、またがん治療者やがん経験者、いわゆるがんサバイバーにとっては大変重要であるとの見解もあるということから、こうした方々を対象とした助成施策等について検討してまいります。

たまたま今朝のNHKの「あさイチ」で、このがん経験者あるいはがんサバイバーの皆さんのがんにいかに大変、そしてまた、これらをいかにサポートしていくかという番組をやってございましたが、こういったことからも、そしてまた、亡くなる方の大半が、今、がんによるもの、そしてまた、がんにかかった方が様々な治療や対応をすることによって、生存率が大変、変わってくるということもありますので、これについての検討は必要であろうというふうに考えております。

健康診査受診については、病気の早期発見、早期治療及び健康寿命延伸の第一歩となることから、今年度における検診事業では、昨年度の検診受診者に対し受診日を指定することで予約の手間を省いたほか、昨年度に引き続き検診予約システムやコールセンターを設置することで、より検診の予約や受診をしやすい環境を構築しております。

今後も引き続き本町の健康課題等に合わせた検診事業を実施するとともに、他の疾患等について新たな助成施策の可能性等を検討してまいりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

最後に、町のがん予防の取組についてのおただしであります、本町は昭和48年3月に、全国に先駆けて「がん追放宣言の町」を掲げ、誰もが受診できるようがん検診の無料化を図り、がんの早期発見、早期治療に取り組んでまいりました。

がん検診の実施状況につきましては、町保健福祉センターで毎年8月から9月にかけて実施している集団検診及び指定医療機関で実施している個別検診において、厚生労働省が推奨する胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診の5つのがん検診を実施しているほか、集団検診のみとなりますが、50歳以上の偶数年齢の男性を対象とした前立腺がん検診を実施し、がんの予防、早期発見及び早期治療の実現に向けて取り組んでおります。

また、今後、例えば令和8年2月には、町と福島県及び福島県がん診療連携協議会相談支援部会との共催により、がんに関する正しい知識や様々な情報、取組を町民の皆様の啓発するため、がんの予防をはじめ、がんになっても自分らしい生活を続けるための提案などを目的とした講演や、個別ブースを設けてがんになった方やその家族が日々の悩みを気軽に相談することのできるイベントの開催等を予定しております。

加えて、教育委員会では、小学生のうちから生涯を通じた健康な体づくりを推進するために、健康の適切な管理方法と命の大切さ、がんに対する正しい知識を持つことを目的とした子どものがん教育実施要項を令和6年10月に策定し、昨年度は町内4小学校の6年生を対象に、がんと生活習慣の関連性やがんの予防方法等について、福島県県南保健福祉事務所の保健師さんを招きまして講演をいたいたほか、矢吹中学校の主催事業として、毎年1年生を対象に、医師を招いて発がん性物質を多く含むたばこの危険性や副流煙を吸うことによる受動喫煙の恐ろしさなどについても学ぶ喫煙予防教室を開催しているところあります。

このように、本町といたしましては、がん検診の実施だけでなく、各種の講演会やイベント等の開催、関係機関と連携した様々な取組を積極的に実施することで、がんに関する知識の普及やがん予防の啓発に、そして、予防医療の観点からも引き続き積極的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、梅宮議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 1番、梅宮議員の質問にお答えいたします。

初めに、令和7年度のことぶき大学本講座の内容と、開講している分科部の種類についてのおただしであります、ことぶき大学本講座は、主体的に学び、教養を深めることと、心身の健康の増進を目的として、50歳以上の町民の方を対象に1回90分、年10回の開催を予定しております。

今年度においては、5月にことぶき大学体操部講師による健康体操、6月に福島県警察音楽隊による演奏会、7月に臨床検査技師による講演「命のお話」、8月に学級生による納涼演芸発表会が実施され、今後は9月に管理栄養士による講演「食生活・栄養について」、10月にあゆり祭展示ことぶき展見学会、11月にお話ボランティアによる民話のお話会、12月に年末お楽しみ抽選会、1月に神田紅一門による講談会、2月にレクリエーションインストラクターによる歌体操の実施を予定しております。

これらことぶき大学本講座の内容につきましては、参加者から受講後に毎回アンケートを提出していただき、その結果を次年度の活動内容に反映し、参加者の満足度を高める工夫をしております。

なお、ことぶき大学学級生会の年会費につきましては、教材費込みで年1,200円となっております。

次に、分科部講座は、学級生全員を対象とした本講座とは異なり、各分野の専門講師により、それぞれの分野の知識や技能をより深く学ぶことができ、分科部の年会費は、1分科部につき年1,000円となっております。

開講していることぶき大学分科部は、舞踊部、編み物部、詩吟部、書道部、ダンス部、民謡部、調理部、園芸部、生花部、陶芸部、体操部、絵画部、川柳部で全13部あり、現在は12部が主体的に活動しております。

今後も、各分科部講座の運営が主体的なものとなり、学級生の皆様がより学びを深め、心身の健康の増進が図られるよう、教育委員会としましても多方面にわたり支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本講座、分科部の学級生数についてのおただしであります、先月末現在、本講座学級生数は216名であり、分科部の学級生数は舞踊部8名、編み物部15名、詩吟部8名、書道部15名、ダンス部25名、民謡部16名、調理部11名、園芸部11名、生花部27名、陶芸部12名、体操部23名、絵画部13名の計184名となっておりま

す。

分科部につきましては、希望により1人3つの分科部まで入部が可能となっており、現在2つまたは3つの分科部に所属している学級生の方もおります。多くの学級生の方が複数の分科部に所属できることから、学習機会の充実が図られ、魅力的な活動の場として、健康増進にもつながっているものと認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、ことぶき大学の学級生数を増やすための取組についてのおたたしであります。学級生数を増やす取組といたしましては、3月に受講生募集のチラシを全学級生に配付するほか、広報やぶきや町ホームページで受講生を募集しております。また、学級生の皆様が友人や知人に受講案内をしてくださることなどにより、町民の皆様にことぶき大学への入校のご案内を行っております。

近年の学級生数は、令和5年度は224名、令和6年度は221名、令和7年度は8月末現在で216名となっております。ご高齢によりことぶき大学の活動に支障となる等の理由により年度途中で退会される方もいらっしゃいますが、例年、開講式以降に年間を通して十数名ほどの方が新規でことぶき大学に入校するため、毎年200名を超える学級生が在籍しております。

また、本講座においては、講座会場までの交通手段がない方もおられることから、遠距離の方については、町バスによる各集合場所までの送迎等を実施するなど、より参加しやすい環境づくりにも努めております。

今後も、生きがいづくりと健康づくりの場として多くの町民の皆様に参加していただけるよう、受講内容の充実を図るとともに、持続可能な運営体制を整え、学級生数の維持、増加に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、梅宮議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

1番。

○1番（梅宮美和子議員） ご答弁ありがとうございました。

再質問はありませんが、がん予防助成施策におきまして、町民の皆様の健康はとても大切だと思います。ご答弁にもありましたように、再検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

ことぶき大学学級生増加についても、健康寿命を延ばすため、特に本講座には、多くの町民の皆様に参加していただける今後の取組に期待いたします。

本日はありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、1番、梅宮美和子議員の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議します。

再開は午後1時です。

（午後 零時04分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 芳賀慎也 議員

○議長（藤井源喜議長） 通告3番、3番、芳賀慎也議員の一般質問を許します。

3番。

〔3番 芳賀慎也議員登壇〕

○3番（芳賀慎也議員） 議場の皆様、こんにちは。

それでは、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず、1点目です。

地域活性化の取組についてお伺いさせていただきたいと思います。

質問の目的としましては、地域活性化の取組を基に、本町の魅力、認知度を上げ、交流人口、関係人口の増加を図るというのを目的と。

質問しようとする背景。

現在、少子高齢化や人口減少、東京一極集中などの社会課題に直面しており、持続可能な発展が困難になります。しかし、地域の特性を生かした独自の取組や新たな技術を導入する地域活性化の取組により、これらの課題を解決し、移住者の増加、観光客の誘致、地域経済の活性化、そして地域住民の生活の質の向上など、地域の魅力向上を実現していく必要があると考えます。

本町においても地域活性化について様々な取組が行われており、タウンプロモーション事業では、ホームページや各種SNSを活用した町内でのイベントやお店の情報等を発信しております。また、地域おこし協力隊の方々と連携しながら、町の振興発展のために地域の資源や特徴を生かしたプロモーション活動が行われております。

地域活性化において重要なことは、長期的に継続し、その効果を発揮するために、より現実的な計画を立て準備をする必要があります。また、地域活性化を遂行するためには、地域住民の方々の理解を得ることが絶対的に必要であると考えます。本町に住んでいる人や関わっている人がより暮らしやすくなることや矢吹町に住みたいと思う人を増やしていくことが重要であると考えます。

そこについて質問させていただきます。

まず1点目、地域の人々を巻き込むという観点から、地域活性化の取組に向けた地域住民の参画、意見交換会等はこれまで行われてきたのかをお伺いいたします。

2つ目、地域おこし協力隊の方々が矢吹町に着任されて約7年が経過すると思いますが、地域おこし協力隊の方々のこれまでの実績と、本年度、力を入れている取組についてお伺いします。

3つ目です。U.I.Jターン促進に向けた具体的な施策、取組についてお伺いいたします。

大きな項目、2つ目の質問をさせていただきます。

小中学校における情報モラルの教育についてでございます。

質問の目的としましては、情報モラル教育を通じて、子供たちが安全にインターネットを利用できるようになることを目指すというところにございます。

質問しようとする背景や経緯。

スマートフォンやSNSが子供たちの間に急速に普及している中で、インターネット利用の長時間化、コミ

ユニティサイト等での誹謗中傷やいじめ、他者の個人情報の取扱いや不正請求、インターネット上の犯罪や違法、有害情報の問題の深刻化等を踏まえ、情報モラルについて指導していくことが一層重要となっております。

本町でもG I G Aスクール構想において、児童生徒一人一人に学習用端末を配備し、校内のネットワークを整える大規模な取組が実施されております。これによって、子供たちは授業中だけではなく、家庭学習や校外学習の際にも積極的にデジタル機器を利用し、情報検索や意見交換などが行いやすくなりました。しかし、端末と通信環境が整っただけでは、ネット上のトラブルや誹謗中傷、フェイクニュースへの対処が不十分になります。児童生徒が端末を使って学ぶ中で、オンライン上のマナーや情報機器の信用性を見極めるリテラシー、発信内容の社会的影響を考慮する態度などを同時に身につけられるように指導する必要があります。

近年では、情報モラル教育について、もう少しデジタルをうまく使う教育を導入してはという声が広まり始めています。その理由としましては、情報モラル教育が情報に関する危険性だけを抑制し、制約をかける取組が実施されてきているからです。その結果、今まで当たり前だったことにルールを付け加え、厳守させるようになってきました。しかし、アメリカでは情報モラル教育ではなく、デジタル・シティズンシップ教育という指導方法が取られております。デジタル・シティズンシップ教育とは、情報について正しく理解し、楽しく幸せに暮らすために活用しようといったポジティブな教育方法のことでございます。情報モラル教育について疑問を持たれ始めている日本では、今後ポジティブな教育方法であるデジタル・シティズンシップ教育が活用される可能性が高まっております。単なる端末操作の指導にとどまらず、学習活動と社会参加を総合的にデザインすることが求められております。これからはG I G Aスクール構想とデジタル・シティズンシップ教育の融合を重視していく必要があるのではないかと考えます。

質問事項に移ります。

1つ目です。現在の町内各小中学校において、情報モラル教育の実施状況、また指導内容についてお伺いいたします。

2つ目です。子供たちがインターネットやスマートフォンを正しく使うために、各ご家庭へはどのような働きかけを行っているのかをお伺いします。

3つ目です。デジタル・シティズンシップ教育を取り入れていく考えはあるかをお伺いします。

以上の項目について、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、3番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、地域活性化の取組に向けた地域住民の参画、意見交換会等についてのおただしであります。

本町では、年間を通して様々なイベントが開催されており、主だった観光イベントとしては、毎月第2日曜日に矢吹駅で開催されるハッピーサンデー、毎月定期的に開催される大正ロマンの館ミニマルシェ、4月上旬に大池公園で開催されるしゅんらん春まつり、8月の第1土曜日に中町ポケットパークで開催されるやぶき夏まつり、秋頃に開催されるやぶきフロンティア祭りなどが挙げられます。

これらのイベントにつきましては、多くの地域住民の参画の下、ご理解とご協力を得て実施しております、

民間の各団体が主催となり実施するイベントについては、町ホームページやSNSでの情報発信、予算の範囲での助成金の交付など、間接的な支援を行っております。特に、町が事務局となり直接実施しておりますやぶきフロンティア祭りにつきましては、町、矢吹町商工会、町内両JA、やぶき経営懇話会が主催となる実行委員会を組織し、町内企業、農業団体、矢吹町社会福祉協議会など多くの団体に参画いただくとともに、開催当日もブースを出展し、会場を盛り上げるなど、福島県や町の補助金を主な財源に、地域を巻き込んだ運営を行っております。

また、やぶきフロンティア祭りでは、来場者にアンケートを取り、多様なご意見やアイデア、満足度を集計することで、改善策等を翌年の企画に反映させながら、常に地域に受け入れられ、活性化につながるイベントとなるよう努めております。

イベントの開催には、地域住民はもとより、多くの方の関わりやご協力をいただくことが必要不可欠であると認識しております、今後も地域を巻き込んだ活気のあるイベント開催に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地域おこし協力隊のこれまでの実績と、今年度、力を入れている取組についてのおただしであります。本町では、平成31年4月に第1号となる地域おこし協力隊が着任して以来、令和3年度に2名、令和7年度に4名の計7名の隊員を採用し、隊員が行う地域協力活動をサポートしてまいりました。

活動の実績ですが、飯塚智崇隊員は、小中学生を対象とした学習塾の運営のほか、自然観察会やキャンプを通して自然の中で交流し学ぶ、こかげの学校を開催し、学生を中心とした若者の居場所づくりに関する活動を行ってまいりました。地域おこし協力隊を退任した現在は、一般社団法人ヒトトキトを設立し、大学生や社会人の心の癒やしを提供する事業を本町において展開するなど、活躍の場を広げております。また、今村直美隊員は、農業と福祉の連携に関する活動、いわゆる農福連携を行っておりまして、今村稔隊員はSDGsの普及啓発に関する活動を行ってまいりました。特に、今村稔隊員の活動の中で設立されたやぶきSDGs懇話会は、退任した現在も町内企業に承継され、町内外でSDGsに関する勉強会や講演などの普及活動を行っております。

今年度に採用した4名の隊員のうち、商工観光課に配属された佐藤洋隊員は、町内事業者の経営支援、事業承継に関する活動、こういった相談業務を活発にやっていただいているということで評価を受けていると聞いております。また、有野真由美隊員は、矢吹駅を拠点とした観光の促進とインバウンド誘致に関する活動を行っていると。前の二本松での協力隊員のときからの様々な人脈、活動、それを受けまして、以前にもちょっと紹介しましたが、二本松においては、二本松地域おじさん図鑑なるものを作り、マスメディアの中でも大変一時評判になったし、今でもその関係で非常に多くの人脈を持っていらっしゃるということです。そして、もう一つの一面は、ツアーコンダクターの資格も持っていて、その仕事もやっておられる、経験も持っておられるということで、最近フィリピンからのミニツアーや企画されたということで、そういった人脈であったり、様々な経験であったりから、これからインバウンドについてはかなり期待ができるのではないかというふうに考えられております。それから、田浦大輔隊員は、本町の特産品のお酒等のブランディングに関する活動を行っておられます。生涯学習課に配属された田村優貴隊員は、スポーツ・運動を通したスポーツの促進や運動指導に関する活動を行っております。スマートパーク、スポーツデジタルに関連したところでの様々な、これ

からアドバイス等についても期待されているところであります。

今後も隊員の地域協力活動が円滑に進められるよう、町民の皆様にも活動を知っていただき、各課が情報の共有とサポート体制の充実を図りながら、継続して支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、U I J ターン促進へ向けた具体的な施策、取組についてのおただしであります。本町では移住定住を促進するため、町独自の支援策として矢吹移住定住総合サポート支援金、福島県と連携した支援策として、首都圏からの移住者を対象とした矢吹町定住促進事業における移住支援金を交付しているほか、ホームページやS N S を通して本町の豊かな自然や交通体系に恵まれた特色ある住環境、各種支援制度、先輩移住者の声など、移住に役立つ情報を発信しております。

また、移住を希望する方のライフスタイルに合わせた矢吹暮らしのモデルケースを紹介したパンフレットを作成し、首都圏内での移住イベント等において、実際の移住を想定した個別相談を行うなど、対面でのP Rを強化してまいりました。

さらに、今年度は、移住を希望する方に本町の魅力をより深く伝えるツールとして、移住希望者向けのP R動画を現在制作しております。首都圏内での移住イベント等において、パンフレットと合わせてP R動画を活用することで、より一層のP R強化を図るというものであります。

今後も本町の特色ある住環境や交通体系、利便性等の強みをP Rしながら、移住者の増加や地域の活性化に取り組むとともに、移住・定住に関連する各種支援制度や矢吹暮らしの魅力を積極的に発信し、矢吹町に住みたいと思う人を増やすことで、移住定住の促進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 3番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、情報モラル教育についてのおただしであります。近年、スマートフォン、タブレットの普及により、偽情報の拡散、個人情報の流出、誹謗中傷など、インターネット上の問題が発生しており、小中学生についても全国的にS N S 上でのいじめの問題などが報道されております。

デジタル化が急速に進展し、日常生活においてもデジタルが欠かせない存在となった現在、子供たちがトラブルに巻き込まれないようにするために、自分や相手が傷つかない使い方を学ぶ情報モラル教育につきましては、教育委員会でもその必要性を強く感じているところであります。また、情報があふれる社会の中で情報の真偽を見極めるための情報リテラシーも含め、保護者との協力により、その能力を身につけさせたいと考えております。

そのため、本町の各小中学校では、年間を通した教科の学習の中で情報モラルを取り上げて指導しております。例えば、国語の学習では、文章を書く際に著作権について学んだり、家庭科の学習では、ネットショッピングの危険性について学んだりしております。また、道徳の教科書には、情報モラルについての内容が掲載されており、題材ごとに情報モラルに関する指導が進められているところであります。

さらに、小中学校では教育講演会等で講師を招き、インターネットの危険性や正しい使い方を学ぶ機会をつくるなどの取組を行っております。

加えて、中学校では、生徒がスマートフォンやタブレットに触れる機会が増える夏休みの前に、全校生徒への情報モラルの指導を行ったところであります。

デジタル生活が当然の社会で、児童生徒が自分の身を自分で守るための能力を身につけられるよう、今後も小中学校での指導を中心に、情報モラルや情報リテラシーの能力を育んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

次に、インターネットやスマートフォンに関する各家庭への働きかけについてのおただしですが、学習活動以外で子供たちがスマートフォンやタブレットを主に使用しているのは各家庭であるため、保護者の皆様とともに、適切な使い方について取り組んでいく必要があります。

本町では、幼稚園、小中学校でそれぞれ保護者に向けた啓発を行っており、幼稚園や小学校では保護者と子供が一緒に利用時間などの使い方を話し合い、生活習慣の改善につなげるメディアコントロールに取り組んでおります。

また、授業参観では、保護者に情報モラルの大切さを伝えるとともに、教育講演会では、インターネットやスマートフォンについて保護者と子供が一緒に考える機会を設けるなど、家庭内の対応の重要性について理解を求めております。

今後、教育委員会では、インターネットやスマートフォンの課題や発達段階に応じた使い方など、定期的に情報発信を行い、幼稚園、小中学校とともに、保護者の皆様への啓発に努めてまいりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

最後に、デジタル・シティズンシップ教育についてのおただしですが、デジタル・シティズンシップ教育とは、議員ご承知のとおり、優れたデジタル市民になるために必要な能力を身につけることを目的とした教育であり、これまでの大人の指導によるデジタル活用から、子供たちの自律した活用により、他者への影響を考え、人権、知的財産権など、自他の権利を尊重しつつ情報社会での行動に責任を持つことであり、子供たちの発達段階に応じた指導が必要になってまいります。

現在、学習におけるタブレットの活用方法として、情報の共有、調べ学習、活動の記録の保存など、幅広く行っており、令和7年度全国学力・学習状況調査の「情報を収集する」、「情報を整理する」の児童生徒の質問では、小中学校ともに肯定的な回答率が全国、福島県の回答率を大きく上回ったところであります。

また、小学校では、「自分の考えを分かりやすく伝えることができる」、「友達と考えを共有したり比べたりしやすくなる」と回答した児童の割合が全国、福島県の回答率を上回っており、児童生徒が端末の操作方法や情報の整理について理解しているものと認識しております。

これから情報化社会では、さらにオンライン上の活動機会の増加が見込まれており、そのリスクや落とし穴から身を守るだけでなく、デジタル技術の恩恵を受けつつ、積極的な活用方法や情報に基づいた選択方法などを身につけることで、責任を伴った適切な行動が行えると考えております。

議員おただしのとおり、情報モラル教育では危険性などの課題を踏まえ、正しいスキルを身につけることで危険を回避し、安全に利用できることについても積極的に指導してまいりたいと考えており、学校と協議しな

がら進めてまいります。

今後も情報モラルやリテラシーについて、デジタルのよさを実感させながら、情報の整理や活用、自分の思いの表現の仕方など、ＩＣＴ機器を活用するための力を育み、優れたデジタル市民になるために必要な能力を育んでまいりますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

以上で、3番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長）　再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員）　ご答弁ありがとうございます。

それでは、何点か再質問させていただきたいと思います。

まずは、地域活性化のほうの取組についてなんですが、町長答弁の中にありましたやぶきフロンティア祭りでは、来場者にアンケートを取り、多様なご意見やアイデア、満足度を集計することでということで、アンケートを取られているということだったんですけれども、主にどういった回答内容が、具体的にあれば、主だったものでよろしいのでお願いします。

○議長（藤井源喜議長）　答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長　柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長）　3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

フロンティア祭りのアンケートについてのご質問ですが、昨年度、フロンティア祭りでは、イベントの満足度や検証作業としてアンケートを行っております。261名の方からアンケートを回答いただいておりまして、「大変満足」、「満足」を合わせると94%の方がフロンティア祭りに満足だということで回答をいたしております。また、開催時期や駐車場等についてもご意見をいただいておりまして、これらの意見については貴重なご意見ということで、次年度以降に反映を図っているところでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長）　再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員）　ありがとうございます。

フロンティア祭りということで、非常に大規模な矢吹町を挙げた一大イベント、秋のお祭りだと思うんですけれども、今あったように、アンケートを取った内容について、今年度、その吸い上げた内容で、今年、実はこういった内容で実施したいみたいな、アンケートから吸い上げた内容で今年取り上げた、改善した部分があればぜひお聞かせ願います。

○議長（藤井源喜議長）　答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長　柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長）　3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

今年度のフロンティア祭りについてのご質問ですが、昨年度、アンケートをやりまして、やっぱり開

催時期についてはご意見がございました。今年度は11月を予定しているところでございます。

それから、今年度は県のサポート事業を活用して取り組んでおりまして、外国人との交流もテーマに、現在、準備を進めているところでございます。外国人が増えているということでありますので、外国人との交流、イベントでの交流の機会を通しまして、異なる文化や多様性を認め合う、そういうことを行うことで、地域社会と外国人の関係についてもよい関係をつくっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ありがとうございます。

フロンティア祭り、今年も楽しみに参加させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それと、続きまして、U I Jターン促進、矢吹町移住定住総合サポートであったり、促進事業についての質問なんですけれども、最初の一般質問のほうでも人口減少というのが今、社会課題、人口減少も全国的に人口減少が進んでいく中で、人口が減っていくのをただただ見過ごすのではなく、本町においても矢吹町の定住促進事業というところに力を入れていると思います。いろいろ矢吹町のこういったパンフレット、ホームページのほうにも載っていますけれども、こういう内容のものが非常に、矢吹町の魅力が非常にこれですごい分かりやすい、すごいいいパンフレットだと思うんですね。こういった様々な活動、移住定住とかU I Jターンに向けていろいろ今、対応されている中で、それに対して、何か地域の方だったり、県内外の方から何かレスポンスというか、何か反応とかそういうものがあればお伺いしたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

パンフレットとイベントでの反応についてのご質問ですが、今回作成しましたパンフレットについては特徴がございまして、やっぱり手に取ってもらえるということが一番大事です。どこの市町村でもパンフレットを作成しております、同じ形だと取ってもらえないという問題がありまして、やっぱり面白そうだと、ちょっと取りやすいなど、ポケットに入りそうだなど、そういうことも考慮をいたしまして、今回、パンフレットを作成したところでございます。

特にこのパンフレットについては、首都圏とのイベントを中心に配布をしておりまして、昨年度、矢吹町の単独事業ですが、矢吹移住定住総合サポート支援金というものがございます。こちらについては17名に交付をしているところでございますので、一応、実績はあったというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ありがとうございます。

移住を希望する方に本町の魅力をより深く伝えるツールとしてこういったパンフレット、町長答弁もありま

したように、今、PR動画を現在制作しているとありました。PR動画なんですかけれども、非常に動画というのは有効的な、紙だとやはり手に取らないと見られないですかけれども、PR動画だと目に見るだけで情報が入ってくるので、そういう動画を活用するというのは非常にいいPRだと思うんですが、このPR動画というのは、一般的なSNS等でインスタグラムだったり、フェイスブックとか、そういうもので使える動画という認識でよろしいでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

PR動画についてのご質問でありますが、もちろんPR動画については、SNSを中心に今は情報発信をしておりまので、いろんな媒体で見られるような形で現在検討しております。

今年度予定しているPR動画につきましては、移住体験ツアーというのを今後予定しております、その様子を中心に、矢吹町の自然や農業等を記録した動画を今、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ありがとうございます。

それでは続いて、情報モラル教育のほうの質問をさせていただきたいと思います。

1番目の質問内容で、情報モラル教育の実施状況、指導内容についてということで答弁いただいたんですけれども、中学校1つと4つの小学校が矢吹町あります、4小学校で情報教育というのを小学校ごとにお任せしているのか、ある程度統一した教育方針というか、情報モラルについて統一した情報教育をしているという認識でよろしいですかね。

というのは、中学校のほうで、小学校から中学校に上がりますよね。そうすると、みんなそれぞれ各小学校でどういう情報教育を受けてきているのか校長先生も分からないので、各小学校である程度そういう、教育の統一化というか、ここまでやっていますよというのが、結局、小学校ごとによって、例えばすけれども、こっちの小学校ではすごい情報モラル教育やっているんですけども、片方の小学校では全然やっていないよというのではないと思うすけれども、そのばらつきがあると、中学校に上がってきたときに、みんなその辺の情報についてのリテラシーとかモラルとかがばらばらだと、中学校でもある程度把握したいななんてことをおっしゃっていたことがあったので、その辺の、小学校の情報モラルの教育の統一化はしなくてもいいと思うんですけども、ある程度そういった、校長会、教頭会等で小学校にその辺の、何て言つていいんですかね、統一化じゃないですね、情報教育についての情報ですね、ちょっとすみません、言葉がうまく出てこないんですけども、その辺について考えがあれば、お願ひします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊教育次長兼課長登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊教育次長兼課長） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

各小学校ごとに行っている情報モラルの教育についてどのようなことを行っているかという再質問ではございますが、各小学校ごとにいろいろな視点で情報モラル教育を行っているところがあります。例えば、スローガンを決めた上で取り組んでいる学校もありますし、各家庭との連携でというところで取り組んでいるところもございます。ただ、矢吹町の教育委員会としては、4つの提言というところで、共的に全町的に取り組んでいる提言の中に、テレビやゲーム、スマートフォン、パソコンなどの使用はルールは決めてというところで、メディアコントロールに取り組んでいるところもございます。

そういうところで、各校おのるのはやっている状況ではございますので、今後、校長会等で各校の状況を話していただきまして、その内容でお互いいいところを今後、おののおの取り組んでいくという形で進めまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、芳賀議員への再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ありがとうございます。

情報モラル教育、小学校から中学校への連携という部分、しっかりとしていっていただきたいなと思います。

続いて、子供たちがインターネット、スマートフォンを正しく使うために、各ご家庭ではどのような働きかけを行っているのかという質問をさせていただきましたが、答弁のほうで、基本的に子供たちがインターネットしたりスマートフォンを使うのってご自宅だと思うんですよね。中学校、小学校は携帯電話を持ち込めないので。そうなってくると、やっぱり学校の教育では行き届かないというか、各ご家庭の保護者さんとかご家族さんのはうのある程度家庭でのルール決めたりだと、今、ここにもありますように、メディアコントロール、毎週水曜日はノーメディアとか前ありましたけれども、今は違うのかもしれないんですけども。各家庭でメディアコントロールを推進するために、町では、保護者に向けた啓発というのをどのようにしていけばいいのかというのをお聞かせ願いたい。

というのも、保護者さんによっては自由にやらせる保護者もいれば、しっかりとルールを決めて、宿題を終わってやることをやって寝る前の30分だけと、家庭によってばらばらなんですよ。だから、デジタル教育というのを学校でやるのはもちろん基本なんですけれども、家庭のはうのといったメディアのはうのコントロールですね。中学生ぐらいになれば自分でできる子、できない子いろいろいると思うんですけども、特に小学生なんかも。例えば、ゲームなんかもあの辺はインターネットをつないで今オンラインでできるようなゲーム、携帯電話じゃなくてもSwiッチみたいなゲーム機でもインターネットのはうを使えますので、といった部分も含めて、いろいろな親御さん、保護者さんへの啓発というのをしっかりと町でも力を入れてやっていかないといけないのではないかと思うんですけども、そこについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

[教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊教育次長兼課長登壇]

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊教育次長兼課長） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

各家庭に向けた啓発活動についての再質問でございますが、町で行っている学校運営協議会、コミュニティ・スクールの中でもこの情報モラルについては取り上げて議論を進めておりまして、その中で、ある園と小学校でございますけれども、親子で決めた使う時間とか場所などのルールをチェックシートに落としまして、そこで確認し合って、それを毎日じゃなくて一定の期間ですけれども、それを学校に提出したりとかというような部分で、親子一緒にというところを大切に取り組んでいるところもあります。また、学校では個別懇談会などで、家庭内でメディアに触れている様子を聞いたり、あと学校からも助言を行うなど、保護者の考え方とか困り感がありますので、その辺などについての実態把握にも努めているところでございます。

以上で、芳賀議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ありがとうございます。

各家庭への情報発信というか、こここの答弁にも定期的に情報発信を行いますということで、インターネットやスマートフォンの課題や発達段階に応じた使い方などを定期的に情報発信を行っていくとありますが、今、ここ数年、LEBERというアプリ、今、紙媒体で保護者さんにいろんな通知書を出すんではなくて、LEBERを使って、端末、携帯とかアプリで見られる、見られた内容は、全員見ているかどうかとかが分かるんですね。あの辺もLEBERをうまく活用して、各保護者さん向けにそういった家庭でのインターネットというか、各家庭ごとのルールとか、そういったものであったりとか、アンケート調査なんかもLEBERはできるということになっていますので、そういった取組をしっかりとどんどん教育委員会のほうで発信していくってみてはどうかと思うんですが、そこについてのお考えは何かあれば、お聞かせ願いたいです。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 3番、芳賀議員の再質問のほうにお答えしたいと思います。

先ほど佐藤次長のほうからも話がありましたけれども、コミュニティ・スクール等でも話合いのほうをしているわけですけれども、やはり限定的になってしまうというところがあるんですよね。ですので、LEBER等を通してながら、そういった情報を流していくというのはとても大切なことなのかなというふうに思っています。

私自身としては、このコミュニティ・スクールの中でもお話をさせてもらっていますけれども、子供の問題っていういろいろあるんだけれども、それは、でも大きい観点で見たら大人の問題なんだよねというところはすごくあるんだと思います。この情報モラル、スマホの使い方、大人を見ながら子供たちは育っていっている、そういう現実があります。そこをやはり変えていくためには、大人自身が問題を捉えて、ああ、やっぱり変えていかないといけないよねと思ってもらえることが一番なのかなというふうに思います。

最近、幼稚園の保護者会、役員会等でちょっとお話をするとときにもやっぱりスマホであるとか、そういったものの脳に与える影響、そういった部分なども具体的にお話をさせていただいているので、そういった情報などもLEBER等を通して多くの保護者の方に見ていただいて、より自分自身の問題として、家庭の問

題として捉えていただけるようにしていきたいなというふうに考えております。

以上で、3番、芳賀議員の再質問への回答とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ありがとうございます。

そうですね、大人が子供の鏡というふうな部分はあると思います。

デジタル・シティズンシップ教育というところで答弁あったんですけれども、子供たちの発達段階に応じた指導が必要になってくるとあります。今、早い子では小学校低学年からスマートフォンを持っているような子もおります。でも、中にはスマートフォンは高校生になってからというような家庭もあります、様々です。その中で、子供たちの発達段階に応じた指導、小学校低学年、小学校中学年、高学年、あと中学生、段階的に教える内容って変わってくると思うんですけれども、ここについて指導が必要になると書いてあるんですけれども、どういった指導で分けていくのかという部分についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊教育次長兼課長登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊教育次長兼課長） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

各年代に応じた教育指導の違いについてのおただしでございますが、学年ごとに違いがございますけれども、やはり低学年のほうでは、道徳の教科書ではルールがないとどうなるのというような内容の題材で、スマホやゲームなどを使うときの決まりを守るというところのそこの尊重であったり、あとお母さんと何時間というところで交わした約束について責任を持つことから学ばせてています。あと、高学年になると、友達と比較して自分の利用状況から節度とか節制などについての学習をして、自分の状況を改めていくというような教育を行っているところでございます。

学校では子供たちを被害者にさせないということで、相手の情報だったり、信頼度というところを確認したりさせることとか、あと危ない情報には近づかない、そして何か発生した場合には、保護者や先生に必ず相談することなどを中心に指導を行っているところでございます。

以上で、3番、芳賀議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ありがとうございます。

そうですね、昨年、中学校のほうのPTAの教育講演会で、今、中学校のほうの校長先生は、インターネットモラルというか、そういう教育をしっかりとやっていかなきやいけないですという強い思いの方でして、昨年も11月かな、中学校の教育講演会の講師の方もやっぱり情報モラルに関する講演、スマイリーキクチさんに来ていただいて、私も講演を聞かせていただいたんですけども、そのときにすごくどきっとしたのが、携帯電話を子供に使いなさいと与えるのは、包丁の使い方と一緒にすという言葉。要は、包丁も正しく使えば、おいしい料理を作る大切な道具なんですけれども、一步使い方を間違えると、人を傷つける道具になる。携帯電話

も全く一緒だということをおっしゃっていました。

本当に、保護者さんだけではないですけれども、携帯を子供に与えるというのはそれだけ危険が隣り合わせ、いろんな今、インターネットでいろんな危険が隣り合わせということを本当に親も保護者も含め、学校もそうですし、我々が、大人がしっかり鏡となって、子供たちが安全にインターネットを利用できるようになっていただきたいなと思っております。

以上で再質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、3番、芳賀慎也議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時10分です。

（午後 1時54分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 2時10分）

◇ 富永創造議員

○議長（藤井源喜議長） 通告4番、7番、富永創造議員の一般質問を許します。

7番。

〔7番 富永創造議員登壇〕

○7番（富永創造議員） 議場の皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、大きい質問を2つほどさせていただきます。

まず、最初なんですか、農業振興についてであります。

もうかる農業、農業の担い手の確保、耕作放棄地の解消等の農業を取り巻く課題解決に向けた取組が現在どのように展開し、社会情勢の変化に対応した持続可能な農業施策を確立しようとしているのか、考えをただしたいと思います。

基幹産業である農業は命を支え、なりわいをもたらす価値のある地域資源です。しかし、もうからない、後継ぎがないといった社会情勢は、大切な農地を農地としての活用を拒み、葛の葉やヤブガラシに覆われた耕作放棄地の風景が目立ちつつあります。こうした多くの課題を含みながらも、本町の農業施策はそれらの課題解決に向けた挑戦と変化をもたらすための体制づくりを構築していただければと、また、いただきたいと考えております。

カブトエビ農法をはじめ、有機農業の普及推進について、これまでに何度か一般質問をさせていただきました。最初の頃の答弁は難しいでしたが、次第に調理実習での有機米の試食、そして令和3年度より年2回、学校給食で町内産有機米を提供といった変化につながってきております。最初の質問から5年が過ぎました。

8月19日の福島民報紙面に「鮫川村が中山間地で有機農業参入、もうかる農業の普及、有機農業栽培の指南書作成」等の見出しが載っておりました。5年後に栽培面積計8ヘクタールへの拡大を目標とするとのことであります。農業振興への覚悟が伝わってきます。その試みは農家も有機栽培へ一步踏み出しやすくする仕組み

づくりと言えると思います。

本町に関しては、今年1月8日の民報紙面に「矢吹町が農業版企業誘致、放棄地解消へ、照会100件」という記事がありました。この事業はどのように農業振興と関わろうとしているのか、説明を求みたいと思います。

また、担い手の育成、自立した農業経営体を目指して日本食農連携機構による「シン・魁！農業塾」が開催されております。どのようなプログラム運営がなされているのか、その進展状況を伺いたいと思います。

そこで質問1、カブトエビ農法米と有機農産物栽培普及の積極的推進の考え方をお伺いいたします。

2、農業版企業誘致は、本町農業振興にどのようなメリットをもたらすのか。

3、日本食農連携機構による農業塾はどう展開しているのか。

続いて、2つ目の大きな質問に移りたいと思います。

本町の英語教育についてあります。

グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとって極めて重要であり、コミュニケーション能力の育成について改善を加速すべきであるとする国の方針の下、本町の英語教育の方針、実績と成果をお尋ねしたいと思います。

経済、金融、情報がインターネットや人の往来、交流等で、地球狭しとグローバル化の波となって押し寄せしております。そのコミュニケーションの中心言語は日本語ではなく英語です。

近い将来、本町の農産物が直接輸出されようものなら、国際語の英語と直接関わるようになると思います。子供たちの国際交流の復活も考えられます。アジアの中でトップクラスの英語力をを目指そうとか、英検、TOEFL、TOEIC等の客観的指標に基づいて世界平均水準の英語力をを目指そうともしております。

英語力を図る国際基準であるCEFRLの資料によれば、令和6年12月1日現在ですが、中学3年生の英語力の状況として、英検3級以上を取得している割合では、福島県の平均は38%、全国平均52%のことです。新聞紙面に紹介されていたのが福島県新地町の英語教育で、その町の取得割合は73%のことでした。これは英語教育の成果を上げているという事例の一つであると思います。

「英語の村でんえい」を推進する天栄村では、話せる英語教育に取り組んでいます。タブレットを使った児童生徒の一人一人のオンライン英会話レッスン、フィリピンからのALT、外国語指導助手の派遣等と特色ある英語教育に取り組んでいるとのことです。

本町の英語教育はどのようなものなのか。英語力を高めるために3人のALTを活用した授業やICT機器の利用等、英語力の向上を目指す英語環境は整っていると考えます。

そこで質問ですけれども、1、本町の英語教育の方針をお尋ねいたします。

2、中学3年までの英検取得目標とその成果をお尋ねします。

3、英語教育充実のための本町の支援体制をお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

[町長 蛭田泰昭町長登壇]

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、7番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、カブトエビ農法米と有機農産物栽培普及の積極的推進の考えについてのおただしであります。

本町では、環境に優しい有機農法を実践するために、平成25年度より東京農業大学の協力を得て、圃場内の除草等に効果が期待できるカブトエビを活用した農法により、田んぼの学校を実施しております。本農法により収穫したお米は、昨年度からカブトエビ米としてブランド化を進めており、本定例会にカブトエビ米の商標登録に必要な予算額5万2,000円を補正予算として計上させていただいております。

今後は、本町の新しいブランド米としての魅力発信と付加価値の向上を図るため、首都圏でのイベント等でPR販売活動やふるさと納税の返礼品として展開してまいります。

次に、有機農業の普及推進についてであります、有機食品として販売するために必要な有機JAS認証の取得手続に一定期間を要すること、化学肥料や化学合成農薬を原則使用しないため、一般的な栽培方法に比べて手間がかかり収量が安定しないこと等から、普及に時間を要すると考えております。また、隣接する圃場から農薬等の飛散リスクがあることから、一定の緩衝地帯を確保する必要がある等、周辺農業者の理解が必要であるため、町といたしましては、有機農業に関する知識の普及、生産者及び消費者の理解醸成を図ることがまずは重要だと考えております。

本町における有機農業の状況につきましては、現在、約4ヘクタールの農地で野菜栽培が行われているほか、今後3年以内に約9ヘクタールの農地が有機栽培に移行する見込みとなっており、さらなる拡大が見込まれております。また、町外で有機農業の実績のある農業生産法人から、新たに本町で10ヘクタール以上の有機栽培を始めたいとの相談を受けておりまして、耕作放棄地を含めた農地の選定について協議を進めております。

有機農業による農作物生産は、一般的な栽培方法に比べて手間がかかり、安定的な収入や周囲の農地所有者の理解など様々な課題はありますが、安全・安心な農作物の供給については、消費者から高い関心があり、今後需要がさらに高まるものと考えられ、付加価値を高めることにより農家所得の向上も期待できることから、本町の魅力である自然環境に配慮し、地域の特色を生かした農業推進に向け、引き続き調査、研究してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業版企業誘致についてであります。

農業版企業誘致は、本町の農業振興にどのようなメリットをもたらすかについてのおただしであります。

農業版企業誘致は、主に耕作放棄地解消対策として、これまでの羽鳥ダムからの慢性的な水不足により、水稻作付が困難となっていた白山・神田地区において、約29ヘクタールをモデル地区として、持続可能な農地利用を図るため、農地所有者の貸したいという情報と、耕作希望者の借りたいという情報を町が広く収集、提供し、両者のマッチングの後押しをしている事業でございます。

具体的な取組といたしましては、主に地権者を対象に、現在の耕作状況や今後の農地利用を把握するためのアンケート調査を実施し、地権者説明会等を開催しつつ、農地の利活用方法について検討をしてまいりました。当該地区においては、調査の結果、「担い手に農地の賃貸を希望する」との回答が約6割を占め、多くの方が耕作をしていない、管理のみをしている状況であることが確認できたところであります。

そこで、ある程度まとまった農地について利用の意向を確認するため、全国の農業者や農業生産法人等に情報発信をしたところ、交通アクセスの利便性や平たんな立地、良質な土質に関心を示した農業生産法人から100件ほどの照会が寄せられまして、視察依頼や県内外自治体等からの問合せがあり、多くの反響を得られた

ことは、本事業の大きな成果の一つと考えております。この結果、町外からの3者の農業生産法人が参入するとともに、町外の異業種からの新規参入1者の誘致にも成功したところであります。本事業により、耕作放棄地約2.5ヘクタール、担い手不在で耕作放棄化が懸念されていた約9ヘクタールの合計約11.5ヘクタールの解消が図られたところであります。

本事業が本町にもたらすメリットといたしましては、耕作放棄地の抑制と減少に加え、有機農業など先進的な栽培方法の普及や共有、担い手の育成、企業の参入による地域の雇用の拡大等が考えられます。さらには、進出した農業生産法人が力をつけ、規模の拡大、現地法人の設立につなげることで、法人町民税や固定資産税等の歳入増を見込むことができるほか、地域全体の農業技術の向上や生産力の底上げが進み、地域全体の活性化にもつながるということが期待されます。

そのため、昨年度、新たに創設した優遇制度である農業版企業誘致奨励金を活用し、新たな農業生産法人等の誘致及び町内の農業生産法人等の規模拡大を支援するとともに、誘致した農業生産法人からは、本町での現地法人の設立や農業用施設の設備投資、新たな雇用について相談を受けていることから、福島県や町内両JAなどの関係機関と連携を図りながら、引き続き耕作放棄地の解消を図り、本町の農業振興に積極的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、日本食農連携機構による農業塾の展開についてのおただしであります。未来の本町農業を見据えた力強い農業担い手の育成を目指すため、昨年度、「シン・魁！農業塾」を開講いたしました。この「シン・魁！農業塾」につきましては、令和5年度に本町職員が一般社団法人日本食農連携機構で半年間、日本のトッププランナーと言われる全国各地の大規模な先進的農業生産法人等の現地に赴きまして、直接肌で感じた様々な学びを生かし、本町に必要な農業施策として実現する持ち帰りプロジェクトの一つとして考案したものであります。

この農業塾を開講するに当たり、重要なことは講師選定であると考え、日本食農連携機構の協力を得て、各方面の第一線で活躍している講師を選定していただき、本町の課題や未来の農業のために何が必要かなどを共有しながら、同じ目線で質の高いカリキュラム等を考えていただいたところであります。

昨年度の対象者につきましては、30歳から40歳代の若手農業経営者を中心に5名が参加し、全5回のカリキュラムを通じて、何のために農業をするのか、何を作り誰に売るのか、どう経営するのか、これからの方針など、農業を行う目的や農業生産物の流通、法人化など、あらゆる切り口で具体的に、そして時には失敗談を交えながら、分かりやすく説明をいただき、またグループワークによる塾生同士の意見交換も大変活発に行われたところであります。

塾生からは、今まで1人だと思っていたが、みんなで話すことで先が見えた、地域の特性を生かしたブランド米を作りたい、農業技術ばかりではなく、農業経営が非常に重要と感じた等、新たなひらめきや熱い思いを直接伺うことができ、塾生にとっても、町にとっても大変有意義であったと感じております。

農業塾をきっかけに新たな塾生間の交流も生まれ、お互いに農業経営に関する相談や情報交換等が図られているとの報告も受けており、また、昨年度の塾生の1人が今年度、農業生産法人を設立し、新たな農業経営者として歩み出したところであります。

「シン・魁！農業塾」につきましては、今年度も開講する予定であり、継続的に開講することで、若い農業

経営者が育ちやすい環境整備を進め、未来の本町農業の振興に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

[教育長 大杉和規教育長登壇]

○教育長（大杉和規教育長） 7番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、本町の英語教育の方針についてのおただしでありますが、英語教育について、国では、令和5年6月に閣議決定した第4期教育振興基本計画の基本施策の一つに外国語教育の充実を掲げ、その指標として外国語の習得レベルにより評価が区分されているC E F RのA 1 レベル、実用英語技能検定では3級相当以上の達成率を令和9年度に中学校卒業段階で6割以上とする目標を定め、推進しているところであります。

議員おただしのとおり、次世代を生きる子供たちが英語によるコミュニケーション能力を身につけることはグローバル化が進展する現代社会を生きる上で必要となる力であり、小中学校における英語科は特に大切な科目の一つであると認識しております。

本町では、令和2年度から始まりました小学校の英語の教科化への対応として、令和3年度にALT、外国語指導助手を1名増員し、3名体制で英語教育の充実、支援に取り組んでおります。

英語教育の方針につきましては、学習指導要領において、小学校では、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことに慣れ親しみ、コミュニケーションを図ろうとする態度や自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うこと。また、中学校では、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり、表現したり、伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質、能力を育成することと目標が定められており、この目標に沿った英語教育を町の方針として実行しております。

また、これから時代、英語力が身につくことで、将来、職業の選択肢が広がることも考えられ、教育委員会では、発音、語彙、文法等の間違いを恐れずに、積極的に英語を使おうとする姿勢を育成しながら、コミュニケーションの積み重ねにより、互いの考え方や気持ちを伝え合うことができる子供たちを育んでまいりたいと考えております。

今後も子供たちの英語力が高められるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、英検取得目標とその成果についてのおただしでありますが、国では、中学校卒業段階で、英語検定3級相当以上に達成した中学生の割合を6割とする目標を定めております。その内容は、基礎段階の言語能力と区分されており、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができるレベルとなっております。本町では、英検取得に関する目標値は掲げておりませんが、英検3級相当のレベルの習得については、教科書の内容をしっかりと定着させることが重要であり、授業ではALTやタブレットを活用した学習を進め、各学力調査や定期テストなどで英語力を分析し、授業の改善につなげているところであります。

また、本町では英語、漢字、数学の検定費用について、希望する中学生に対し、年1回、検定料の補助を行っており、英検については、毎年、全学年の約4割が受験しております。令和7年8月1日現在の矢吹中学校

の英検の取得状況につきましては、5級59名、4級31名、3級30名、準2級3名の計123名、学年別では、1学年5名、2学年39名、3学年79名であり、中学3年生の英検3級以上の取得割合は19.1%であります。

英語学習の成果については、中学校で選抜された発表者が出場する英語弁論大会において、昨年、今年と上位入賞する生徒が続いており、英語学習に対する意欲の向上につながっておりまます。

なお、小学校での慣れ親しむことを目的にした学習から、中学校の聞く、話す、読む、書くの学習に切り替わる際に、英語学習に苦手意識を持つ生徒がいることも事実であり、ALTが常に学習に参加する環境を生かしながら、小学校と中学校の英語教育をつないでいく取組も検討してまいりたいと考えております。

これからも検定試験の補助を継続しながら、小中連携や効果的な指導により、児童生徒が自ら主体的に学び、英語によるコミュニケーション能力の育成に努めてまいりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

最後に、英語教育充実のための支援体制についてのおただしであります、初めに、人的な支援として、本町ではALT及び外国語推進リーダーの教員を派遣しております。

ALTについては小中学校へ3名配置することにより、英語学習時に常にネイティブスピーカーが話す英語を聞くことができる体制を整え、英語を話したり、書いたりする活動の際には、子供たちが表現したいことを聞き取りながら、英単語や文章を丁寧に教え、英語で会話を楽しむ子供たちに伝えております。また、中学校では、授業の支援はもとより、英語弁論大会の指導を行っており、ALTの指導により正しい発音や表現などを習得し、今年度も優秀な成績を収めることができたところであります。

加えて、外国語推進リーダーの教員1名を小学校に配置しており、外国語推進リーダーは専科教員として優れた英語指導を行っており、他の教員がその授業を常に参観できる環境は、教員全体の指導力の向上や質の改善にもつながっております。

また、繰り返しになりますが、町では希望者を募り、英検の検定料を年1回補助する支援を行っております。

今後も学校と連携しながら、矢吹町の英語教育の充実、支援に努めてまいりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） ご答弁、誠にありがとうございました。

まず、再質問に移りますけれども、まずは農業振興についてであります。

このカブトエビ、いわゆる基本は有機農法栽培、これが基本になっておりまして、その中でカブトエビ農法米、お米ですね、これはね。それをもう10年がかりで取り組んできていると、10年です。これは、どうも田んぼの学校、それが重点なのかなというふうな思いがあつたんですけども、やはり農業を、有機栽培を普及するという意味であれば、このカブトエビ農法米、答弁の中で、ブランド化を目指す、そして商標ですか、それを取る手続を今年度の予算に入れて進めていると。若干、前向きになってきているなという私の印象であります。

そこで、このカブトエビ農法、これをさらに普及、実現していくと、そういう考えが強くあるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 7番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの町長答弁にもございましたように、カブトエビ米につきましては、今、ブランド化を進めているところでございます。本年度、商工観光課のほうで予算計上しております、商標登録ということで進んでおります。

今後、進めるに当たっては、まず富永議員もおっしゃるように、もうかる農業ということで、まず付加価値をどれだけ高められるかというところを今後、ブランド化を展開しつつ、検証していきたいなと考えております。先ほども答弁にございましたように、まずはふるさと納税ですか、イベントなどで反響がどの程度あるのかを確認しながら、拡大に向けて前向きに考えていきたいと思いますので、答弁とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） 関連ですけれども、これから検証という段階であるなど。10年たっております。普通3年くらいで検証、そして実際にカブトエビ農法でお米を作れると、そういう段階になっているんではないのかなと、普通であればそう思うんですけども、10年です。そして、まだ検証の段階であると、遅いと私は思うんですけども、担当するほうでは、いや、そうではないという考えではあると思うんですけども。

実際、これ、カブトエビを大量に発生する、これも自然の中の生き物です。やっぱり自然を相手にするというのは大変です。何が起きるか分からぬ、でもこれからブランド化し、普及していくこうとしている考えはあるんですけども、本当に実現するのかどうか私は心もとない。そこら辺の考えを聞かせてください。実現できると、その可能性、その言葉を聞きたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 7番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、10年かかったということで、こちらにつきましては先ほど答弁があったように、25年度からカブトエビに取り組んでおりましたが、10年かかってようやくカブトエビの発生が見られたということで、発生までに約10年かかってございます。発生がだんだん増えておりまして、今年度は相当数の数を確認できました。水が濁っている状況も確認できましたので、ある程度の除草効果ですか、そういうものはあるんではないかということで、確認できたものですから、ブランド化に踏み切っていこうということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） 若干ながら明かりが見えた、光が出てきたかなと、そういう印象であります。

それで、カブトエビばかりじゃないですよね、有機農法となると、除草、これがカブトエビの役割が大きい。しかし、そのほかに虫対策、ドロムシがいたりとか、例えば正確にちょっと言えませんが、コメムシ、ゾウムシといったかな、そのようなのも発生しやすいです。そういった対策というのも出てくるわけですが、そこら辺にも十分対応しているのかどうか。

なお、肥料もそうなんですよね。一般的には化学肥料とかで使っています。しかし、ここで有機栽培になると、それなりの有機肥料というかな、そういったものを使っての栽培になってくると思います。カブトエビ、カブトエビで話はしておりますが、有機農法というのを考えたときに、そういった防虫対策、そして肥料対策、それはどうなっているのか、改めてお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 7番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

現在、カブトエビ米の圃場につきましては、有機肥料は使用しております。こちらにつきましては、豚ぶんなどを使用しているということで、生産者の方からお伺いしております。

また、防虫対策等につきましては、最低限の農薬のほうは現時点では使わせていただいておりますが、今後につきましては、有機農法で認められている農薬等を検討しながら、生産者の方と協議しながら、栽培についても進めてまいって確立していきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） 今、話されましたように、有機農法、本当に手間暇かかります、大変です。いっぱい作ろうとしても理解を得るのが難しいと。そして、なつかつ町の農家というのは兼業農家が多いです。手間暇かけて有機米を作る。もし、作っている人が、どんどん面積的には増えているという答弁であります。やはり考え方を持っていないと、有機栽培、それを続けていくということも難しいだろうなと私は思います。

そういう中で、今、触れましたけれども、有機農法の面積、これまでに約4ヘクタールですか、野菜と、そして今年度、3年以内には約9ヘクタールになっていくんだということあります。こういった傾向が出てきているなというのは、やはり新たな挑戦と、そして小さいながらも変化が出てきているなと思います。そして、有機農法で作られた野菜にしろ、お米にしろ、消費者目線からすれば、付加価値のついた貴いといいますか、買ってみたいな、食べてみたいな、安心して食べたいなど、そういう農産物だと。そういうことで、消費者目線からすると求めたいという、そういう考え方で、消費者の方は高いけれども求めているという現状だと私

は理解しております。

そういう中でまだまだ9ヘクタール、ところが町外、いわゆる農業法人で新たに町外から来て、農業法人ということで、10ヘクタール以上の有機栽培を始めたいという相談もあるという。やはり分かっている人はいるんですね。本町ではこの3年以内に約9ヘクタールと言っているわけですけれども、町外から来る、そして関心を持っている農業生産法人、10ヘクタール以上の有機栽培を始めたいんだと。やるやらないはこれからだと思うんですけれども。だんだんそういうふうに、今度は町外から新たな風ということで、この町のすばらしい地域資源を評価して、農業に参入してくると。

こういった流れの中で、それに関心を持っている町内の農業の方、それから半農半Xなんていう言葉もありますけれども、農業やりたいな、大自然の中で生き物を育て、それを自分で食べる、すばらしい生き方じやないか、そういう関心のある方もいらっしゃる。そして、こういう農業法人を含めて、ともかくもうかる農業でやりたいという方がいらっしゃる。こういった方々が別々にあるのではなくて交流する。マッチングして、そしてアンケートだけじゃなくて意見を言い合うと、仲立、そういった役目が必要であると私は考えますけれども、こういった点についてどうお考えかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 7番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回、農業版企業誘致ということで取組をさせていただいたところ、全国の方に矢吹町をまず知っていただいたというところが大きな成果だったのかなと思っております。その中で、耕作放棄地ということで、私たちもちょっとネガティブに捉えていたんですけども、耕作放棄地につきましては有機農業と非常に相性がいいということを分かってまいりまして、通常、有機JAS認証を取るまでには2年間の転換期間を設けた後にということなので、早くても3年目から有機農産物として出荷ができますけれども、耕作放棄地ですとそれが短縮できる可能性があるということで、非常にその辺は耕作放棄地の利点かなと思っております。

また、耕作放棄地につきましては、ほとんど農家の方が、所有者は貸していただけるというような点もメリットということで、私たちはその点をポジティブに捉えて仲介をしております。

先ほどありましたように、仲介する中で、参入してきた法人同士の交流とか、あとは本当に小規模農家も小さい面積に参入できるようなシステムなんかについても今後、検討していきたいなと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） ご答弁ありがとうございます。

こういった有機栽培関係、なかなか大変な部分がある。こういった中で、私の質問の中で、鮫川の例を挙げておりました。そこでは指南書を作ると、そして矢吹と比べるとちょっと少ないんですけども、目標を8へ

クタールということで掲げております。どうですか、指南書を作られては。この点をお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 7番、富永議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、矢吹町は農業版企業誘致ということで取り組ませていただいておりますけれども、こちらにつきましては私たちも危機感を持っていまして、ここ5年、10年で大きく農業の状況が変わるだろうと。耕作放棄地が拡大しつつあるということで、取り組ませていただいております。鮫川村さんにおいては、さらに厳しい状況にあると認識しております。日本国内ほとんどが中山間地となっておりまして、矢吹町とは全然状況が異なるだろうと。矢吹町につきましては、やはり先ほどありましたように、交通の利便性、平坦性、土質のよさという、こういう大きな武器がありますので、いろんな方にそういった状況を知っていただいて、参入していただいている状況となっております。

指南書につきましては、今、現時点では考へてはございませんけれども、まず段階、土台ができまして、有機栽培がある程度増えていった後に、オーガニックビレッジ宣言ですとか、そういうものについても検討させていただきたいなと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） 今、新しい風が吹いて、少しずつ変化する中でこの流れ、激流にはならないけれども、ゆったりとした深い流れでしっかりと受け止めて、この町のブランド化も含め、プロモーションも含め、これは有機栽培がそれをやってくれるのではないのかなと私は思っております。

こうした中で、ちょっと指南書は先のほうになったような答弁の印象なんですけれども、ぜひ半農半X、そういうもので、農業に関心のある方にも積極的に一步踏み込めるように、それが指南書だと私は思っております。できたら早い段階で作っていただけたらなと思っております。農業関係、以上になります。

続きまして、本町の英語教育についてあります。

先ほど同僚議員のほうでは、情報教育というのに関して質問がありました。

英語教育、これなかなか、国が期待するにはなかなか進まないなというのが私の考えです。だって私、英語ちょっとやったけれども、もう矢吹弁のほうがすっと出てきますからね。英語はどこに行っちゃったのという感じです。ここでは英語環境がなくても我々の日常生活は成り立つ。それが日本であり矢吹町でもあるのかなと思っております。

しかし、将来を考えたときに、また國の方針を受け止めたときに、やはり真剣に向かう必要があると。そこで目標、中学3年までに英検取得率、國の平均、福島県の平均よりちょっと低いなと思います。町は英検を受けるために1年に1回支援もしています。そういう点から、この目標を定めるのも奮起を促すには必要ではないかと私は考えますが、これに関してどう考えるかお伺いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊教育次長兼課長登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊教育次長兼課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

目標を定めてみてはどうかというおただしでございます。

英検の取得状況については、教育長答弁したとおりの率合でございます。ただ、毎年行っております中学校が国のように提出しております英語の学習状況調査の中では、英検3級以上の能力を有していて、ただ、試験を受けていない子供たちもある程度の人数がいるという状況もございますので、今後、学校と、中学校になりますけれども、目標をどう定めていったほうがいいのかというところから議論を始めさせていただければと思っております。

以上で、富永議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） これから現場からの声を聞きながら、どうかという考え方を伺うという答弁だったと思います。

ぜひ、英語環境ですか、ALTの先生とか、それから英語専門家の指導リーダーとか、そしてICT機器、電子黒板もありますよね。そういうもののを使うことで、こういった英語教育の環境はそういったもので十分整っているなと私は思っております。そういう中で、やはりしっかりと目標を提案する。ただ、その目標によってがんじがらめとは、それにならなきや駄目だという、そういう圧力というのはなし。しかし、目標あるからこそ、我々は目指せるんであり、いろいろ知恵を出すこともできると思います。ぜひ、この目標を早めに定めていただければと思っております。

確かに今、学習指導要領、英語教育に関して、これは矢吹の例ではないんですけれども、声ということで、二極化が進んでいると。できる子、できない子はつきりさせてしまっていると、そういう報告もあります。本町の英語現場等のやり取り、意見交換、そういう中でこの声をどのように聞いているか、といった具体的な声があれば、聞かせていただければなと思います。

また、そういう場というのを持っているのかどうか、一つ検証も含めながら、そういう場はあると思いますので、そういう英語教育に関しての現場、先生の声、そういうものをどのように受け止めているのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊教育次長兼課長登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊教育次長兼課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

英語教育に関する現場の声との再質問ではございます。

実際にこの英語については、ALT3名が小学校、中学校、あと幼稚園、保育園にも出向いております。それで、先日、ALTの先生とお話を聞く機会があって、聞いた中でヒアリングというか、聞くことにつ

いては、大多数の生徒たちは聞くことは理解できている。ただ、その聞いたことに対して、受け答え、返答する、その答えが英語でなかなか出てこないという状況だということを聞きましたので、そこに苦手意識を感じるのではなくて、間違ってもいいから、そこでジェスチャーとか加えながら、伝えるというところをうまく引き出すような、そういったやり取りをするようにということで、私からもALTの先生にお願いはしたところです。

それで、英語に関しては本当、日常的にどのぐらい使っていくかというところも、多く積み重ねていくこともかなり必要だとは思っておりますので、授業の中だけじゃなくて、ALTの先生も学校に行くと子供に触れ合う機会が何回かありますので、その中で子供たちに興味のある話題を振ってみたりというところで、そういった楽しい会話ができるような、こういった英語でしゃべるということが楽しい、日本語じゃない別言語で伝わることがうれしいと思う気持ちを持ってもらうような指導をしてほしいということでもお話しさせていただきましたので、そういった積み重ね、使いながら学ぶという英語教育を実践していく必要があるのかなというところで、考えているところでございます。

以上で、富永議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） 英語を必要としない日常生活のこの日本において、英語を伸ばそう伸ばそうというのは何かわだかまりというのかな、引っかかるものはあるというのは現状であります。そして、しかし国のはうではやりなさいと。英語教育、このレベルまでに達するようにやりましょうねという指導はされております。それに応えなきやならない。実際は本人たち、学ぶ生徒たち、また児童の皆さんのが面白いな、もっと知りたいなど、そういうふうな喜びが湧き上がるような、そういう授業等であれば、その後、主体的に学んでいくであろうと。今、ちょっと触れたと思うんです、答弁の中に。まさしく楽しくやれればいい。

しかし、担当のほうでは、学習指導要領がああたら、かあたらとは言えない立場にありますので、私のほうから言えば、今の英語の教科書はあまりにもボリュームがあり過ぎる、盛りだくさんなんですよね。そういう中で、ALTがいても会話したりとか、グループで話し合うとか、自分の意見を出すと、そういう時間が縮まっていると、私そう聞いています。そういった課題云々というのを踏まえて、いかにして本町の英語教育という姿を我々に見せていただければなと思うんです。

隣の村ではやっています。また、新地町でもやられているという報道もあります。ぜひ、この言葉も力があり、その使い方によってよくも悪くもなります。しかし、我々、これから子供たちに対して、多少なりにでも喜べる、楽しいなど、そう思われるような、そして授業内容を進めて、そういう場を提供できると、すると。そうすることによって、主体的に子供たちは学びたいなど、そうなっていくと思います。もちろん試験も受けたいなど。それが人間じゃないかなと私は思います。

そういったものを持って、もっと現場、先ほどALTの先生だと言いましたけれども、現場の先生の声等も含めて、そこら辺もう少し煮詰めて、これから本町の英語教育はどうあるべきかと、そういったものをぜひ聞かせていただければと思います。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 終わりでよろしいですか。

○7番（富永創造議員） はい。

どうもご答弁ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、7番、富永創造議員の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜議長） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

ありがとうございました。

（午後 3時12分）

令和 7 年 9 月 9 日 (火曜日)

(第 3 号)

令和7年第449回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和7年9月9日(火曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 総括質疑

日程第 3 議案の付託

議案第29号・第30号・第31号・第32号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	梅	宮	美和子	2番	小	島	紀	子
3番	芳	賀	慎也	4番	関	根	貴	将
5番	高	久	美秋	6番	鈴	木	浩	一
7番	富	永	創造	8番	三	村	正	一
9番	鈴	木	隆司	10番	青	山	英	樹
12番	角	田	秀明	13番	堀	井	成	人
14番	藤	井	源喜					

欠席議員(1名)

11番 熊田 宏

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭	副町長	鈴木一史
教育長	大杉和規	総務課長	木孝也
企画・デジタル推進課長	国井淳一	まちづくり推進課長	神山義久
会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦	税務課長	渡辺憲二

保健福祉課長	山 野 辺	幸	徳	農業振興課長	鈴	木	辰	美	
商工観光課長	柏	村	秀	一	都市整備課長	有	松	泰	史
上下水道課長	小	磯	剛	行政管理監兼	阿	部	正	人	
教育次長兼 教育振興課長	佐	藤	豊	危機管理監兼	政	策	管	理	監
子育て支援 課	小	椋	勲	生涯学習課長	西	山	貴	夫	

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、11番、熊田宏議員より、体調不良のため本日欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（藤井源喜議長） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 小島紀子議員

○議長（藤井源喜議長） 通告5番、2番、小島紀子議員の一般質問を許します。

2番。

〔2番 小島紀子議員登壇〕

○2番（小島紀子議員） 議場の皆様、おはようございます。

そして傍聴の皆様、朝早くからありがとうございます。皆様に来ていただくことで、とても励みになります。これからもよろしくお願ひいたします。

通告により、2つ質問させていただきます。それぞれ小問として3つずつあります。

質問事項1番、遊水地対策とその利活用について。

令和元年、2019年10月の東日本台風は、今まで以上に阿武隈川流域の市町村に甚大な被害をもたらしました。大災害を再び起こさないようにと、国・県・市町村が連携し、令和2年に阿武隈川緊急治水対策プロジェクトが策定されました。この10か年プロジェクトは、阿武隈川とそこに流れ込む支川の抜本的な治水対策と流域対策が一体となった、総合的な防災、減災対策のためのものであります。この事業は、昭和61年、平成10年、同23年、令和元年の洪水の浸水実績範囲を基本としています。阿武隈川上流地区に遊水地として水をためることにより、下流市街地への氾濫リスクが低減されるとして、上流にある矢吹、玉川、鏡石地区に遊水地を計画することとなりました。

この計画に関して考慮すべき点は、流域沿いの住民の安全性、代替地、補償、さらには道路計画、内水対策、支川対策など多岐に及びます。今年8月に議員参加ということで、議員も参加させていただいて、埼玉県春日部市にあります、かすかべ環境防災研究センターに設計された大規模な遊水地模型の越流堤からの越流シミュレーションを見学させていただきました。そのことによって、遊水地の役割が具体的に見えてきました。

そこで質問です。1番、遊水地整備計画の課題点（安全対策、代替地、補償、道路計画、内水対策、支川処理、遺跡発掘調査など）とその対応について伺います。

2番、他地域での遊水地利活用事例をお尋ねいたします。

3番、矢吹町には、三城目地区遊水地対策協議会がありますが、独自でやるよりは3町村が一体となって国や県と協議するほうが効果的と思われます。そのような意向があるのかどうかを伺います。

質問事項2番、歴史民俗資料展示について。

今年7月に、三神地区遊水地群整備事業に伴う発掘調査の現地公開があり、東川原遺跡と後原遺跡を見学させていただきました。そこにおきまして、奈良、平安時代の堅穴住居跡や掘っ立て柱建築遺構、古墳時代の土器、中世の瀬戸焼、すずりも出土されており、近くの鬼穴古墳などの古墳群と合わせ、大昔から栄えていた地域であったと再確認いたしました。より多くの方々に見てもらいたい、そのためには近い将来、出土した貴重な品々を安全な場所で公開、展示していただきたいと思います。

また、今年は昭和100年、戦後80年に当たり、マスコミは様々な番組を特集しています。矢吹町に旧陸軍飛行場があったことがきっかけで、戦争資料を含む歴史民俗資料の保存、展示の草の根運動に関わることとなりました私のところにも、戦後70年の10年前と同様に、某新聞社の記者が訪ねて来てくださいました。戦争資料について言えば、矢吹町には関係資料が複数ありましたが、平成初期の昭和の碑事業に大方は遺族に返還され、町に残る資料が非常に少ないのは大変残念なことです。また、研究も進んでおりません。個人宅に残る史資料を今、ともかく早くレスキューして、その散逸を防がなければ間に合わなくなってしまいます。そこで、これらに関する町の考え方と取組を改めてお尋ねいたします。

1番、令和5年からスタートした、学芸員を中心とした歴史民俗資料収蔵庫（旧矢吹中学校D棟）の整理分類作業の進捗状況をお伺いいたします。

2番、令和6年度第1回文化財保護審議会で、歴史民俗資料（ふるさとの森芸術村及び歴史民俗資料収蔵庫（旧矢吹中学校D棟））のリニューアル展示を令和7年度より行う予定とありますが、展示は今年度のいつになるのでしょうか。

3番、住民から歴史民俗資料が寄贈、寄託される場合、町はその史資料をどのように扱うのか、どこに保存するのかなどをお尋ねいたします。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

[町長 蛭田泰昭町長登壇]

○町長（蛭田泰昭町長） 議場の皆さん、おはようございます。

傍聴に来られた皆さん、お忙しい中ありがとうございます。励みになります。

それでは、2番、小島議員の質問にお答えいたします。

初めに、遊水地整備事業の課題点とその対応についてのおただしであります。

令和元年東日本台風で甚大な浸水被害を受けて、阿武隈川本線や支川の抜本的な治水対策を関係機関と一体的に進め、総合的な防災、減災対策を図るため、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトが策定されました。国からは幾度もこの事業に関する説明がなされました。事業を進める上で様々な課題が見えてきたところであります。これまで、本町は鏡石町、そして玉川村と共に遊水地事業の各種課題点に対する要望活動を、事業を所管する国と福島県に対して行ってまいりましたが、いまだに多くの課題が残されていると実感しております。

これまでに要望した主なものといたしましては、安全対策として遊水地内にある県道矢吹・小野線について、万が一水が入ってきた場合でも安心して通過できるような道路の整備や、遊水地の整備中と整備後における適正な維持管理に関する要望等を行っております。また、地域住民が安全、安心を感じることができるよう、事業に関する早期の説明や、阿武隈川流域自治体への遊水地事業に対する理解を得るための情報発信を求めてきたところであります。

次に、余儀なく移転される方への代替地に関わるものとして、移転先の宅地整備や、移転者に関する個々の課題に寄り添った細やかで丁寧な対応等を要望しております。また、補償に関しては、各地権者が抱える事情を考慮し、確実に生活再建をするための地権者に寄り添った丁寧な支援を講じるよう要望を行っております。さらに、公共補償や担当職員の人事費等に関しては、一律ではなく3町村の実情に即した財政支援を行うよう要望を行っております。また、支川処理に関しては堤防の強化を行うとともに、町独自に阿由里川の1級河川指定に関する要望を行っております。このほか、内水対策としては、排水処理などは周辺環境整備等の要望を行ってまいりました。

最後に、遺跡の発掘調査につきましては、東川原遺跡、後原遺跡の本調査に関し、本年7月23日に現地公開が行われる等、現時点では順調に調査が進んでおり、今後も継続して調査が行われるものと認識しております。

これまでの要望に対する国・福島県からの回答につきましては、県道矢吹・小野線を高盛土で整備することや、新たに歩道整備を行うことで、洪水時に水が入った場合でも安全に通行できる道路にすることとなったほか、町の管理であった阿由里川を国及び県の管理である1級河川に指定していただいたところであります、一部要望については納得のいく回答を得ております。また、3町村の担当職員の人事費を国が負担することに関する協議も行っておりまして、少しずつ要望活動の成果が表れているものでありますが、その一方で、ほかの多くの要望につきましては納得のいく回答が得られておりませんので、引き続き国・県の動向を注視しながら地域住民の安全、安心の確保と、整備後の遊水地内の利活用の問題解消も図れるよう、3町村や三城目地区遊水地対策協議会と連携して国・県へ粘り強く働きかけてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、他地域での遊水地利活用事例についてのおただしであります、本町の三城目地区内の約100ヘクタールの遊水地につきましては、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの一環として、阿武隈川流域全体の防災、減災対策を行うために、本町、鏡石町、玉川村の3町村にまたがる約350ヘクタールの遊水地群の一つとして整備されますが、整備手法を全面買収方式とし、洪水時には十分な貯水量を確保するため遊水地内を3メートルから4メートル程度掘削し整備する点が、全国のほかの遊水地と事情が異なる点と考えております。遊水地内の平常時の利活用を考える上で、全国の事例を学ぶため、これまでに本町の遊水地と同様に全面買収方式で地内の利活用がされている栃木県ほか3県にまたがる渡良瀬遊水地、青森県青森市の沖館川多目的遊水地、須賀川市の浜尾遊水地等へ視察研修に行ってまいりました。

例えば、渡良瀬遊水地につきましては、ゴルフ場や運動公園、体験活動センターにおける環境学習等で活用がなされております。このほか、ラムサール条約の登録湿地となっておりまして、湿地環境の保全や害虫駆除、野火による家屋への類焼防止などを目的として、例年3月にヨシ焼きを行い、春の伝統行事として一つの観光イベントともなっております。

次に、沖館川多目的遊水地につきましては、遊水地内に青森県運転免許センターや公立小中学校が整備されており、浸水しても影響がないよう建物の1階部分を柱だけで支え、壁がない空間にする、いわゆるピロティ方式を採用していることが特徴となっております。

浜尾遊水地につきましては、ラジコン飛行場として利活用されており、それぞれの遊水地内の利活用策は、それぞれの地域の歴史や地域の特性等を踏まえて、慎重に検討され利活用に至っているものと考えております。

国は、令和6年1月30日に有識者、3町村長、福島県などを構成メンバーとして、阿武隈川上流遊水地群利活用検討会を設立いたしまして、これまでに合計2回の検討会を開催しております。また、地元意見を反映させるため、地域住民の代表、農業機関、商工機関、教育機関、行政機関を構成メンバーとして組織した作業部会が合計5回開催されております。

本町におきましても、地域住民の代表や関係機関の皆様から、有意義な利活用が実現できるよう活発な意見をいただいているところでありますが、現時点では国から明確な利活用の諸条件やリスク、そしてまた利活用に当たってのヒト・モノ・カネは誰が負担するのか、整備後の維持管理の方針、誰がどのように維持管理に対して関わっていくか、負担するか等の方針であります、が示されておらず、これらを一つ一つ明らかにし、利活用の検討を深めていくことが必要であると考えております。

本町といたしましては、引き続き国・福島県の動向を注視するとともに、地域活性化や真に地元住民のためになる利活用が実現できるよう、関係機関との調整や国・県への要望活動に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、三城目地区遊水地対策協議会等の取組についてのおただしであります、三城目地区遊水地対策協議会は、国や福島県への要望活動を行うとともに、将来に向けて住みよい三城目地区にしていくための活動を目的として、令和4年2月25日に設立されました。これまで、協議会では国に対し、遊水地貯留時の阿由里川の内水対策や遊水地内の維持管理の徹底等について毎年要望活動を行っております。また、本年1月には協議会主催による講演会を開催し、鏡石町や玉川村等の流域住民や流域自治体、特に下流域の自治体の関係者、こちら多くの関係者の皆様が参加され、遊水地群整備のメリット、デメリット、流域治水の考え方等について、意見が交わされたところであります。さらに、本年8月には、協議会主催で埼玉県春日部市において遊水地の模型実験を視察する等、活発な活動を実施しております。

次に、3町村においては、国による遊水地群整備事業が計画されて以降、各町村共通の課題や個別の課題について、町村長同士で定期的に意見交換や協議を重ね、共通理解を深めているほか、遊水地の維持管理や利活用、関係機関との連携の強化等について国に対し3町村長連名で毎年要望活動を行っております。本町といたしましては、三城目地区遊水地対策協議会や、鏡石町、玉川村との連携を密に図りながら、阿武隈川流域市町村が流域治水における遊水地群整備の重要性について、理解を深める取組を進めるとともに、三城目地区において安全、安心な環境が保たれるよう、引き続き国・県に対し積極的な働きかけをしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、小島議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 議場の皆様、おはようございます。

傍聴においでの方々、ありがとうございます。

では、2番、小島議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹町歴史民俗資料収蔵庫における整理作業の進捗状況についてのおただしであります。歴史民俗資料収蔵庫の整理分類作業につきましては、令和5年度において、考古学資料176箱の確認とナンバリング作業を行い、その他の民俗資料、文書写真、記録等資料については内容を確認の上、目録の整理を進めております。

令和6年度においては、古文書等の収蔵資料の整理として寄贈図書496冊のクリーニングを行い、いわゆる紙の中性紙封筒、収納箱への収納作業を実施しております。令和6年12月からは、学芸員の作業を補助する文化財整理作業の経験がある補助員1名を確保し、さらには12月から3月までの期間、矢吹町文化財保護審議会委員の中で6名の協力を得て整理分類作業を行っております。

その結果、令和6年度末現在では、収蔵庫に収蔵されている全体の資料のうち、約20%の作業が終了しております。引き続き各目録の整備やデータ化を進めるとともに、古文書等の寄贈資料については、クリーニング及び収納作業を進める予定であります。今後とも整理分類作業を着実に進め、その進捗状況を随時、矢吹町文化財保護審議会に説明し情報の共有を図ってまいりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

次に、歴史民俗資料の令和7年度のリニューアル展示についてのおただしであります。現在、ふるさとの森芸術村に展示されている歴史民俗資料について、令和5年度より整理分類を進めてきた資料を含め、これまでの展示内容の刷新と解説パネルの更新を予定しており、来年1月からの開始を目標に準備を進めています。

歴史民俗資料のリニューアル展示については、町民の皆様に町の遺跡の位置や時代背景等を展示したパネルを通して、矢吹町の歴史が学べるように工夫を凝らした展示内容にしたいと学芸員が中心となって進めております。展示される資料につきましては、町内から出土した埴輪などの貴重な文化財を、例えば三神地区の鬼穴古墳、谷中古墳といった古墳群にスポットを当て、時代背景を分かりやすく展示してまいりたいと考えております。

また、次年度以降においては、福島県文化財センター白河館まほろんに所蔵されている矢吹町に関する文化財を借用し、年度ごとの企画展などの検討をしております。今年度の歴史民俗資料のリニューアル展示により、町民の皆様に今まで以上に矢吹町の歴史、文化を知っていただくきっかけとしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

最後に、住民から歴史民俗資料が寄贈、寄託された場合の取扱い、保存についてのおただしであります。歴史民俗資料の寄贈、寄託につきましては、資料の性質、保存性、公益性を踏まえ、矢吹町歴史民俗資料収蔵庫管理要綱に基づき、寄贈、寄託者からの申込みがされた後、専門的な資料の調査を学芸員が行い、その由来や価値、状態を確認し受入れの可否を教育委員会が判断しております。

受け入れた資料については、寄贈、寄託者に利用条件等を伺うとともに、資料カード等の作成を行った後、機械警備等の設備を備えている歴史民俗資料収蔵庫にて保管しております。保管した資料については、学芸員による定期的な現地点検と記録更新を行うことで、地域の歴史的資産を次世代へ確実に継承できるように努め

ておりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

以上で、2番、小島議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ご答弁ありがとうございました。

まず、遊水地について再質問させていただきます。

350ヘクタール、3町村で350ヘクタール、矢吹はそのうち約100ヘクタール、玉川が120ヘクタール、鏡石130ヘクタールということで、矢吹町、そこに住まわれている人たちの250世帯が移転しなければいけないということで、移転先がなかなか決まらないということを聞いていますが、矢吹町では何世帯の方たちのうち、どのくらいで移転が決まっているのかということをお知らせください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求める。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 2番、小島議員の質問にお答えしたいと思います。

住宅移転の方が何軒あって、何軒、今ほど移転されているのかというようなご質問かと思いますけれども、矢吹町においては10軒、10戸の移転対象者がおりまして、ほとんどの方は今のところ移転が決まっております。残っている方は今2軒ほどとなっておりますので、ご理解いただければと思います。

また、玉川村、鏡石町につきましては、60戸、70戸という、集落単位での移転という大きな課題を抱えておりますので、こちらにつきましては移転先の候補地の選定などが今進んでおりまして、そちらのほうに移転のほうとなっているかと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ご答弁ありがとうございます。

まず、自分は何も知らないところから始めたので、まず現地を見てこようということで浜尾遊水地を見てきました。それで、浜尾遊水地は2012年度に完成したんですが、そうしますと13年たっているという状態で、ちょっと自分が想像したのと全然違う形になってしまって、ちょっとがっかりというか、これが矢吹でも、例えば今まで田園風景が広がっていたところが表土を剥ぎ取られ、そこが遊水地になるわけなんですけれども、そうしますとその後どうなるのか、まさか浜尾遊水地のようになってしまふんじやないかということをすごく危惧しています。

それで、これから利活用ということがすごく大事かと思うんですが、矢吹町は具体的にどういった利活用をしようと思っていらっしゃるのか。まだ予定は立っていらっしゃらないかと思うんですが、でも、今年は令和7年で、10年度に完成予定ということだと3年もないわけですね。そうしますと、今から大体の計画を立ていかないと、浜尾遊水地のようになってしまふ可能性もあるということで、矢吹町は具体的には決まってい

なくても大体の計画、大ざっぱな計画でもいいんですが。どういうことを考えているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 2番、小島議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの町長答弁にもございましたように、現時点では国のはうから明確な利活用の前提条件やリスクなどが示されてございません。例えば、占用料が幾らになるのかとか、どういったものが許可を受けられるのかというような条件がまだ示されておりません。

先ほど町長答弁にもございましたように、整備するに当たっての費用等について誰が負担するのかというような大きな課題も残っております。そういう大きな課題もありますし、将来的に維持管理をどうするのかというような課題もございます。国のはうでも、浜尾遊水地、地元の住民の方が視察に行かれまして、こういうふうな草木が生い茂る状態では困りますねということで、地元住民がかなり危惧されております。国のはうでも自動の草刈り機とか、いろんなことで検討されておりまして、そういうもので万が一利活用がなされないとしても、適切に維持管理したいということで国のはうで検討はされているということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

先ほどの町長答弁の中に、皆様いろんなところを視察してきましたということだったんですが、例えば青森県の沖館川多目的遊水地内に運転免許センターが建っています、公立小学校が整備されていますというような、皆様見てこられたと思うんでよく分かっていらっしゃると思うんですが、どういう状況で、どういう形ならそういうことが可能なのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 質問の内容をちょっと確認をします。どういう状況でというのは。

○2番（小島紀子議員） 私の質問事項の2項として、他地域での遊水地利活用の事例ですね。それについてお尋ねしたんですが、答弁の中で青森のはうを見学されましたということで、その状況についてもうちょっと詳しくお知らせ願えればと思っています。

○議長（藤井源喜議長） 分かりました。答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 2番、小島議員の再質問にお答えしたいと思います。

青森県の沖館川多目的遊水地につきましては、こちら市内のはうに整備された遊水地でございます。そういう関係から、土地の有効利用ということで小中学校のグラウンドと、あと校舎の一部ということで、先ほど

町長説明にもございましたように、ピロティー方式ということで高床式の建物が建ってございます。その隣には運転免許センターということで、運転免許センターのコースが遊水地内にございまして、建物も一部小中学校と同じように高床式で整備されているというような状況となってございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

追加ということで、もうちょっと詳しく知りたいと思うんですが、例えば、遊水地に水がたまってしまった場合とか、たまってしまっても機能するのかとか、小学校とか運転免許センターが機能するのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 2番、小島議員の再質問にお答えしたいと思います。

こちらの遊水地につきましては、当然、洪水時には水が入ってまいりますので、小学校のグラウンドとか運転免許センターのコースにつきましては、当然、貯水期間は利用はできないかと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

自分のほうでも、いろいろ日本の中で遊水地対策がされているところということで調べてきました。その中で、自分は関東近辺に30年ほどおりましたので、その間、いたところ、特に川崎、横浜に25年ぐらいいましたので、その状況として鶴見川流域のことについて調べさせていただきました。

そうしましたら、自分は横浜の、本当に横浜駅から近いところにいたんですが、すぐ近くの新横浜、小机区間の今でいいと日産スタジアム、昔は国際競技場というところが遊水地であったということが分かりました。それで、調べてまいりまして、まずは住民参加ということがすごく大事だということも書かれていましたので、まずそのプロジェクトを立てて、そのためには流域の住民の人たちも参加する。その住民の人たちも上流から下流域まで、ずっとネットプロジェクトがつながっているんですね。そのプロジェクトは27地域がつながっています。そうしますと、全てにおいて言えることだと思うんですが、例えば交渉するにしても市町村対国とか県ではなくて、その中に自治体も住民も、そういう住民の草の根的なネットワークも、全て加味してそういうプロジェクトをつくって働きかけるということがすごく大事なことではないかと思われているんですが、矢吹町ではそういうネットワークづくりということをお考えかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 2番、小島議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの町長答弁にもございましたように、利活用につきましては検討会と作業部会というような組織がございます。作業部会につきましては、地域住民の代表ですとか、先ほど言った行政機関ですとか、あと商工関係とか、そういった機関が関わっておりますので、今、検討を進めているところでございますので、今後そういった検討の結果などについてお示しできる機会があるんではないかと考えておりますので、ご理解いただけるかと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

矢吹町の住民の中で、どれだけ遊水地に关心を持っていらっしゃる方がいらっしゃるのかというと、その地域、関わっているところの住民の方たちは、例えば三神の中でも三城目地区、成田ですか、玉川の、あとは竜崎であるとか、そういうところの人たちは关心を持っていらっしゃるかもしれないんですけども、矢吹の、例えば西側の人たちはどれほど关心を持っていらっしゃるかというと、ちょっと分からぬところがあると思うんですね。

そうしますと、例えば国で何も言ってこないからこちらは何もできませんではなくて、まず住民の中で、そういう350ヘクタールというと物すごい広大な、それで浜尾遊水地は62ヘクタールなんですね。今度関わろうとしている遊水地は350ヘクタール。それで、洪水調節容量というのは、浜尾遊水地では230万立米、それに対して今回の3町村の立米数というのは1,500から2,000万立米になるわけなんですよ。そうすると、七、八倍から10倍の高値になるわけですよ。そのビッグプロジェクトを、浜尾遊水地のように、例えばそこで農業を続けたいとか、あとは浜尾遊水地のように、令和10年完成ということなんですね。その後10年、15年たったときに、あそこのすてきな、すばらしい、本当に矢吹町がすてきだなと思ったのは、広大な田園都市風景なんですね。それが全部荒れ地になってしまふのかと思うと、すごくがっかりしてしまいます。

その中で、今始まろうとしているビッグプロジェクトを町民全部の方たちに分かってほしい、それで、その3町村集まって、こういうことになっているんですよと、町村一つ一つで対応するんではなくて3町村集まりましょうよ、じゃ、その流域をどうしましょうか、そういうことをやっていただいて、それで、じゃ、須賀川地区はどうなっているんだろう、福島地区は、本宮地区はどうなっていくんだろう、それがずっとプロジェクトがつながっていったら、本当にすばらしいものができると思うんですが、今までのままだった浜尾遊水地があと15年近くたっているんですが、あのようになってしまうのか、それともすばらしいものが広がっていくのかということは、3年過ぎた後では間に合わないと思うんですよ。今からやっていかないと。

それで、矢吹町だけでも、3町村だけでも小さ過ぎると思うんです、規模的に。矢吹、玉川、鏡石がまず一つの核となって、その3町村がどうやって動くんでしょう、あそこってすばらしいねとなつたならば、飛び火していくと思うんですよね。ぜひともそういった形に、私はなつてほしいと思います。

ここ10年、20年後にがっかりしたことになるのか、すばらしい田園風景プラス機能的なプロジェクトが入っていく、企業も参加しますということになっていくのかというのは今、瀬戸際だと思うんですよ。ぜひともそういうことをやってもらいたいので、町のこれからの方針というものをもう一度お伺いいたしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

[町長 蛭田泰昭町長登壇]

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、2番、小島議員の追加質問にお答えします。

この質問、なかなか難しいんですよ。何でかというと、今お話しいただいたような住民運動であったり、それから地域を盛り上げてというのは大変すばらしい、参考にさせていただきたいと思いますが、この遊水地のプロジェクトが何で難しいかということをつらつら考えてみると、1つはこれまで全買収方式、要するに全部国有地にしてしまうというのはあまりないんです。

今、事例として挙げましたが、ほかに実は地役権方式といって、その県にだけ、それだけというのは一関であったり、そこは今でも農業をやっています。水田風景になっています。私、全部見に行きたくともみんなで分担で見に行っているんで、私はそこは見に行ていませんが、そういうところからするとイメージが全く違うかもしれません。

しかし、非常に大きな課題は、全買収方式は全て国有地になってしまいます。今、国有地は、これは國のものだよ、だから美しい水田風景、これまで様々な構造改善事業とか、それで様々な血と汗と涙で造り上げてきた美しい水田が、先ほどのように、実は下流域、これ流域治水というんですが、流域治水で郡山のようなところを守る、ご存じのように台風19号のときに郡山は工場地帯が全く水につかって日立が撤退したり、水門町が水につかったり大変なことになった。そのことを二度と繰り返さないということも含めて、こういう上流域に言わば水がめを造ってそれで守るということにしたわけですが、これは国有地なんです。

国有地は、今私が説明のときに言いましたが、ヒト・モノ・カネはそこで例えば新しい利活用をするときは、例えばですよ、今事例に出された日産スタジアム、もうちょっと調べてください。最初の事例で言っていたときは、私ども皆さんご存じの記憶にありますが、國のほうで遊水地を造るときは日産スタジアムの写真を、きれいなをどんどん出してきたと。ところが蓋を開けてみたら、これは、こういった施設を造るときは全部地元でやってくださいと。だから、施設を造ることも、例えば美しい水田風景はやってもいいですよと今あります。でも、そこを一旦三、四メートル掘ってしまったところに、もう1回用水路を引いて道路を引いて、全部インフラを整備するのは地元でやってくださいなんです。これが一体、何百億円、下手すると何千億円かかるか分かりません。

このことを私はぜひ小島議員のお話を住民運動でとか、そういったことはぜひ建設的に、それを力と変えてほしいのは、私どもは本当に実はこういったのが、去年、熊が出ました、今まで出なかった三神に。もう荒れ放題で、買収されたところが草だらけになってしまった、人の背丈ほどもあった。そしたら迷い込んだ熊が来て、普通出なかったのが出てきた。これからやはり心配すべきは、そういうふうに自然条件が全く変わってしまったことによって、美しい「さわやかな田園のまち・やぶき」が失われてしまうというのは私は本当に恐れています。しかし、一旦矢吹の場合はほとんど7割以上もう買収されてしまったんで、そこをどう使うかは国

の勝手です。そういう状態になってしまった後で、どういう形で利活用を図るかというのは、国にお伺いを立ててやるしかない。そこについて、やはり我々の苦悩があるんです。本当に、この「さわやかな田園のまち・やぶき」を守るためにずっと交渉をやっておりますが、基本的にちょっとこれはぜひ覚えておいていただきたいんですが、国有地だから、例えば農業もやらせてあげる、制度上は貸してあげますと。でも、さっき鈴木課長に言ってもらいましたけれども、その占有条件さえも示されていないんです。借りるという条件も示されていない。もうずっと言っています、4年以上。その条件が示されていない状況で、非常に苦しい中で闘っている、闘っているというのはちょっと不適切だね、交渉していると。そこをご理解いただきたい。

相手の所有物なんですね、これはね。だから、もうちょっとよく、もう時間があまりない中なので、基本は買収がどんどん進んで、矢吹は特に、先ほどのように住宅が相当移転済みだったために、田畠と、米が今回物すごく上がりましたが、通常ですと農産物相当安かったんで、そして後継者もいないんで、どんどん買収に応じてしまったということで、これは止めようがありません、我々は。だから、もう7割以上買収が進んでいる状態の中で、その7割以上の買収のところで草がぼうぼうになってしまったと。それで国に強く言って、今年は大分管理がよくなってきたと思います。

課題は山ほどあります。住民運動でそういうのというのであれば、ぜひ我々も力を与えてもらいたい。現在の実態をよく把握した上で、そしてまた、先ほどの法制度の問題も含めて、様々にぜひ勉強をしていただければというと、ちょっと上から目線で申し訳ないんですが、その上で知恵も貸してもらいたいし、住民の方々に爽やかな田園の町を守るためにこんなことをやつたらどうだ、あるいはあんなことをやつたらどうだ、あるいはこういうことをやるのにぜひみんなでやろうというのがあればいいです。ただし、評論家では困ります。やはり国としっかりと交渉していくには、そういうふうな力とそれから我々も覚悟が要りますので、そこをぜひお願いしたい。

ただ、今日のようなご意見が出たし、また質問が出たのは私はいいことだと思います。ぜひ、遊水地の今の現状と、正直、三城目協議会も我々自治体も、玉川さんも鏡石さんも物すごく悩んでいます。住民を守るために、今の環境を守るため、だけれども国の事業として全部土地を買い上げられてしまった後で、ヒト・モノ・カネは全部自分たちでやりなさいと。

しかも、一番恩恵を受ける下流域もなかなかその理解が足りない、そのことも大事なんです、下流域は一番恩恵を受けるんだから。我々がこの遊水地を造ることによって。だから、それだけ恩恵を受ける以上は、例えば基金をつくって一緒にこの流域を守ろう、あるいはこのことをやってくれた上流の方々に感謝して一緒に何か行動を起こそうということをしてくれればいいんです。今、そういうところが幾つかの諸条件の中で難しい条件があります。それを今一つ一つやっているところであります、ここで詳しく言うだけのちょっと時間はありませんので、ただ、そこはご理解いただきたい。

我々ずっと4年間、5年間、私、矢吹の町長はおっかないと国から言われています。何でかというと、そういうことを言われていて、このままでは自分たちの郷里が守れないのではないかと。爽やかな田園風景が失われてしまうのではないかと。今日出たご意見は、本当に貴重なご意見ですけれども、ぜひそれを力になるよう、建設的な格好でいろんな形でご提言、ご発言をいただければありがたいなというふうに思います。

ちょっと長くなりましたがこの辺にしておきますが、なかなか本当に難しいことに今、囲まれております。

まだちょっと言えないこともあって、これからスケジュールで言えないこともあるんですが、もしかするともう少し延びるかもしれないという話もあります。とにかく、やるならばぜひ一緒に悩んでいただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ご答弁ありがとうございました。

私は何も知らないということでやってきたかもしれません。でも、これはベースになっているのは、確固たるものがあって発言させていただいている。それは、阿武隈川上流緊急治水対策出張所さんの所長さんであるとか、いろんな方たちとお話を繰り返す中で、やはり町対国では言えない内情というんですかね、そういうことも知らせていただきました。ぜひとも町から提案してくださいということだったんですね。それがうまくいっているかどうかというのはちょっと私は分かりませんが、そういうことをご提案していったらどうですかと、私はちょっと分かりませんが、そういうことさせていただきます。

次、歴史民俗資料館展示について……

[「ちょっとでいいんだったら、ちょっとと言い逃げになっちゃうんじゃないの」と呼ぶ者あり]

○2番（小島紀子議員） そうですか。では町はどう考えますかということでよろしいですか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

[町長 蛭田泰昭町長登壇]

○町長（蛭田泰昭町長） 時間もないようなので。ただ、河川事務所とかそういったところに聞いたから何でも分かっていますみたいなことは言わないでくださいね。本当に様々な事情がありますので。そこで我々は一生懸命、ある意味交渉をしているということなんで、もうちょっと広いところで聞いていただけたらありがたいなと思っています。私、何でも知っていますから、町はちゃんとやってくださいみたいな発言はやめてほしい。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 私、何でも言っていませんとは言つていませんので、それは撤回していただけませんか。それよりも知らない方が多過ぎると思うんです、町の中の人たち。それで広報というんですか、それを知らせる役目というのは町がすべきではないかと私は思つてはいるんで、それだけをやっていただきたいと思います。もうちょっと関心を持っていただきたいということで。それについてはどうお考えか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

[町長 蛭田泰昭町長登壇]

○町長（蛭田泰昭町長） 町の方々に多くを知つていただき、そして適切な情報の下に一緒になって運動、努力をしていただくということについては全く同感です。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございました。

それでは、歴史民俗資料展示について、再質問させていただきます。

順調に学芸員さんを中心に作業が進んで、20%まで進捗していますということはすばらしいことであると思います。そこで、どこで作業をしているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

[生涯学習課長 西山貴夫課長登壇]

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

作業場はどこだというご質問だと思いますが、作業場はふるさとの森の中の会議室を借りまして、そちらに収蔵庫からその日の作業分を移動させて作業を行っているという状況でございます。

以上で、2番、小島議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ご答弁ありがとうございます。

収蔵庫というものがあるんですが、そこで作業できない理由をお聞きしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

[生涯学習課長 西山貴夫課長登壇]

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

なぜそちらのほうで作業をするというようなご質問だと思いますが、収蔵庫につきましては、基本的に保管をしていただくために今、環境を整えていますということと、作業スペース的にもふるさとの森のほうが作業しやすいという環境もございますので、そちらのほうを利用して行っているところでございます。

以上で、小島議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

以前、私のほうで収蔵庫についてお尋ね申し上げたんですけども、水が出ます出ませんの話なんですが、今の状況を教えてください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

水とか排水の整備は、使用できるようにはつながったという環境でございますが、既存管、D棟のコンクリートの内部にある管、水道管だったりというところが古い、建設当時の管ですので、そのところが漏水をしているというところで、その調査だったり改修にかなりの費用がかかるということで、そのところもありまして、今現在は使用することを見送っているというような状況でございます。

以上で、小島議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

収蔵庫であるので、水が出る、出ないというのは今さら蒸し返したくはないので、ここまでにしておきますが、将来的にあそこで展示、皆様に公開ということは可能なのかどうかをお聞きしたいと思います。収蔵庫での展示、公開が可能かどうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

収蔵庫の展示の前に、まずは町民への広くこの歴史、文化について理解だったり、広めていくためにふるさとの森を刷新とリニューアルをしまして、そちらのほうで機運を高めていった中で将来的に収蔵庫というところにいくのかどうかも含めて、まずは機運を高めていくためにふるさとの森を大々的にリニューアルをして行っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、小島議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

今回の質問は、歴史民俗資料展示についてなので、資料館云々は今回はしないことにしたいと思います。

それで、リニューアルされるということで、令和7年1月以降でしょうか、それはされるということですごく楽しみしております。ご提案なんですが、こういうことをしたほうがいいんじゃないですかということは質問に併せて言うことはできますか。

○議長（藤井源喜議長） 要望は駄目です。質問に合わせて質問でやってください。

〔「はい、分かりました」と呼ぶ者あり〕

○2番（小島紀子議員） これから寄贈、寄託が増えてくると思うんです。それというのは、代替わりをしています、それで、菅野昌和さんの爆弾池から拾ってきた砲弾、そういった貴重なものがあります。それを寄贈したいです。あとは、田口四十三さんのチョウチョウのコレクション、それも年齢が年齢とか、あと亡くなったりしてしまって寄贈しますということを希望しますということはどんどん増えてくると思うんですね。あと、

長田良夫先生の油絵がたくさんあるんですけれども、それを町がやってくれませんかということを考えられると思うんです、そういう依頼というんですかね、そういうことにどのように対応していくべきかということを矢吹町はどう考えるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

[生涯学習課長 西山貴夫課長登壇]

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

教育長答弁にもありましたけれども、まずは歴史の寄贈、寄託については、資料の性質、保存性、さらに公益性などを踏まえまして、寄贈者の申込みがあった後に、専門委員を中心にその調査を行いまして教育委員会が判断してまいることになると思います。ですので、それぞれのものが今言った条件に当てはまるようであれば、それは町のほうで寄贈、寄託に該当するということであれば、その条件に合致すれば町のほうが保管するということになると思われます。

以上で、小島議員の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

寄贈、寄託されたものの保存場所はどこになりますか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

[生涯学習課長 西山貴夫課長登壇]

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

保存場所は、今考えられているのは、やはり収蔵庫に保存するようになってくると思います。

以上で、小島議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

これから貴重なもの、私もうちのおじさんが戦争従軍者ですので、戦争当時の貴重なものをお預かりしているんですが、例えば情報公開してしまいますとマニアックな人たちが欲しいということになってしまい可能性もあると思います。その場合、収蔵庫、旧D棟は中学校でしたので開口部分が多いです。ガラスをぱりんと破られれば、すぐに侵入できてしまう。そういうこともあって、それが本当に的確な場所、安全な場所なのかというとちょっと疑問でありますが、町はその点どうお考えでしょうか。安全性について。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

[生涯学習課長 西山貴夫課長登壇]

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

もともと中学校で使用されていた建物でございますので、小島議員が懸念されるようなことも十分考えられます。そうした中で、今現在、過去にそうした懸念を少しでも払拭といいますか、改善するために警備機器の設置工事だったり、自動火災報知設置工事ということを整備をしまして、そのようなところにも対応するような形で今環境を整えておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上で小島議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 答弁ありがとうございます。

セキュリティーの問題ということなんですが、昨今いろいろなところで泥棒入られたとかということがにぎわせていますが、そのときにセキュリティー会社が通報してすぐに駆けつけてくれるのかどうかということがあると思います。火災の問題もそうなんですが、そういうことについてはどうお考えでしょうか。それで十分と思われるかどうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

警備の設置も行った上で、警備会社との契約をしてそのような状況への対応についても行っておるところでございますし、今後考えられるのはやっぱり対防火用の箱といいますか、守るような形を取っていくということでも考えていくことが必要になってくると思っております。

以上で、小島議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

どこでもそうだと思うんですが、本当に家に眠っているもの、これ大事なものなんだけれども、でももらつてくれないとか預かってくれないとか、そういったものがどんどん世代が替われば年寄りのものだから汚いからもう捨てちゃおうとか、その中に本当にすばらしいもの、大事なものがすごく含まれていると思うんですね。まずは、先ほど私の質問のほうで言わせていただきましたが、そういったものをまずは集めて、整理、分類は後でもいいので、まずレスキューしてそれを集めて散逸させないということは本当に大事なことだと思うんですが、そうするために町に全てお願いしますでは町のほうも大変だと思うんですね。

それで、住民参画ということも大事なことであると思うんです。町が全部やってください、お金も出してくださいとはとてもじゃないけれども町も大変、それが議員になってからなおさらのことよく分かりました。それで、住民の側からすると、町は何で動いてくれないのかね、何で金出してくれないのかねということになると思うんです。その間の中間層になる、何ですかね、先ほどちょっと答弁の中でも言わせていただいたんですけども、草の根的な住民の団体であるとか、そういうことのお力を借りるということがすごく大事なことだと思うんです。そういうことを、造るときに一から全部町で造ってくださいではなくて、住民の動きがあつ

たときに町はどのようにサポートしていくか、そういうことをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

本当に、町だけでは限られるというところはおっしゃっていただいたとおりでございますので、本当に民間といいますか、町民の力というものは非常にありがたいですし、大事なことだと思っておりますので、そういう機運が高まつていただきまして、町と民間の方が一体となって文化財保護に努めていければと思っておりますので、町としましてもそのようなことがありましたならば、積極的に携わつていった上で文化財の保護などに努めていければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、小島議員の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 貴重なご答弁ありがとうございました。

ぜひとも私たちも協力というんですか、間に入って町民の意見を吸い上げて、町民の方たちの意見を集約して町にご提案申し上げる、そういう役目をするのは議員たちだと思っていますので、そういうことで私も尽力したいと思います。

これで質問を終わりとさせていただきますが、本当に学芸員さん、去年の今頃に一人だったらばどれだけかかりますよということを、何年かかります、何十年かかりますということを、もう20%もクリアしていただいたということは本当にいい学芸員さんに来ていただくことになりました。また、もう一人の補助員の方も、すごくベテランと聞きましたので、そういう人たちを大事にしていただきたい。また、その学芸員さんからお聞きしたんですけども、町のほうもそういうことで、例えば中性紙の封筒を用意してください、収納する箱を用意してくださいとお尋ねするとすぐに対応してくださったということで、いい関係が続いているんだなということで、私は安心しております。今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、2番、小島紀子議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時30分です。

（午前11時18分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午前11時30分）

◇ 高久美秋議員

○議長（藤井源喜議長） 通告6番、5番、高久美秋議員の一般質問を許します。

5番。

〔5番 高久美秋議員登壇〕

○5番（高久美秋議員） 議場の皆さん、こんにちは。

通告に従いまして質問させていただきます。

大きい項目で2つあります。

まず1問目、水田政策について。

政府はこのたび、米政策において大きな転換を打ち出し、これまでの主食用米の生産抑制から飼料用米や米粉用米などの転換推進という方針から、主食用米の増産を重視する政策へと大きくかじを切ることを明確にしました。この背景には、国際情勢の不安定化や気候変動の影響による食料供給リスクの高まりがあり、国全体として食料安全保障を強化することが急務となっていると理解しております。また、コロナ禍を経て、国民生活における食の安心への意識も一層高まり、地域農業の役割はこれまで以上に重要性を増していると感じております。

当町におきましても、これまで国の施策に応じる形で主食用米から飼料用米や米粉米などへの作付転換を後押しする町独自の上乗せ助成を実施し、農業の経営安定や地域農業の維持に寄与してきたところでございます。農業者の方々にとってはこの助成が大きな励みとなり、町の農業を支えてきたことは間違いありません。しかしながら、国の政策が大きく方向転換した今、町の支援の在り方についても見直しを考えていく時期に来ているのではないかと考えます。主食用米の増産にしっかりと対応できるよう、国の施策に整合性を図りながら、町独自の強みを生かした支援を検討していただくことが重要であると考えます。

そこで質問、これまで実施してきた飼料用米の町独自の上乗せ助成について、今後どのような方向になるのか伺います。

2つ目として、主食用米の増産に対応するために、町として独自の支援を検討していく考えはあるか伺います。

3つ目として、農業者が安心して政策転換に取り組めるよう、町としてどのような支援体制を構築していくのか伺います。

大きい項目の2つ目。スマートパークの拠点施設建設について。

当町が進めております仮称スマートパーク拠点施設建設事業は、当初から設計と施工を一体で発注するいわゆる設計施工一括発注方式、プロポーザル方式を採用する方針が示されておりました。これは、設計と施工を分けて発注する従来の方式と比べ、効率的な事業執行により、予算の縮減や、工期の短縮が期待できるとされているものであります。

その趣旨自体は理解できるものの、実際には公告の結果、参加表明は1者にとどまり、その提案も要求水準に達せず、結果としてプロポーザルは不調に終わりました。この不調の背景には、発注者側が定めた要求水準や、実施要綱の内容が現実の建設業界の状況に即していなかった可能性があるのではないかと考えられます。例えば、人材や資材の不足が深刻化する中、過度に厳しい条件設定を行えば事業者が参加を敬遠することは容易に想像されます。そのため、事前に十分な市場調査を行ったのか、あるいは建設業界の設計事務所との意見交換を重ねたかといった点について疑問が残るところであります。

また、不調に終わった結果、発注方式を従来型の設計と施工を分離して行う方式に戻すとされていますが、

これまで当初掲げた予算の圧縮、工期の短縮という目標は達成が難しいのではないかと懸念いたします。むしろ手戻りによって工期は延び、結果として費用は増大する可能性が高いと考えられます。これらの点は当初の見通しの甘さを露呈したものではないかとの指摘を免れないでしょう。

さらに、現在の建設市場で人件費や材料費の上昇、加えて地盤改良工事などの予期せぬ費用が大きな負担となっています。執行部からは、コスト高騰が想定以上であったとの説明がなされていますが、今後も物価や建設コストの変動は続くことが予測され、さらなる増額のリスクを否定することはできません。そうなれば、事業全体が膨らみ、当町の財政運営に過度な負担を与える可能性が高いと考えます。

当町の財政状況は決して潤沢とは言えず、社会保障関係経費の増大や老朽化施設の更新需要など、将来に向けた課題は山積しております。そうした中で、果たして本事業が住民サービスの質を犠牲にしてまで優先して整備するものなのかどうか、改めて慎重な検討が必要であると考えます。

そこで質問します。今回の設計施工一体型公募プロポーザル方式において、不調に終わった最大の要因はどこにあると認識しているのか。要求水準や実施要綱の設定は現実的であったのか、また、事前の市場調査や業界ヒアリングは十分に行われていたのか、具体的に伺います。

2つ目として、当初は設計施工一括発注により工期の短縮、コスト削減を図るとしていたが、不調により従来方式に戻されました。この発注方式の変更は、当初の見通しが甘かったことを意味するのではないか。結果として、工期の延長や事業費の増加につながるのではないか、改めて見解を伺います。

3つ目として、資材費や人件費、地盤改良費の高騰が理由として挙げられているが、この事業を推進することで将来の財政に過度な負担を与え、住民サービスの削減につながるおそれはないのか。執行部としての責任ある見解を伺います。

以上で質問を終わります。答弁のほどよろしくお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

[町長 蛭田泰昭町長登壇]

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、5番、高久議員の質問にお答えいたします。

はじめに、飼料用米等の町独自の上乗せ助成についてのおただしであります。本町では、主食用米からの作付転換を支援するとともに、農業者の所得向上を図ることを目的として、昨年度は飼料用米及びホールクロップサイレージ用稻の作付に対し、10アール当たり1万円、備蓄米の作付に対し、10アール当たり5,000円を国の交付金に上乗せする助成を行っております。令和6年産米は猛暑による生産量減少のため、米の供給不足が生じ、主食用米の米価が急激に上昇したことから、全国的に飼料用米、備蓄米等から農家自らの経営判断により主食用米へ転換したところであります。

本町においても同様に、飼料用米等への作付転換の状況は、令和5年産の約106ヘクタールから、令和6年産は約48ヘクタールへと約58ヘクタール減少し、主食用米への転換が進んだところであります。今年度につきましても米価が上昇したため、これまで収益性の観点から作付が進められていた飼料用米等の戦略作物から、主食用米への作付転換が全国的に進んでおり、本町においても同様の傾向が見られる状況であります。

本町といたしましては、農業者の経営安定のため、飼料用米等に対し国が支援する経営所得安定対策に加え、

当面の間は町独自の上乗せ助成を継続し、国や福島県の施策動向に注視しつつ農業所得の安定や地域農業の活性化を目指し、将来にわたって意欲ある農業者が希望を持って農業経営に取り組めるよう、町内両JA及び関係機関と連携しながら農家目線に立った支援や施策を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、主食用米の増産に対応するために、町として独自に支援を検討していく考えがあるかということについてのおたたしであります。令和7年産主食用米につきましては、令和6年産米の価格動向や農家自らの経営判断により、飼料用米等から主食用米への作付転換が進んだことで作付面積が増加し、生産量も増加する見込みとなっております。しかしながら、過剰な増産は米価の下落を招き、結果として生産者の経営を圧迫するリスクがあると多くの農家が心配しております、需要と供給のバランスを慎重に見極めながら状況に応じた支援を検討していくことが重要と考えております。

本町といたしましては、安定的な生産に必要な機械の導入に係る支援として、国や福島県の補助事業に町で上乗せする助成や、町独自の農業機械購入に対する一部助成、生産効率の向上と品質安定化を支援するために、ドローンを活用した病害虫防除に対する助成などを継続し、国や県、他自治体の動向を注視しつつ将来にわたり生産者の経営が安定し、効率的で持続可能となる農業施策について調査、研究をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、農業者が安心して政策転換に取り組めるよう、町としてどのような支援体制を構築していくのかについてのおたたしでありますが、米の生産量と消費量を合わせることで、米価を安定維持させるための対策として昭和46年から始まりました、いわゆる減反政策につきましては平成30年に廃止されました。減反政策が廃止されたことに伴いまして、農家が米を過剰生産することによる米価の下落を防ぐため、現在は福島県やJA等で組織する福島県水田農業産地づくり対策等推進会議において、各市町村へ米の生産面積の目安が示されています。今年度は、米の価格高騰の解消、市場への安定供給を図るため、国から備蓄米の放出や主食用米を増産する考えが示される等、農業を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした中、農業者が持続可能な経営を維持していくためには、主食用米への転換を進めるだけではなく、様々な課題に留意しながら中長期的な経営計画の中で適切な作目選定と経営多角化を図ることが重要であり、農業者にはこれまで以上に柔軟かつ戦略的な経営判断が求められております。

本町といたしましては、米の需要と供給のバランスによる米価変動を注視しつつ、国や県の農業政策、食料安全保障政策、環境への負荷の軽減政策等の動向を踏まえ、農業者が国の最新政策や制度に的確に対応できるよう、県や町内両JAなどの関係機関と連携を密にして現状把握や情報収集に努め、農業の最新動向に関する講演会の開催などを通じて分かりやすい情報の提供や発信をしてまいります。さらには、農業政策の変化に翻弄されるのではなく、地域の実情に即した持続可能な農業を構築していくよう、引き続き支援体制の強化に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、高久議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 答弁の前に、おわび申し上げます。昨日もおわび申し上げましたように、今回、急遽スマートパーク事業整備の一部見直しをすることとなりました。本日、スマートパーク事業の整備に係る質問をいただいております高久議員そして並びに青山議員にご迷惑をおかけいたしましたことを改めておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

では、答弁に移らせていただきます。5番、高久議員の質問にお答えいたします。

はじめに、設計施工一体型プロポーザル方式において、不調となった要因及び要求水準や実施要領の設定等についてのおただしであります。今回作成した要求水準及び実施要領につきましては、パーソナルトレーニングはじめ、拠点施設で実施する事業に必要となる施設の面積や、機能及び利用者の安全性などについて、町が目指す水準を十分に検討し、類似施設の整備事例を参考にしながら策定したものであります。

また、事前の市場調査につきましても、事業者より概算事業費や整備方法に関する参考意見をいただき進めてまいりました。しかしながら、今回の設計施工一体型の公募型プロポーザル方式が不調となりました最大の要因は、現在の建設市場の動向を十分に捉え切れなかった点にあると考えており、具体的には、資材費や労務費の急激な高騰が大きく影響したことに加えて人手不足の深刻化も重なり、要求水準を満たすための技術提案と、事業としての採算性の両立が困難であると事業者が判断した可能性が高いと分析しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、発注方式の変更による工期の延長や、事業費の増加についてのおただしであります。設計施工一体型の公募型プロポーザル方式は、公共事業の入札方法として近年注目されている手法であり、従来の設計と施工を分離して発注する方式に比べ、設計段階から施工者のノウハウを反映できるため、工期短縮やコスト縮減といった従来の方式が抱えていた課題を解決する有効な手段とされております。本町においても、善郷小学校にある放課後児童クラブの建設や、中畠公園のトイレ建設において、設計施工一括発注方式により発注を行い、竣工した実績があります。

プロポーザルが不調となった最大の要因は、さきに申し上げたとおりであります。仮称スマートパークの整備につきましては、プロポーザルが不調となったことを受け、次年度へ繰り越すための手続について国・福島県と協議を行った結果、今年度に事業を繰り越す際に国から承認を受けた内容と同一でなければ交付金の対象とならないことが判明したため、他の補助金や交付金を調査するなど拠点施設の整備指標を検討し直し、仮称スマートパーク整備事業の事業計画を見直すことといたしました。

なお、スポーツ×デジタル振興プロジェクトにつきましては、第7次矢吹町まちづくり総合計画に掲げた町の重要な施策であり、事業計画の見直しにはなりますが、例えば既存施設の活用を検討し、町民の皆様にパーソナルトレーニングの効果を体感していただくことや、アンケートなどにより町民のニーズを把握するなど、本プロジェクトに対する町民の皆様の理解醸成を図る事業に取り組むことにより、本プロジェクトを前に進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、事業を推進することで将来の財政に過度な負担を与え、住民サービスの削減につながるおそれはないのかとのおただしであります。本町は、元読売巨人軍選手である中畠清氏や、北京オリンピック陸上女子400メートル走の代表で、日本記録保持者である千葉麻美氏を輩出するなど、スポーツが盛んな町であることから、令和5年度よりスポーツ×デジタル振興プロジェクトを開始し、町のにぎわいを創出することを目的に、

複合施設ココットを地域の活性化と観光、交流の拠点と位置づけ、周辺の既存の公共施設を生かしながら町民サービスの向上と関係交流流入人口の増加に向けた取組として進めてまいりました。そのような中、スポーツや運動を軸に多様な交流が生まれ、人と町を育む場となるようスポーツ×デジタル振興プロジェクトの拠点施設として仮称スマートパークの整備が必要であると考え、事業を進めてまいりましたが、さきに申し上げたとおり事業計画を見直すことといたしました。今後、他の補助金や交付金を調査するなど、整備手法を検討していく中で町財政への影響についても分析してまいりますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

以上で、5番、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 答弁ありがとうございました。

それでは、米政策のことで、実は米の単価が去年より大分上がってまいりまして、今年も大分上がるんではないかという予想があります。そこで、でも農家としましては、例えば肥料や農薬、農機具、燃料、機械整備が全て上がりまして、それに加え後継者がいない農家が多く、高齢者の占める割合が高いんですね。そのため、機械更新がなされていません。古い農機具を何とか使っている状況です。高齢者の方が多い中、機械更新は難しいと思われます。これに伴い、最近の環境変化、主に温度ですが、今までいなかった害虫やウイルスの病原体が入ってまいりまして、このような農業情勢の中ですが、町として本当に財政が厳しい中とは思いますが、農業の支えが問われています。これから農業に寄り添った臨機応変の対応をお願いしたいのですが、課長の答弁をよろしくお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁は課長ではないです。

[「そうですか、ごめんなさい、伺います」「要望は言っていません」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

[農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇]

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 5番、高久議員の再質問にお答えしたいと思います。

米価につきましては、大幅に変動している状況でございます。今後も米価変動の動向を注視しながら、国内の社会情勢ですとか国際情勢などを注視しつつ、臨機応変に農家目線に立った支援について検討してまいりたいなと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。

それでは、仮称スマートパークの質問に移らせていただきます。

今回、公募の結果、参加表明は1者だけだったのですが、この公募の範囲はどの程度の範囲だったんでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

範囲につきましては、福島県内に本社、本店、支店、営業所がある業者ということで範囲を指定しております。

以上で、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 答弁ありがとうございました。

福島県全土ということで、ちょっとびっくりしているんですけども、その中で1者だったということですけれども、範囲の中でプロポーザル方式に参入できる想定をした業者は何者ぐらいあったんでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

想定ということなんでしょうねけれども、町のほうで過去の実績などにより、複数の業者が入札に参加するのではないかというふうには考えておりました。

以上で、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 答弁ありがとうございました。

それでは、入札の失敗で要求水準の見直し、これは具体的にどのようにしたか、あれば伺います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

要求水準の見直しを今後考えているのかというか、行うのかということのご質問だと思いますが、8月22日の全員協議会でご説明させていただいたとおり、22日の段階ではプロポーザル方式ではなく、設計施工の別発注、それぞれで発注するという方法で進めておりましたので、その中では要求水準というのは従来の方法でありますので、要求水準を設ける必要はございませんが、今現在となりましては、それも含めて事業計画の見直しというふうに今進めておりますので、今後の整備につきましては様々な方法がございます。それも含めて整備の手法については検討をしてまいりたいと思っております。

以上で、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 答弁ありがとうございました。

今回の入札失敗で、こういう事業を繰り返さないために発注方式や市場調査の在り方、例えばこの市場調査の仕方については何者ほど、あれば何者ほどやっているんでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

2者から参考意見を頂戴しているところでございます。

以上で、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 先ほどの高久議員の「入札の失敗」というところは、「入札の不調」ということなので、そのように直していいですか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） では、再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 2者に調査をしたということなんですかとも、今回不調に終わったということですけれども、今後この入札の改善はどのように考えておられますかね。今まで市場調査の在り方の失敗によってプロポーザルが不調に終わったので、今後この改善策というか、見直しというのを考えておられますか伺います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、整備手法につきましては、プロポーザル、従来の設計施工、別々に発注する、または別な手法も含めて今後の整備の見直しに伴いまして様々な手法を検討してまいりますので、それを含めての改善と申し上げれば改善になるかもしれません、そういう方法で進めていくところを検討していくので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 今回、公募型プロポーザルが不調に終わって、年度内完了が見込めない中で、交付金の事故繰越の協議の中で、設計変更は交付金の対象とならないとありますが、この交付金と公募型プロポーザルではスマートパーク整備の場合、相性が悪かったということなんでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

[生涯学習課長 西山貴夫課長登壇]

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

相性とかという問題ではなくて、今回、整備の進め方に課題があつたんだというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

以上で、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございます。

この相性という言い方をしたのは、プロポーザル方式では設計施工が一体型ということで、内容が大分自由になっていくようなイメージなんですね。そういうイメージがあるので、国の申請が令和6年9月に1回して、10月に採択されているようなんですか、そういう流れの中でプロポーザル方式を取ったことによって、設計施工がそれから令和7年に入ってからのことだったと記憶しているんですけども、そういう意味での相性が悪かったのかなということで、執行部側の考えもプロポーザル方式なのである程度柔軟な設計変更は大丈夫だという認識があったのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

[生涯学習課長 西山貴夫課長登壇]

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

プロポーザル方式という方式を取る中では、先ほど教育長答弁の中にもありましたように、要求水準や実施要領を満たせばある程度自由に設計ができるというところのメリットもございますので、そういう観点でのプロポーザルという方式の在り方がありますので、そういう点で当初進めたというところでございます。

以上で、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございました。

9月3日の全協のときに渡されたこの資料あるんですけども、不調に終わってという資料なんですか、も、この中でクラブハウスや駐車場の配置の変更が必要なことから、令和6年9月に変更申請を行い、10月に承認されています。この時点での配置図を見ると、駐車場などの位置の変更がされていませんが、これはどういうことなんでしょうか。どこを変えたんでしょうか。これ、この前の、令和6年9月の地図はこうですね、こっちココット側ですよね。変えて駐車場にしていますというのはこっちなんですか、これ、でも、現在の設計はこっちだったんですよね。こっちが駐車場になっていますけれども、最初変えたという割には、ここの駐車場になっていなくて、この前もあったということですか。ちょっと答弁お願ひします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

[生涯学習課長 西山貴夫課長登壇]

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

令和6年9月時点の以前に、当初の配置図がありまして、そちらの場合は拠点施設が、何といいますか、南奥といいますか、南奥のほうに設けていたというところで、そこから土地の貸借の問題等々もありまして、位置を中央に持っていましたというのが令和6年9月の段階で、そのような状況、配置図に変更になったということをございますので、ご理解お願いいたします。

以上で高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 答弁ありがとうございます。

令和7年5月に作成した仮称スマートパーク基本計画やパブリックコメントに基づいて位置を決定したのは何月ですか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 位置を決定したのは令和7年8月でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございます。

このプロポーザルが不調に終わったのは8月8日だと聞いているんですけども、そうすると、不調に終わってからやったのか、その8月8日前だったのか。その時点では変更も可能だという認識であったと思うんですけども、もしこのプロポーザルが不調でなかった場合は、そのまま事業が進んでいたことになりますけれども、いかがなんでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

さきの全協で説明させていただいたとおりでございまして、入札を決定する前に、業者が執行する前に、県・国と協議を行いますので、完全に完了してから気づくということにはならないとは思いますが、現在よりは、少し事務だったりちょっと傷が深くなることも考えられると思います。

以上で答弁とさせていただきます。

すみません、改めて答弁させていただきます。

不調にならなかつた場合というような質問でございますけれども、その場合は、設計の段階と併せて国・県と協議を進めますので、その段階でその事実が分かったであろうと思っております。ですので、そこの段階までの時点での状況で確認といいますか、気づくというような状況になるというふうに考えられます。

以上で高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございます。

それでは、この従来型の設計施工、ばらばらに、別々に入札するということになると、これどのくらいのコスト増になるものなんでしょうか。大体でいいんですけれども、何割とか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問についてお答えいたします。

現段階では、どのくらいのコスト増というのは把握できておりませんので、今後事業を見直す上で、そういう金額だったりというのも徐々に明らかになっていくだろうというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございます。

今回、プロポーザル方式で、善郷小学校の児童クラブを造ったのと、中畠の公園のトイレでしたっけ、公園トイレ、これプロポーザルでやった実績がありますとなっていますから、従来型に戻すんであれば、どのぐらいのメリットがあったというのは、その2つの検証で分からなかったのかな。分かっていると思うんですけども。そうすると、どのぐらいの割合で下がったというか、見積りが大分よかつたという、その数字ではなくて感じとしては、何割ぐらいはプロポーザルのほうが有利でしたという答えはないんでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

プロポーザルと従来の場合は、金額の、どのぐらい有利にあるかというご質問だと思いますが、そちらにつきましては、実際に設計施工別発注のほうの設計も行っておりませんし、プロポーザルにつきましては、今回そういうような形でやっていますので、その比較というものは、詳細にといいますか具体的な比較はしておりませんので、今、この場でどちらのほうが有利というよりは、今までの実績から、答弁でも申し上げましたとおり、工期の短縮だったりコストの縮減を図られた実績もございますので、そういう面で、今回プロポーザル方式をやったというところになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございます。

そうしますと、そのプロポーザルにするか、今までの従来型の入札にするかという場合には、比べていいほうを検証しているわけではないという認識でよろしいんでしょうか。今回のプロジェクトは相当のお金がかかるものだし、その自由度が高いというか、どういうふうな方向で造っていくかというのは、その業者のプロポーザルの中で自由度が高かったと思うんですけれども、今までどおり、設計をしっかりやっていただいて、施行も施工業者がやるという方式のほうが矢吹町には合っていたんではないかと思うんですけれども、その検証がなされないまま、プロポーザル一体型だから工期短縮、お金は多分安くなるだろうぐらいの話でやっていたというふうに聞こえたんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

何でいうんですか、通常の公共施設の建設であれば、通常のステップを踏んで、今みたいに設計を発注して施行を行うということが通常のやり方でございますが、今回は、クラブハウスという特質的な建物を建設するということで、民間の考えだったり、要は行政だけの考えよりも民間のアイデアを入れた中で、クラブハウスといいますか拠点施設を造ることが有利に働くということで、プロポーザル方式を採用しているという部分もございますので、ご理解いただければと思います。

以上で、5番、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございます。

その意味は分かるんですけども、実際には、善郷小学校なり中畠公園のトイレはプロポーザルでやっていくんで、そこはどっちがいいかというのを検証していないという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えします。

プロポーザル方式を採用するに、やはりいずれの施設も工期の短縮と、やはり民間のアイデアというところを大きなウエートを占めていますので、そういうところでのプロポーザルというふうにご理解いただければと思います。

5番、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございました。

そうすると、本当に、私が議員でそう聞いている中では、工期が縮まるとか、設計施工が一緒なので単価が安くなるというイメージを持っていたんですけども、実はそうではなくて、全体的にやっぱり民間の知恵を

借りながら一体方式でやったほうが、その事業が速く進むという認識だったんですね。分かりました。ありがとうございました。

そうなりますと、仮に、費用が、今回クラブハウスさんなくなつたというか、延期、別な方法で建てる方向なんですけれども、このまま行って費用が膨らんだ場合、このリスクを認識しながら事業を進めることは、住民サービスの削減に直結する可能性がはらんでいます。こうなつた場合には、やっぱり町民説明会を開く必要があると思うんですけれども、そういうお考えはあるかどうか、お願ひします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

まずは議員の皆様にご説明をすることを最優先に考えまして、その上で、町民の皆様への周知方法については様々な形を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、5番、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございました。

今回の答弁で、クラブハウスの整備遅れで、ココットや温水プールでのトレーニング施設の活用とあります
が、実は、令和5年、令和6年のソフト事業は、既存の施設で賄えたと認識しております。今後の財政状況を
考えれば、クラブハウス整備をやめるという選択肢はないのかどうか、そのところとちょっと最後にお聞きし
たいんですけれども。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

スポーツ振興を図り、地域資源を有効に活用しながら、今回、スポーツ等運動を通してにぎわいの創出をす
るということで、関係人口や流入人口などの増加に向けた取組でございますので、町の活性化を図る上でも必
要な事業と捉えておりますので、前に進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

以上で、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございました。

今、言ったのは、2年間のソフト事業はクラブハウスがなくてもできて、この事業は進められてきましたよ
ね、既存の施設で。だから、今後このクラブハウスの整備だけ、クラブハウスはなくてもこの事業は推進でき
るんではないかという質問なんです。よろしくお願ひします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

5年度、6年度の実証事業といいますか、ということは、もちろんその時点ではクラブハウスもございませんので、既存の施設を借りて実証事業を行っていたところでございますが、本格的に進めるに当たっては、やっぱり核となるという施設というのは重要な部分になってくると思います。ですので、今後、外でやった事業も含めまして、そういうものを取り入れた建物、拠点施設、事務を行う部分も含めまして、拠点施設というのは重要な項目の一つになってくると考えておりますので、まずは、現在の現計画であるココットの隣の、今、計画の敷地の中に進めることを大前提に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、高久議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） これは、本当に今後、公共施設の維持や新しい事業、小学校とか幼稚園等いろいろ合併の話も出ていますので、何年ということはないんですけれども、同僚議員の三浦議員の質問の中で、小学校80億ぐらいかかるみたいだ、みたいな話があって、本当に今後、この町の財政を考えたときに、本当に優先してこのクラブハウスを整備して本当に大丈夫なのか、すごい心配なんですけれども、これ、町長、何とか、この辺、答弁あればお願いしたいと。大丈夫でしょうか。教育長ですか。

○議長（藤井源喜議長） 高久議員。今回の一般質問は教育長なので、教育長。町長が答弁するところはありません。

○5番（高久美秋議員） じゃ、教育長、答弁お願いします。最後なのでお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 高久議員の再質問にお答えしたいと思います。

本当にたくさんの再質問をいただきまして、本当にありがとうございました。私たちとしても、本当にこの事業を見直すに当たって、いろいろなご示唆をいただいたなと思っています。そしてまた、今後、小学校の統合であるとか、そういったことがなされていくときにどうなんだろうかとか、そういったご心配の部分は、本当に高久議員はお持ちなんだなと、それだけ心配してくださっているんだなというふうに思っているところです。

今後、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、今後こういった施設がない中で、住民の方々にパーソナルトレーニング等を中心にしながら、そういったトレーニングの予算、効果を実感していただくということを進めてまいりたいというふうに思っています。そういう中で、本当に必要性といったものを実感していただくということが大切なかなというふうに思っていますので、そういった検証を通しながら、今後の建設については、さらに見直しのほうを図ってまいりたいなというふうに思っています。

回答にはなかなかなっていないのかもしれません、このようなことで回答をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

○5番（高久美秋議員） ありません。どうもありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、5番、高久美秋議員の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議します。

再開は午後1時40分です。

（午後 零時40分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 1時40分）

◇ 青山英樹議員

○議長（藤井源喜議長） 通告7番、10番、青山英樹議員の一般質問を許します。

10番。

〔10番 青山英樹議員登壇〕

○10番（青山英樹議員） 議場の皆様、こんにちは。

また、早朝より傍聴にお越しいただいた方におきましては、本当に心から敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、今定例会最後的一般質問となります、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずは、大項目で3点ほどございます。

1点目としましては、行財政運営等について。

そして、第2項としましては、仮称スマートパーク整備事業について。

大項目3点目としまして、静かなる有事下での新たなインフラ整備手法についてを題材として質問させていただきます。

まず、第1項目、行財政運営等についてお尋ねをいたします。

質問の目的としましては、経年的な歳入歳出の動向を鑑みるとともに、令和6年度の行財政運営がどのように行われたのか、また、本年度は会計年度任用職員の大幅な採用抑制を行っており、近年における補助費、物件費、繰出金などの性質別歳出の構成上位費目と、目的別歳出とのクロス表等から見る財政運営の状況を確認することが目的であります。

第7次矢吹町行政財政改革大綱では令和6年度当初予算編成から見えた新たな課題として、「国の令和6年度地方財政対策は、地方交付税の若干の増額があったものの、震災復興特別交付税や臨時財政対策債等の歳入財源を大幅に縮小しており、この傾向は令和7年度以降も続くと予想されます。補助金等の依存体質を脱却し、平時の身の丈に合った財政規模に戻さなければ、本町は極度の財政難に陥る可能性がある」と記しており、当町の財政危機を念頭に警鐘を鳴らしているものと認識する次第であります。

この20年来の性質別歳出の構成順位を経年的に見ると、平成15年度から平成20年度では人件費と公債費が上位1、2位を占め、補助費等、繰出金が続いておりました。平成21年度から平成26年度までは投資的経費が震災復興等により断トツの1位となるも、平成24年度からは物件費が追随し、平成27年度からは補助費等が物件費の後を追っております。令和に入ってからは補助費が首位を維持し、物件費、そして会計年度任用職員の採用によって人件費がこの数年来3位をキープしている状況であります、本年度においては、会計年度任用職員の大幅な採用抑制と敬老会等への多くの費用削減や各方面での補助金削減などの住民サービス低下との声が町民から聞かれる財政運営が行われておるよう思います。

このような動向を踏まえ、経年的な財政の動向、令和6年度並びに本年度について以下の項目について質問をする次第であります。

まず、1点目の質問としましては、近年では性質別歳出の構成順位の上位に関して、補助費等と物件費、人件費が上位を占め、義務的経費でもある扶助費が中位となっております。指定管理者委託業務や業務委託等の事業経費の動向を踏まえ、補助費等、物件費、人件費などが構成上位の費目となっている要因と、当該費目の令和6年度の状況と本年度の比較、今後の方向性等をお尋ねいたします。

2番目としまして、財源に関しては、特定財源と一般財源に分かれますが、一般財源における経常経費充当一般財源等のボリュームが、住民サービスをより充実させることは明白であります。この分野をもう少し拡充させることなどによる福祉政策に直結する住民サービスに傾注されてはいかがかお伺いいたします。

3点目、令和6年度歳入決算状況において、昨年比で若干のマイナスとなっている町税と、増加となっている利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金について、その増減の要因と今後の動向についてお尋ね申し上げます。

大項目2番としまして、仮称スマートパーク整備事業についてお尋ねをいたします。

質問の目的としましては、デジタル田園都市国家構想交付金等を活用して整備計画が進められているスマートパークですが、プロポーザル公告を行ったところ結果として不調となりました。今後は、設計施工一括発注から、従来の工事手法である設計施工をそれぞれ発注する方法で対応するといいます。この経緯に関して、また、今後の動向についても、議会議員として行財政運営等を精査すべき責務のとともに、本事案等について質問を行います。

なお、以前にパブリックコメントが行われ、その結果と活用等についても併せて検証する意味からお尋ねいたします。

仮称スマートパークについては、以前にパブリックコメントによる町民からの意見等を収集されており、それらがどのように反映されたかに関しては、説明されておりません。町民の声がどのように生かされているのかを町民の皆様に示されるべきであろうと考え、お尋ねをする次第でございます。

また、今回の仮称スマートパーク整備に関するプロポーザル公告での不調は、その要因と課題等が議会議員全員協議会で説明されました。また、今後の対応と工程表も示されました。まずは、要因に関して、事前に十分に調査等を行っていたのかどうか懸念が残っております。加えて、プロポーザルでの入札のメリットはかなり高く評価されていたかと認識されますが、結果として従来型の入札に変更されたことに違和感を覚える町民が多くおられます。さらに、当初の整備計画とはかなり変更となった今回の整備計画内容は、当初の目的から

見て十分な内容と言えるのか、確認を要するものと認識しております。

一方では、周知のとおり、日本は今、本格的な人口減少時代に突入しております。これは、日本が直面する様々な課題の根源になります。その意味で、人口減少は静かなる有事であり、私たちはこの有事の中で生きております。一刻も早く人口減少に耐え得る社会にしなければなりません。そのためには、人口減少を前提とした社会経済基盤の再構築を行う必要があると考えます。

このような観点から、改めて、仮称スマートパーク整備事業が将来にわたって本当に必要なものであるのかどうか、その施設を見直すことも一つの選択肢として浮上してきている判断して質問する次第です。

内容としまして、質問1点目、パブリックコメントによる町民の方々の意見として、今回の整備計画ではどのようなことが反映されたのでしょうか。とかく複合施設の利用に際しての駐車場の利用が不便になるといった意見が多くあり、その点に関しての改善策は一応示されたとは思われますが、それ以外の町民の意見はどう反映されたのか、どのように扱われたのかお尋ねいたします。

2点目、今回の整備に関し、プロポーザル公告で行うとした当初の方法を変更し、従来の手法に変更した経緯について、下調べ、準備、予見等が十分に行われなかつたのではないかとの疑念が残ります。この疑念の下に不調であったことについてお尋ねいたします。

3点目、町民からは、少子高齢化が進んでおり、スマートパークの整備や今後の維持管理や委託料等での費用過多による出費増での影響を懸念する声が多く聞かれます。町が言う実質公債費比率、将来負担比率といった財政健全化比率は、基準内であり年々良化していることは事実ですが、だからといって町民にとっては、切実な暮らし・生活空間での所得税や住民税、固定資産税をはじめ国民健康保険税や介護保険料等の社会保障費などの負担感は、物価高の後押しもあり増すばかりであります。

少子高齢化が進み、人口減少も進む中では、このようなスマートパークは必ず必須なものなのか、疑問に思われる町民は多くおります。若者からも、将来の負担は残さないでほしいとの声も聞かれます。

そこで、今回の不調を機に、当初の計画との仕様、規模などの変更点、当初の目的に付加または削除するなどの変更点等について、具体的に説明いただきたくお願いいたします。

第3項目としての、静かなる有事下での新たなインフラ整備手法について。

質問の目的としましては、前述しましたが、人口減少という様々な課題の根源的な課題である、静かなる有事の中で、我が町の貯金である財政調整基金が低位にあって、緊急事態等の発生時には十分な対応ができるかとの不安を払拭できない水準の財政調整基金の残高と認識しております。そういう中にあって、側溝などの既存インフラ物の清掃などの維持管理作業を地元住民ではできなくなっている状況が生まれています。行政に相談しても予算がない等の回答であり、住民は困惑しております。これらを解決すべく質問をさせていただきます。

ある地域では、公共インフラである側溝の掃除に困難を極めていて、今後どのようにして自分たちが住んでいる地域の側溝等の維持管理をしていったらよいのか頭を抱えている方々がおります。人口が減少し、若者が少なく高齢者が多い中で、側溝や排水ますの蓋やグレーチングを人力では開けられないといった事案があり、また、道路の草木が伸び切って、その草刈りや道路にはみ出た枝の除去も、高齢化で危険が伴いかつ労力も衰えていることから、困難度が増しているといった相談がある。

行政に頼んでもお金がない、予算がないといった回答であり、既存インフラの維持管理が住民の協働での解決では限界がある状況が生まれています。財政調整基金が低位となっていることからも財政的に厳しい事案と考えます。

このような既存インフラの維持管理に、住民による協働での住環境整備に対する町の対応をただす次第であります。

小さな質問として1点目、上記事案等への対応はどのようにされるのかお尋ねします。

2点目、上記1の事案等が町内でどれくらいの件数として把握されているのか、想定される同様の事案件数がどれくらいなのかお尋ねいたします。

3点目、最後となります、既存インフラの維持管理等への住民参加型での協働などによる事案に対して、計画性を持った年度ごとの予算づけといった制度設計、新たなインフラ整備手法を望みますが、いかがかお考えを伺います。

以上、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、10番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、性質別歳出の構成上位費目について、その要因と今後の方向性等についてのおたたしであります。

令和6年度決算における構成上位の費目につきましては、まず、補助費等の支出額が約19億6,000万円で、一般会計に占める構成割合は22.5%と最も高くなっています。

次に、物件費の支出額が約15億3,000万円で、構成割合が17.6%となっており、3番目に人件費の支出額が約14億9,000万円、構成割合は17.1%と続いております。

これらの費目が構成上位となっている要因といたしましては、まず、補助費等につきましては、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策のために支出された支援金、補助金及び給付金等の支出が増加したことが挙げられます。

また、令和4年度からは下水道事業会計が特別会計から公営企業会計へ移行したことによって、特別会計への繰出金が補助費等へ分類される負担金へ科目的変更がなされたことも要因の一つであると分析しております。

次に、物件費であります、物件費は主に委託料、需用費、役務費等が該当し、令和4年度から令和6年度にかけて約1億2,000万円増加するなど、ここ数年で特に増加傾向にあります。その主な要因といたしましては、電気料金や燃料価格の値上げによる調達価格の高騰が大きいものと考えております。

最後に、人件費につきましては、令和2年度の会計年度任用職員制度の導入に伴い、支払われる報酬が物件費に分類される賃金から人件費に分類される給与へと性質区分が変更されたこと、その後の制度改正により、会計年度任用職員への期末・勤勉手当の支給が可能となったことが挙げられます。また、令和6年度は民間の賃上げ基調に伴い、福島県人事委員会勧告に基づく職員給与並びに特別職等給与の増額改定も大きな要因であると考えております。

次に、令和6年度の状況と今年度の比較についてのおたたしでありますが、現在、令和7年度予算の執行中

であるため、令和6年度決算額と比較検証することは難しいものと認識しておりますが、国の令和7年度一般会計予算総額が過去最大となり、令和7年度地方財政計画においても通常収支分が対前年度比3.6%増となるなど、物価高騰や労務単価の上昇は当面の間は継続するものと見込まれております。人件費や物件費などは物価高騰等の影響を大きく受けることから、構成割合においては今年度も引き続き上位を占めるものと思われます。

安定した行政サービスの提供には、人件費や物件費等を含めた経常的経費の占める割合を抑え、重点事業に充当する財源を確保することが重要であると考えております、そのためにも行財政改革を確実に推進し、効率的な行政運営及び適切な予算の配分、執行に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、一般財源の充実による住民サービスへの傾注についてのおただしであります、自治体の財源につきましては、大きく分けて特定財源と一般財源に区分され、特定財源は、その名称のとおり使い道が特定の事務や事業に限定されている財源のことです。国庫支出金や県支出金、使用料、手数料などが該当いたします。

一方で、一般財源は特定財源と異なり使い道が特定されず、自治体が自由に使うことができる財源で、町税や普通交付税などが該当いたします。

一般財源のうち、毎年度経常的に支出される人件費、扶助費、公債費などに充当される財源は経常経費充当一般財源と定義されておりまして、一般財源の中でもこれら経常経費充当一般財源のボリュームを適正に保ち、自由に使える一般財源を増やすことが住民サービスの向上につながっていくものと考えております。

近年、人口減少や少子高齢化による扶助費等の社会保障費の増加や、異常気象により激甚化する災害への対応、建設から多くの年月を経過した公共施設・インフラ等の老朽化対策など、社会経済情勢の変化による自治体の財政圧迫が全国的にも大きな課題となっていることから、経常経費の伸びを適切に管理することで住民生活に必要な行政サービスの質を落とさないことが不可欠であると認識しております。

そのためにも、行財政改革の取組が非常に重要であり、本町では、昨年度に策定した第7次矢吹町行財政改革大綱及び本年7月に策定した実行計画に基づき、財政の健全化や自主財源の確保、事務事業の見直しなどに取り組んでいます。

行財政改革の着実な推進によって、単なる経費削減にとどまらず、削減した予算を優先度の高い事業に配分し、行政サービスの質を高めることで本町の実情に即した行政運営を実現してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和6年度歳入決算における増減の要因と今後の動向についてのおただしであります。

まず、町税につきましては、令和6年度は対前年度比で2.8%減少し、24億7,324万4,000円の決算額となっています。

減少の主な要因といたしましては、令和6年度に実施された町民税個人分の定額減税や、家屋や償却資産の経過年数による固定資産税の課税標準額の減少によりまして、課税額が減ったことが挙げられます。

なお、定額減税の実施に伴う地方公共団体の減収分は定額減税徴収補填特例交付金により補填されたため、令和6年度の特例交付金は、対前年度比で99.4%増となる約6,700万円が増加し、1億3,458万円となっております。

次に、利子割交付金につきましては、令和6年度の決算額は、対前年度比で27.6%増加し、73万5,000円となっております。増加の主な要因といたしましては、金融機関の金利上昇、いわゆるゼロ金利、マイナス金利から大きく金利情勢が変わってきておりますが、その金利上昇に伴いまして、預貯金利子として支払われる額が増えたことで、課税額が増加したことが挙げられます。

また、配当割交付金や株式等譲渡所得割交付金につきましては、令和6年度決算額が配当割交付金は対前年度比で52.7%増の1,170万3,000円、株式等譲渡所得割交付金は対年度比で82.0%増の1,511万3,000円となっております。

増加の主な要因といたしましては、株式市場での取引が活発であったということや、株価が上昇したこと等が挙げられます。

最後に、地方消費税交付金につきましては、令和6年度決算額が、対前年度比で2.1%増の4億6,508万9,000円となっております。

増加の主な要因といたしましては、物価高騰やインボイス制度への登録事業者の増加等に伴いまして、国の消費税の税収見込額が大きく上振れしたということなどが挙げられます。

このように、令和6年度歳入決算では、町税が定額減税の影響もあり一時的に減少しましたが、町税の決算額は令和4年度と比較すると増加しておりますので、定額減税が終了した令和7年度以降は持ち直すものと思われます。

また、町税以外の科目につきましても、令和4年度以降は増加傾向となっておりますので、令和7年度以降は微増、かすかに増えるまたは現状の水準で推移するものと考えております。しかしながら、景気の変動や金融市場の状況、さらには国の外交政策や税制改正等によって、その動向は大きく変化する可能性があるものとは認識しております。引き続き、今後の社会経済情勢の動向について注視していくとともに、行財政改革の推進によって、将来にわたって質の高い行政サービスを提供できる筋肉質な行財政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、既存インフラの維持管理への対応についてのおただしであります。

側溝清掃や道路沿いの草木につきましては、国、福島県、町のそれぞれの道路管理者が要望を受け、現地確認等を行いながらその都度対応するとともに、私有地から道路にせり出している枝木については、所有者への剪定等を行うよう通知をし、対応しております。

町では、町道に加え、数多くのインフラ施設を管理しており、町単独で全てのインフラ施設を維持管理することは困難な状況であるため、これまで行政との協働により維持管理を行い、地域の保全に努めてまいりました。しかし、行政区が担ってきた維持管理活動は、地域の担い手の減少や高齢化が進んだことにより年々困難になっておりまして、その旨の相談が増えている状況にあります。そのため、要望や相談があったものについては、現場の状況や緊急性からその必要性や優先度を判断し、比較的規模の小さなものについては職員で対応し、規模が大きいものや人力では困難な作業につきましては業者への委託により除草作業や枝木処理、それから、側溝の土砂撤去作業等を行っているところであります。

今後も、インフラの維持管理に関する要望に対しましては、行政区との連携を図り、現場の状況、緊急性を総合的に判断するとともに、限られた予算の中で工夫を重ねながら状況に応じた対応を行ってまいりますので、

ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、行政区等の地域団体からの要望件数についてのおたたしであります。

令和7年4月から8月末までの要望件数は、側溝の清掃が10件、道路の草刈り、道路にはみ出た枝の除去等、草木に対する要望が54件、合計で64件であります。

これら要望に対する実施状況につきましては、業者への業務委託が10件、都市整備課の作業班や職員による直営作業で33件実施しまして、合計64件のうち43件が完了し、21件が対応中であります。

なお、昨年度の件数は、側溝の清掃に関する要望が11件、草木に対する要望が53件、そのほか道路の穴埋めなど道路修繕に関する要望が21件であり、既に前年度と同程度の事案件数であることから、さらに増加することが想定されます。

今後も引き続き、現場の状況や緊急性を踏まえた対応をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、住民参加型での協働作業への予算づけや新たなインフラ整備手法についてのおたたしでありますが、現在、本町では、行政区が実施している通学路や河川堤防の草刈り等の地域保全活動に対し、混合燃料や除草剤などの消耗品を支給することで活動の支援を行っております。

また、交通量の多い幹線町道等においては、行政区単独では対応が困難なため、町では松倉・大池線ほか27路線、総延長2万7,468メートルの道路について、維持補修の包括委託を令和4年度から新たに実施し、草刈りや道路上の破損、劣化の早期発見に努めることで、道路利用者の安心・安全を確保するとともに、業務の効率化を図っております。

あわせて、福島県においては、道サポート事業及び川サポート事業として、県道や河川の美化清掃などの活動に対し、活動に必要な資材の供給や除草機械の貸出しを行い、地域の協働作業への支援を行っております。

なお、本町内においては、道サポート、川サポートそれぞれ3団体、計6団体が福島県と合意書を取り交わし、地域の保全に取り組んでいるところであります。

町といたしましても、各行政区や地域団体が実施している地域保全活動は、地域内での細かな課題に対し迅速かつ的確に対応できる重要な取組であると認識しております。

今後も、活動に対する予算確保に努めるとともに、道路維持補修の包括委託路線の拡大や、各自治体の先進事例を参考としながら、地域活動への支援を継続してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、10番、青山議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 10番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、パブリックコメントに寄せられた意見の反映状況についてのおたたしでありますが、本事業につきましては、町民の皆様より様々な貴重なご意見をいただいておりましたが、計画を具体化するに当たり、検討中であった事項が含まれていたことから、一部のご意見に対し町の考え方を明示できなかつた項目がありました。

高久議員への答弁と一部重複いたしましたが、今回、設計施工一体型の公募型プロポーザル方式の不調を受け、次年度へ繰り越すための手続について国・福島県と協議を行った結果、今年度に事業を繰り越す際に国から承認を受けた内容と同一でなければ交付金の対象とならないことが判明したため、他の補助金や交付金を調査するなど、拠点施設の整備手法を検討し直し、仮称スマートパーク整備事業の事業計画を見直すこととしたしました。

そのため、パブリックコメントで町の考え方が明示できなかった項目についても考えを整理し、整備計画に生かすとともに、改めてアンケートなどを実施しニーズの把握に努め、町民の皆様の期待に応えられる事業となるよう進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、仮称スマートパーク整備に関し、不調であったことについてのおただしであります、高久議員への答弁と一部重複いたしましたが、今回の設計施工一体型の公募型プロポーザル方式が不調となった最大の要因は、事業者より概算事業費や整備方法に関する参考意見を徴取するなど、事前に市場調査を行っておりましたが、結果として、現在の建設市場の動向を十分に捉え切れなかった点にあると考えております、具体的には、資材費や労務費の急激な高騰が大きく影響したと推察しております。加えて、人手不足の深刻化も重なり、要求水準を満たすための技術提案と、事業としての採算性の両立が困難であると事業者が判断した可能性が高いと分析しております。

さきに述べたとおり、仮称スマートパーク整備事業の整備計画を見直すこととしましたが、見直しに当たっては、不調といった事態を生じさせることのないよう検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、整備計画の変更等についてのおただしであります、スポーツや運動を軸に多様な交流が生まれ、人と町を育む場となるようスポーツ×デジタル振興プロジェクトの拠点施設として、仮称スマートパークの整備が必要であると考え、事業を進めてまいりましたが、さきに申し上げたとおり、事業計画を見直すこととしました。

しかしながら、スポーツ×デジタル振興プロジェクトにつきましては、第7次矢吹町まちづくり総合計画に掲げた重要な政策であり、事業計画の見直しにはなりますが、例えば、既存施設を活用し町民の皆様にパーソナルトレーニングの効果を体感してもらうなど、本プロジェクトに対する町民の皆様の理解醸成に力を入れてまいりたいと考えております。

今回の見直しを契機として、事業の進捗管理や組織体制も含めた課題をしっかりと検証し、その上で本プロジェクトを着実に前進させてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、10番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まずは、行財政運営等につきましてお尋ねを申し上げますが、一番最初の質問でございましたが、最後の答弁のほうで、「安定した行政サービスの提供には、人件費や物件費等を含めた経常的経費の占める割合を抑え、

重点事業に充当する財源確保することが重要」とあります。まさしく、経常経費充当一般財源等が、大体令和3年から令和6年で47億から51億という中での一般財源、しかも自由に使えるお金というのがありますが、その中に占める人件費、物件費、補助費等、その辺の割合というのは、どれくらいであれば妥当な財政運営、住民サービスができるのかどうかということをお尋ねしたいなと思います。

行政サービスの質を高めることで、本町の実情に即した行政運営を実現していくというような言葉もございましたので、本町の実情というものかちょっと分からないんですが、それを踏まえた上での、今申し上げました人件費、物件費、補助費等の割合というのは、経常経費充当一般財源としてのその割合というのは何%ぐらいが妥当であるというふうに認識して財政運営をなさっておられるのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

経常経費充当一般財源の割合というおただしだと思いますが、現状、明確なパーセンテージというものは持っておりませんが、現状の割合が今回の決算の割合でございますので、これ以下に抑えていくという努力を行財政改革を通じて行ってまいりたいことでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 今の答弁でも、現状の数値を一つの目安とすれば、それを上回っていくようなことで考えていくというようなお話を伺ったかと思います。

現状で段階でいきますと、経常収支比率、令和6年度であれば51億に対しての入件費が20%、20.8%ですね。これは平成17年、18年の頃だと29.8%、おおよそ3割、3割が入件費で推移してきてまして、その上で経年的に抑えていくというところでもって、20.8%というのが現状なんですね。

これ、例えば入件費に関して言いますと、これ以上削れるものなのかどうか、削るとした場合にはどういう手法を取られるのか、そこをちょっとお尋ねしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

入件費の削減についてでございますが、なかなか難しい部分であろうかと思います。

現在、町役場の職員の定数は170名、条例定数170であります。おおむね人口の1%というところの自治体が多いんですが、本町も約1%程度で定めております。今後、人口減少の割合に応じて、こういった定数も見直しあるうとは思いますが、その辺は別な議論としまして、今後の人件費の削減というところでは、令和7年度当初予算におきましては、青山議員ご指摘のとおり会計年度任用職員の採用の抑制といいますか、職を吟味した上で必要な職を整理したという形が正しいものと認識しております。

総務省の会計年度任用職員の制度の趣旨にのっとりまして、任期満了で終わる職は任期満了という形を取らせていただきました。その結果、今、人件費が人勧の勧告等で上がっておりますけれども、人件費の上昇があるものの、その結果、約1億円の削減という効果としては出ております。これは、人を、雇用を切ったということではなくて、繰り返しになりますが、職を整理して、必要な職は採用します、任用しますし、必要でないものは任期満了で終了するということで、従前もお話しさせていただいたように、有事から新たな平時に向けての人的な整理といいますか、任用の見直しというので結果がそのような形になっている。今後も、そういう形で必要な職、必要でない職または一部委託で、会計年度任用職員という形だけじゃなく、派遣職員という形での、これは委託費に入りますけれども、そういう形でも工夫をして、必要な職を充てていく、必要でないのは見直しを行っていくということで、人件費を抑えていくという手法は検討しております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 人件費に関しては、かなり削減していくのは、なかなか、思い切った割合の削減というは、なかなか厳しいんだろうなというふうには思うところです。

今、申し上げましたように、人件費に関しては、そのような観点で、ちょっとお尋ねしたいのは、いわゆる国からの委託事業なり事務なり、そういうものが煩雑化していく中にあって、現在の職員数でもって対応しきれるのかどうかという問題も出てくるわけでございまして、人件費を削減するというところにおいて、その仕事量からいって、そのバランスは取れるのかどうか。つまり、人件費を削減するあまり、いわゆる仕事量が煩雑になり、他の職員に対しての負担とかならないのか、そういう部分での弊害というものが人件費削減で現れないのかどうかについてどのようにお考えなのか確かめたいと思いますので、お答えください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

[総務課長 正木孝也課長登壇]

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

補助金等を使った業務等ですか、全体の業務、今のニーズの高まりであったり業務が増えているという中において、今の人員数でやり切れるのかというところのご心配だと思いますが、業務の総量というものは、なかなか数で表すことは難しいものでございます。必要なのは、やはり、今の人員、定数内での人員の中で住民のニーズに合わせて仕事の優先順位というもの決めて、やはり行政評価でもって、仕事もしっかりと減らしていくことが必要だと考えております。職員は無尽蔵には採用できませんので、やはりそこは限界があるというふうに認識しております。ただし、町民サービスの質の低下を招かないように、しっかりとそこは行政評価なり検証しながら、バランスを取っていくということがマネジメントとしては重要であろうと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） おっしゃることはよく分かるんですけども、いわゆるその住民サービスの低下に、

結果として人件費削減がつながってしまうというような懸念が出てきているわけでありまして、それが、いわゆる事務量も減らしていくというふうになりますと、いわゆる住民サービスの低下につながってしまうのではないかということが懸念されますが、そこについてはいかがお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

[総務課長 正木孝也課長登壇]

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

職員が減ることによる住民サービスの低下というところのおたたしでございます。

そこについては、今ほど申し上げましたとおり、業務量を減らすというところについては行政評価を、また、今現在取り組んでおります行財政改革、行財政改革実行計画に基づいて効率化を図っていく、そして、その中には、デジタルを用いて、職員がやらなくてもデジタル化することで効率化を図るというところも真剣に検討して進めているところでございますので、ご理解とご協力よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 人件費を削減していくことによって、改めて申し上げますが、やっぱり住民サービスが低下するんじゃないかという懸念があると。そうしますと、住民サービスの低下というその判断の基準、それはどのような判断を、基準を設けているのか、判断をされる理由といいますか、その材料といいますか、そういうしたものというのを定められておるのか。当然、人件費を削っていくということに関しては、今のような懸念がありますので、そこに直結してくる問題があります。住民サービスがいわゆる低下しているのか、変わっていないのかというようなものを測るような尺度というものは、総務課のほうではどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

[総務課長 正木孝也課長登壇]

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

住民サービスの低下の尺度というおたたしでございますが、我々行政の扱っている業務、多岐にわたります。その中で、サービスの低下という尺度というものは持ち合わせておりません。ただし、それぞれのサービスにおいて、何といいますか、他の自治体で、必要最低限というとちょっと表現がおかしいんですけれども、町民が不便に感じないサービスというものは、必ずやらなければならないサービス、法定受託事務もそうですけれども、自治事務の中にも、当然、行っていかなければならない福祉向上のための事務というものが多数あります。それらについて、行政としては欠けることなく維持をしていくべき業務というものは維持をして、それ以外で、独自で行っているもので重複をするものであったり、過度なサービスであったり、そういうものは町民の意見を伺いながら判断をして、整理をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 行政の場としての判断なり尺度というものについての答弁だったかと思うんですが、やはり、住民側から見た住民サービスというその観点も必要でありまして、そういうものというのはどういうふうにして捉えていくのかということをお尋ねいたします。いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

住民目線の尺度というところでありますが、それはまさに住民の声を聞くことだと思います。その手法としましては、まちづくり総合計画のためのアンケートであったり、折に触れての町民からのご意見、また、担当課で行う事業に対しての町民のご意見というものを吸い上げて、それを反映させていくというところであると思いますので、もちろんこの議会という場も、議員さんから町民の代表としての声というものを届けていただく場と考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 第7次総合計画等を策定する際のアンケートとかといったものを、町民側の判断として聞き入れていくというような話かと思います。

ぜひ、町民の声を重視した住民サービスの尺度というものに力点を置いていただきたいなというふうに思っております。そういう点で、人件費等の削減につきましても留意されながら行っていただきたいということを申し上げます。

なおかつ、ほかに、物件費、それから補助費もございます。物件費なども、平成17年度8%、9%から、今、15%ぐらいまで上がっていますか、そういったことを踏まえ、また、補助費等も15%ぐらい、平成17年、18年はその程度でしたけれども、今、二十一、二%まで上がっている。ここが一番、矢吹町の実情というか、一番アキレス腱なんですね、財政的に。いわゆる経常経費充当一般財源等が47から51億まである中にあって、そのうちの、今、申し上げた3点でもっての数値がかなり数値を占めてきている。ここを余裕あるものにしていかないと、細かい住民サービスが行き届かなくなるという点なんですね。

よって、人件費については、今、申し上げましたが、補助費、物件費につきましても、これをどう下げていくかということについて、あるいはその基準というものが今の基準でいいのか、今、申し上げましたように、過去最高に近いような数値が近年なんですよ。これでいいのかといったらそうではないと思いますので、この辺についてどの基準まで割合として下げていかれるのかという目標値があるのかどうか、あれば教えていただきたいということでお尋ね申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

まず、補助費でございますが、2020年、令和2年あたりから非常に多くなってきてはおります。これは、先ほど町長答弁にありましたように、下水道の繰出金が補助費になったり制度上の変更等もあって、令和4、5というふうに上がった形にはなっております。あと一部は、国の経済対策、それらの経済対策のほうを重点支援のメニューのほうの補助金として出る部分もあったり、そういったものを含まれて一時的に増額となっている部分もありますが、いずれにしても、平成10年代から比較すれば上がっているような形にはなります。

これをどう抑えていくかということでございますが、まさに財政改革をただいま実行しているところでありますて、その中で、補助金の基準の見直しであるとか、また、繰り返しになりますが、重複しているものの補助であったりといったところの見直しを図って、補助金支給の基準を策定して厳格に補助をしていく、厳格な基準をつくっていく、策定していくというような形で整理をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） なかなか難しい問題かなと思っております。

削減していくというのが、今の矢吹町の流れとしましては、委託業務等が多いがゆえに、なかなか削っていける部分ってあるかなと思って、行財政改革の動向をやっぱり注視するしかないかなと思いますが、何とか手腕を發揮して解決していただきたいと思います。

もう一点だけですね、いわゆるその一般財源でも、特定財源等に流れていく臨時的な一般財源というものがございます。いわゆる国の事業等でもって補助金等が出ますが、100%にならないものに関しては穴埋めとして一般財源を使うしかないということで、そちらに流れるお金等も、やはり大事な財源かと思いますが、いわゆる補助金等がつくものについて重点的に事業として行っていくというやり方でいきますと、やはり100%の補助がない場合には、臨時的な一般財源として穴埋めしていくところにおいては、一般財源から流れていくというような形になるかと思うんです。ですから、そのところも兼ね合わせて、どれくらいの割合として、臨時的な一般財源の割合が、どれくらいの事業費のうちのどれくらいの割合までとか、そういった基準といいますか、そういったものというのはお考えになっているのか、なっていないのかをお尋ね申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

特定財源の裏負担となる部分の一般財源の割合の基準ということだと思いますが、そういった基準は持ち合わせておりません。私、特定財源、補助金のわなというところかとは思いますけれども、補助があるから事業をするという体制ではなくて、やはり、これまでそうですが、有利な補助を使って町民サービスを向上させるというのがまず一番の目的でございますので、補助があるからといって飛びついで、その事業が2年で終わって、その後一般財源だけでどうするのか、そういったところ、建物でいえばLCC、そういったところまで

考えて、やはり事業というのも始めなければならないというところで、先ほど来申し上げております行財政改革と行政評価、組み合わせながらしっかりと事業の選定というものを行ってまいりたい。

それで、一般財源についても、そこで負担すべきものは国・県・町で負担する割合というのが決まっていますので、それでも投資する価値があるという事業を選んでやっていくということで進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 財政については、まだまだ課題があるかと思いますけれども、今回、時間がちょっとなくなってきたので、この程度にしておきまして、次に、スマートパークについてお尋ねを申し上げます。

まず、事業計画の見直しを行うということでございます。見直しとは、何をするのかが全く分かりません。

建物は建てないということなのか、今後の運営の具体例を示されまして、例としまして、あゆり温泉とか、あるいはココットに施設の一部を置くとか、そういうた器具を置くとかそういった話でございましたが、建物を建てるのか建てないのかということも見直しとして上がっているのかどうか、見直しの内容というものは具体的に何であるのかお示しいただきたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

事業の見直しの内容についてのご質問だと思いますが、現段階ではその整備、繰越しができないということが分かったということで、その整備手法も含めての見直しになりますが、建物、拠点施設の整備というものは建設を進めることで、今、前に進めていきたいというふうには考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

すみません、言葉足らずで申し訳ございません。

今回の見直しを契機としまして、まず、運営の方法だったりとか内容というところも改めて見直しといいますか検討を進めまして、建物に必要なものというのは、本当にどういうものなのかというところも十分に熟考した上で、このスマートパークプロジェクトを前に進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） スマートパークの、その事務所、軸となる建物がございます。6,000万を超える金額で設計費も700万ぐらいかかるんでしょうか。そういうものに対しての補助が出てくるわけでありましたが、その国からの補助がなされないということになったという段階で、これはもうある意味、財政が厳

しい我が町にとっての金銭的な問題は、前提条件、これが変わってしまったというふうに私は捉えますし、大方の皆様そういう考え方だと思います。

その点においては、当初予算の執行等も見直す等の考え方が必要ではないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

当初予算の執行というのは、令和7年度の予算のことでございますでしょうか。

〔「明許繰越してきているんだっけ」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（正木孝也課長） 明許繰越も含めたということでございますかね。

予算につきましては、今回の見直しということになりますので、建設費だとまだ使用していないものにつきましては不用残で残るということで執行しないというふうに考えておりますので、ご理解お願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 予算の執行という点につきましては、物理上、執行は不可能だというような観点からの答弁だと思います。であれば、事業計画の見直しということでもっておっしゃっておられますので、この仮称スマートパークの整備自体の事業計画、そもそも見直し、ゼロベースでの見直しというのは考えられるのかどうか、選択肢もその一つではないかと思いますが、いかが考えられるのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

今回のスマートパーク自体につきましては、高久議員の再質問でもお答えしましたが、スポーツ振興を図りながら地域資源を活用しまして、スポーツと運動を通してまちのにぎわいを創出するということ、関係人口や流入人口の増加を進めて取り組むことで、町の活性化を図るということで必要である事業ということで、見直しを進めながら、見直しをした上で前に進めていくというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 今、答弁いただきましたけれども、ちょっと辛辣な私からの意見を踏まえた一般質問になるかもしれません、いわゆるにぎわいを創出する、そしてまた関係人口を高めていくということ、これが本当に、今、多くの町民の方にとって福祉として認められているのかどうかという点について、私はちょ

っと疑問が残ります。

アンケート等を取るにしても、運動されている方とか限定期的な部分もあり、一般の町民の方々が参加するようなアンケートではありませんし、また、町政懇談会、町民説明会等も行われていないわけですね。特にサイレントマジョリティーといった、そういった方々も多くおられる中にあって、どうも私、複数人の議員に聞こえてくるのは、ちょっと本当に必要なのかと。将来人口が減少していく中にあって、いつまでこのにぎわい、必要性が担保されるのかというような話も出てきているんです。

そういうこともあり、今回のこの財政的な補助等が頂けなくなつたという、この条件が変更されたということに関して、やはり、いま一度、皆さんもって、町民の皆様方の意見を踏まえて、意見を聞き直した上で、ゼロベースでもって考えていただける機会でもあるのではないかということから、改めて、この計画をゼロから見直して、スタートさせていただけないかというふうにお願いをしながら意見を申し上げるんですが、このような町民の意見、私の考えについてはいかが思われるのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 青山議員の再質問にお答えいたします。

今回のプロジェクトの中で、にぎわいの創出という目的がある中で、その手法の一つとして、このスポーツ×デジタル振興プロジェクトがあります。6月の全協の中でも、私が生涯学習課のほうで説明させていただきましたが、にぎわいの創出の中で、運動の中には、やはり側面としましては健康や福祉、フレイル予防だったりとかそういうところも含めて、その将来的な支出を抑える効果にも資するというところも、この中にはございますので、にぎわいの創出と健康寿命の延伸だったり、フレイル予防という側面もあるというような事業として、さらに熟考を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） この事案につきましては、私も多くの方から聞き取りをさせていただきました。職員の在り方から、民間でできることは民間で、また、公共の民間施設への関与の在り方という町での要綱か何かもございました。町にはジムも1つあり、また、高齢者向けの健康施設等としては、緑フィットネスというものも存在しております。そういう中では、職員さんからは、民間でできることは民間でというところで、そういういたところへの関与の仕方が、補助等の対応の仕方でやってもいいんではないのかということ。

そしてまた、今回の全協でもありました、物価高騰による低所得者、非課税世帯の数も出ていまして、1,524世帯、世帯数で1,524、6,000世帯あるうち4分の1、つまり4世帯に1つは非常に厳しい生活を余儀なくされている。そういう中で、このにぎわい……

○議長（藤井源喜議長） 終わります。

○10番（青山英樹議員） まだ1分たっていないでしょう、鳴らしてから。

〔「いや、30分たっていますよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 30分たちました。

〔「残り1分でやっている」と呼ぶ者あり〕

○10番（青山英樹議員） 何で1分前に鳴らさなかつたんですか。

〔「鳴らしたよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 出しています。

○10番（青山英樹議員） うそ、1分たっていないべ。

○議長（藤井源喜議長） 出しています。

○10番（青山英樹議員） どれだけ実効性があるのか質問します。

○議長（藤井源喜議長） 青山議員、打切りにします。

最後の質問は打切りです。

以上で、10番、青山英樹議員の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（藤井源喜議長） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案の付託

○議長（藤井源喜議長） 日程第3、これより議案の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第31号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、7名の委員をもって構成する第1予算決算特別委員会を、議案第32号、認定第1号については、6名の委員をもつて構成する第2予算決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

お手元に配付しました第449回矢吹町議会定例会予算決算特別委員会構成名簿のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第29号及び第30号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜議長） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

本日は誠にご苦労さまでした。

ありがとうございました。

（午後 3時01分）

令和 7 年 9 月 16 日 (火曜日)

(第 4 号)

令和7年第4回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和7年9月16日(火曜日)午前10時開議

日程第 1 議案第29号・第30号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 2 議案第31号

認定第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号

審査結果報告 第一予算決算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 3 議案第32号

認定第1号

審査結果報告 第二予算決算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第 4 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	梅	宮	美和子	2番	小	島	紀	子
3番	芳	賀	慎也	4番	関	根	貴	将
5番	高	久	美秋	7番	富	永	創	造
8番	三	村	正一	9番	鈴	木	隆	司
10番	青	山	英樹	11番	熊	田		宏
12番	角	田	秀明	13番	堀	井	成	人
14番	藤	井	源喜					

欠席議員(1名)

6番 鈴木浩一

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 蛭田泰昭 副町長 鈴木一史

教 育 長	大 杉 和 規	總 務 課 長	正 木 孝 也
企画・デジタ ル推進課長	国 井 淳 一	まちづくり 推進課長	神 山 義 久
会計管理者兼 総合窓口課長	佐 藤 浩 彦	税 務 課 長	渡 辺 崇 二
保健福祉課長	山 野 辺 幸 德	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴 木 辰 美
商工観光課長	柏 村 秀 一	都市整備課長	有 松 泰 史
上下水道課長	小 磯 剛	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿 部 正 人
教育次長兼 教育振興課長	佐 藤 豊	生涯学習課長	西 山 貴 夫
子育て支援 課 長	小 森 熱		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、6番、鈴木浩一君より、交通事故に遭い病院へ行くため、本日欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（藤井源喜議長） それでは、去る9月9日の本会議において、総務教育常任委員会、第一予算決算特別委員会、第二予算決算特別委員会に付託しました案件を議題とします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

◎議案第29号、第30号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第1、これより議案第29号、第30号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、4番、関根貴将議員。

〔4番 関根貴将議員登壇〕

○4番（関根貴将議員） 議場の皆様、おはようございます。また、早朝より傍聴にお越しくださいました皆様、感謝いたします。ありがとうございます。

それでは、第449回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第29号、第30号、審査結果は次のとおりであります。

議案第29号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例。

本案は、令和6年8月の人事院「公務員人事管理に関する報告」を踏まえ、令和7年10月から人事院規則の一部が改正されることから、関連する条例について所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例。

本案は、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、矢吹町税特別措置条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容については、地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除の対象期間を、令和7年3月31日から令和10年3月31日まで延長するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第29号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第31号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号の委員長報告、質疑、

討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第2、これより議案第31号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算決算特別委員会委員長、1番、梅宮美和子議員。

〔1番 梅宮美和子議員登壇〕

○1番（梅宮美和子議員） 議場の皆様、おはようございます。傍聴席においての皆様、本日はお忙しいところ誠にありがとうございます。

では、第一予算決算特別委員会審査結果、報告させていただきます。

第449回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第31条及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号の審査結果は次のとおりです。

議案第31号 令和7年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億9,611万7,000円を追加し、総額を82億5,472万円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税1億9,955万3,000円、国庫支出金925万5,000円、繰越金7,309万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を基金への積立金等により2億7,313万4,000円の増額、民生費を健康センターの施設改修工事により1,004万5,000円の増額、教育費を矢吹中学校の給食施設改修工事等により449万8,000円増額するものであります。

地方債の補正につきましては、新たに健康センター改修事業債を420万円、公園整備事業債を190万円追加するとともに、給食施設整備事業債を130万円、地域活性化事業債を150万円それぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第2号 令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額15億6,447万3,000円、歳出総額15億5,017万円、差引き1,430万3,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 令和6年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額37万4,000円、歳出総額ゼロ円、差引き37万4,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額16億8,097万6,000円、歳出総額16億3,303万円、差引き4,794万6,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 令和6年度矢吹町後期高齢者医療特別会計決算認定について。

本件は、歳入総額2億2,779万1,000円、歳出総額2億2,734万1,000円、差引き45万円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 令和6年度矢吹町水道事業会計決算認定について。

本件は、収益的収支につきましては、収入総額が税抜きで4億50万8,351円、支出総額が税抜きで3億8,862万4,182円となり、収支差引き額1,188万4,169円が同年度純利益となりました。

次に、資本的収支につきましては、収入総額は税込みで8,579万4,000円に対し、支出総額は税込みで1億9,235万3,257円となり、1億655万9,257円の収支不足額が生じましたが、これについては、同年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填されております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号 令和6年度矢吹町下水道事業会計決算認定について。

本件は、収益的収支につきましては、収入総額が税抜きで5億7,711万9,884円、支出総額が税抜きで5億8,265万2,752円となり、収支差引き額553万2,868円が同年度純損失となりました。

次に、資本的収支につきましては、収入総額は税込みで3億9,144万6,200円に対し、支出総額は税込みで5億2,717万1,064円となり、1億3,572万4,864円の収支不足額が生じましたが、これについては同年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び同年度分損益勘定留保資金で補填されております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

10番。

○10番（青山英樹議員） ただいま議案第31号に関する審議についての報告がありました。委員長報告の中におきまして、令和7年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）の中での地方交付税1億9,900万2,000円という数字が委員長から報告されました。この地方交付税1億9,900万2,000円の内訳についてのお尋ねをしたいと思います。

特に、交付税措置ということが言われておりますので、当然、地方交付税によって措置がされるということでございます。今回の第2号の補正において、1億9,900万2,000円の地方交付税が計上されておりますが、どの部分についての交付税措置が幾らほどあるかという内容についての説明が知りたいと思っております。その件につきまして、報告が詳しくはなかったものですから、その点についてお尋ねいたしたいと思います。

交付税措置はどれぐらいあって、その内訳というものがどういうものであったのか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

第一予算決算特別委員会委員長、1番、梅宮美和子議員。

〔1番 梅宮美和子議員登壇〕

○1番（梅宮美和子議員） 内訳は、地方交付税に対しましては、何らかの質問はございませんでした。

〔発言する者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 青山議員、今のとおり、委員会の中で質疑があったかどうかという質問でいいですか。よろしいですか。

○10番（青山英樹議員） 今、そういうお話をましたが、委員長の口頭説明の中で、1億9,900万2,000円という具体的な数字の下に内容があったわけですから。それについて質問をすることは十分に質疑としては認められる範囲であるというふうに判断いたします。

○議長（藤井源喜議長） 委員会の中でそういった質疑が、説明があったかどうかについての委員長に対する質疑というふうに捉えておりますので。この本会議の席上で青山議員からそういった質疑が出ることは認められません。

○10番（青山英樹議員） 認めた上で、あったかないかでありますと言えばそれでいいことでしょう。
以上です。

○議長（藤井源喜議長） あつたかどうかという質問は認めます。

○10番（青山英樹議員） だからあつたかないかについて、ありませんでしたという答弁でよろしいんじやないですか。あくまでも委員長さんがおっしゃった内容についての質疑ですから。

[発言する者あり]

○10番（青山英樹議員） 数字が出たので、それについての質問をしたわけですから、それについてなかったならなかったでいいんじゃないですか。いやいや、駄目という基準はないですよ。でしょう。

[発言する者あり]

○議長（藤井源喜議長） 質問は、質疑があつたかどうかということでおろしいですか。

それに対して、委員長はなかったというふうに答えております。

そのように整理をします。

○10番（青山英樹議員） あつたかなかったかという質疑もあれば、内容についての質疑は認められてしまうべきです。そうでなかつたら内容が分からぬじやないですか。より明確に町民の皆様に知らせるためにも、1億9,900万2,000円の内容についてお尋ねをしているわけですから、それについてなかつたらなかつたでいいし。あつた場合にはあつたでもって説明すればいいだけの話じやないですか。

○議長（藤井源喜議長） 質疑はなかったと答えております。

○10番（青山英樹議員） そういう結論でおろしいです。質疑がどうのこうの問題ではありません。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第31号 令和7年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第2号 令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第3号 令和6年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

傍聴席の方、静かに傍聴されるようお願いします。

これより認定第4号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第5号 令和6年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第6号 令和6年度矢吹町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第7号 令和6年度矢吹町下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

◎議案第32号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長）　日程第3、これより議案第32号及び認定第1号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算決算特別委員会委員長、8番、三村正一議員。

〔8番　三村正一議員登壇〕

○8番（三村正一議員）　議場の皆さん、こんにちは。傍聴においての皆さん、傍聴ありがとうございます。

それでは、第二予算決算特別委員会の審査結果の報告を申し上げます。

第449回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第32号及び認定第1号の審査結果は次のとおりです。

議案第32号　令和7年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ258万円を追加し、総額を2億3,138万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金44万9,000円、国庫支出金2,257万9,000円をそれぞれ増額し、後期高齢者医療保険料44万8,000円を減額するものであります。

歳出の内容は総務費用、後期高齢者医療事務新システムの改修により258万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号　令和6年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について。

令和6年度の決算収支は、歳入総額89億5,709万4,000円、歳出総額87億5,259万8,000円で、差引き2億449万6,000円の黒字決算であります。

討論に入り、青山委員から、健全化判断比率等が依然として県平均や類似団体と比較して高水準にあること、また近年、地震や大雨により災害が頻発していることから、突発的な一般財源の負担が生じるおそれがあり、特に基金残高が減少傾向にあるため、財政運営は厳しいものと考えられており、積立金を取り崩して実質収支を黒字にしているやりくりが行われている。積立金を取り崩さなければ、実質収支も3億5,000万円の赤字であります。このような観点から、将来的な負担等を踏まえた財政運営が望まれるので、単年度収支や実質単年度収支が3年連続で赤字ということに関して、警鐘を鳴らすため、反対する意見がありました。

一方、関根委員から、令和6年度の決算内容は実質収支が1億7,300万円のプラスとなっており、決して潤沢と言える予算ではないにしても、決算額が約2億400万円の黒字決算ということから、職員の奮闘ぶり、頑張りが垣間見られた内容であったと思うため、賛成する意見がありました。

挙手採決の結果、賛成少数により不認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜議長）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論に間違いがないように、討論の順序を説明いたします。

認定第1号 令和6年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についての討論の順序につきましては、委員長報告は不認定でありましたので、原案賛成者、原案反対者の順で行います。

初めに、議案第32号 令和7年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて議案第32号についての討論は終結いたします。

次に、認定第1号 令和6年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についての討論の発言を許します。

初めに、原案賛成の討論はありますか。

3番。

〔3番 芳賀慎也議員登壇〕

○3番（芳賀慎也議員） それでは、認定第1号 令和6年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和6年度はコロナという未曾有の災禍を乗り越え、物価高という新たな時代に移行していく難しいものであります。コロナ禍で大きく膨らんだ本町の財政規模を急激に縮小させることは、町民への影響を考慮すれば非常に難しいものであることは容易に想像がつくものであります。

徐々に新たな時代へ対応すべく、予算規模を縮小していることは、令和7年度当初予算を見れば明らかであります。予算規模が拡大している自治体が多い中、本町の令和7年度当初予算は前年度より縮小し、70億円台の予算編成となっており、財政調整基金の繰入れも、9月補正予算案までは行っていないことからも、今後の財政運営に期待が持てるものであります。

このようなことからも、令和6年度決算は次の時代へ移るための移行期間であり、町民への負担が大きくならないように配慮された予算を的確に執行したものであると捉えることができるため、本案に賛成するものであります。

議員の皆様の賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 次に、原案反対の討論はありますか。

7番。

〔7番 富永創造議員登壇〕

○7番（富永創造議員） 認定第1号 令和6年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場で討論させていただきます。

令和6年度の当初予算に私は賛成しましたが、一般財源不足からの財政調整基金をはじめ、基金からの多額の取崩しが行われました。家計でいえば、大切な貯金が一気に吹っ飛んだ、そういう状態であります。

こうした厳しい行財政運営に突入したにもかかわらず、一般町民への財政状況の説明や理解、協力の呼びかけが行われていません。町民への不安をあおらないように静かなる執行があり、町民には知らせまいとする市政が見えてきます。この市政への強い警鐘を鳴らすために、一議員ではありますが、不認定といたします。また、町民に警告できなかった議会の意思を今ここに示すときであると考えます。

以上であります。

○議長（藤井源喜議長） 次に、原案賛成の討論はありますか。

4番。

〔4番 関根貴将議員登壇〕

○4番（関根貴将議員） 認定第1号 令和6年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

まず、決算認定とは、議会の議決を得た予算について、適正に執行されたか否かを審査するものであると私は認識しております。その上で、令和6年度一般会計歳入歳出決算について、議会で可決された当初及び補正予算は、法令や条例にのっとって適正に執行されており、不適切な支出や非効率な予算の執行がなされた事案もなく、また詳細を厳しくチェックする監査委員からも問題となるような指摘がなかったことからも、今回の決算について不備のないものであることは明白であると考えます。

また、財政調整基金の減少につきまして、令和6年度当初予算の議決において、我々議員は繰入れを行つたことからも減少することを認識した上で当初予算を可決し、過大な予算計上ではなく、真に必要な予算計上をしているものと認め、その予算を適正な執行に努めたものであると私は評価しております。

なお、今後一時的に減った財政調整基金への積立てが必要であることは自明の理でありますが、本定例会に上程された補正予算において、財政調整基金への積立額が1億円計上されており、残高の回復に努めていることも見てとれます。

最後に、決して潤沢と言える予算額ではない中、交付金や補助金の活用など、財政運営に係る町執行部の奮闘と適切な予算の執行の甲斐もあり、決算額が約2億400万円の黒字決算、実質収支が約1億7,300万円のプラスとなっており、決算の認定に反対する理由は見当たりませんので、本案に賛成するものであります。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

以上であります。

○議長（藤井源喜議長） 次に、反対討論、原案反対の討論はありますか。

10番。

〔10番 青山英樹議員登壇〕

○10番（青山英樹議員） 議場の皆様、こんにちは。傍聴にお越しになられた皆様におかれましては、お忙しい中を傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。心より敬意を表し、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、認定第1号 令和6年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をいたします。さきの同僚議員からの内容と若干重複するところがありますが、私なりの観点で反対討論をさせていただきます。

令和6年度における矢吹町第7次まちづくり総合計画に定める重点事業は、デジタル田園都市国家構想に基づくデジタル田園タウン構想事業での行政DXと地域DXの推進、そして公共交通推進事業、加えて学校給食運営事業での小中学校の学校給食の補助等がありました。

これらの事業に関する一般財源の負担は着目すべき経費であり、また行政区活動支援事業及びまちづくり団体支援事業、若者定住促進事業での住宅取得世帯への助成金交付や、ヘルスステーション設置運営事業、やぶきつ子応援事業、公共交通推進事業等に係る普通交付税措置後の一般財源での経費負担は財政上、看過できない事業費となっております。

これらの事業が実施された中にあって、令和6年度決算における財政健全化比率の実質公債費比率は単年度でも8.6%と過去最高の数値を示し、3か年平均でも10.4%と同様の結果を残していることは評価に値するものと考えるところであります。また、将来負担比率も65.1%と過去最高の数値であり、当町における財政健全化比率は良化の傾向がうかがえます。

しかしながら、良化したとはいえ、減少したものの、依然として県平均及び類似団体平均を大きく上回っている状況であることは否めず、まだまだ改善の必要性が認められることを第一に認識すべき事案と考える次第であります。

さらに、当町の財政事情として、過去の矢吹小学校大規模改修事業、防災行政無線システム改修事業等の起債償還及び隈戸川地区での国営かんがい排水事業負担金償還金が挙げられます。これらを念頭に鑑みると、今後の大規模事業では、公共交通事業や遊水地対策費、国道4号4車線化整備事業、そしてスマートパーククラブハウス建設等が予定されており、急激な財政負担の生じることのないよう、将来の負担を軽減しながら進めていくことが望まれているはずです。

そして近年、地震や大雨による災害が頻発しており、気候変動などでの突発的な一般財源の負担が生じるおそれがあり、令和6年度において財政調整基金が約3億4,000円まで減少した財政運営は議会人として見過ごせるものではありません。かなり厳しい財政運営であったと断言するゆえんです。

また、財政収支に関して、当該1年間の間でどれだけの黒字であったのか赤字であったのかを示す単年度収支については、この10年間の経年的な収支を見ると、10年間中8年が赤字であり、令和4、5、6年と近年の3年間が連續して赤字であったこと、そして当該1年間に限らず、経年的に貯金の積立てや取崩しや借金の返済などを組み入れて、町の財政全般がどれだけ黒字か赤字かを示す実質単年度収支に関しても、単年度収支と同様の赤字を示していることは特殊な状況と認識されます。通常であれば、三、四年に一回程度の赤字が認められる程度が望ましいと言われている指標であります。

令和6年度は、財政調整基金を約5億3,000万円もの大金を取り崩して、約1億7,000万の実質収支を黒字としたものであり、この貯金を崩さなければ、約3億5,000万もの赤字であったということになります。

以上の財政運営状況に加え、これら厳しい財政運営状況にあって、結果として最大12億円あった財政貯金基金が約4億円の残高となった経緯の、令和6年度決算に関しましては、予期せぬ自然災害等の突発的な一般財源の負担が生じるような事態が起きたときの安心・安全な町政運営への懸念が生じること、また将来への負担軽減がなされることへの疑念が払拭されないことから、反対をいたします。

同僚議員のご判断、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 認定第1号について、ほかに討論はありませんか。

11番。

〔11番 熊田 宏議員登壇〕

○11番（熊田 宏議員） 議場並びに傍聴席の皆さん、こんにちは。

私は、認定第1号 令和6年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

地方自治法における決算認定とは、実際の会計年度における歳入歳出予算の執行が適正に行われたか否かを議会が審査、承認する手続であります。実務としては、会計管理者が作成した決算書類は監査委員の審査を経て、普通地方公共団体の長が議会に提出し、議会に設置された決算委員会などで詳細に審査し、最終的に議決、認定、不認定が行われます。

私は適正であったというふうに思います。もし不適切な、もし認定できないという意見があるならば、具体的にどの事業のどの部分が不適切であったかという点を挙げるべきだと思います。私はその点が全くございません。

令和6年3月に可決された当初予算に、各定例会ごとに予算が補正され、その執行が適切だったと判断しますので、私は賛成であります。

以上で、認定第1号 令和6年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定に対する賛成討論とさせていただきます。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 認定第1号について、ほかに討論はありませんか。

5番。

〔5番 高久美秋議員登壇〕

○5番（高久美秋議員） 認定第1号 令和6年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論いたします。

まず、実質単年度収支について申し上げます。過去10年間を振り返れば、令和元年と令和3年を除き全て赤字であります。これは一時的な不調や偶発的な要因によるものではなく、町の財政運営そのものが、構造的な赤字体质に陥っていることを示すものであります。

赤字の穴埋めには、これまで基金等の取崩しによって行われてきました。しかし、本来であれば、基金とは災害や景気変動あるいは予期せぬ社会情勢の変化といった、非常時に町民を守るために備えておくべきものであり、恒常的な赤字の補填に充てることは想定されていないはずです。基金の取崩しを常態化させてしまえば、いざというときに町が町民を支える力を失い、かえって町民生活を危うくすることになります。

さらに問題なのは、このような財政運営が将来世代に対する大きな負担となる点です。—————

（議長が取消を命じた発言）—————私たちに求められているのは、短期的な数字合わせではなく、持続可能な財政基盤を築くことではないでしょうか。

6年度財政運営の結果、令和7年度の影響を考えると、予算編成は予想をはるかに超える緊縮財政をさせることとなったことは注目されます。各種ボランティア団体の活動は、予算は削られ、地域の支え合いの基盤が揺らいでおります。加えて、老人会やことぶき大学といった高齢者の生きがいづくりに直結する予算も大幅に

削減されました。さらに、教育関係では、健全育成会の予算までも削られ、関係団体から叱りを受ける結果となっております。こうした状況は、町の豊かな地域活動や人づくりを犠牲にしてまで赤字補填を続けてきた結果にはなりません。

町の財政運営は、町民の信頼を基盤として成り立ちます。このまま基金頼みの赤字運営を認めてしまえば、町民の将来不安はさらに大きくなるでしょう。私はそのことを強く危惧し、この決算認定については賛成することができません。

以上、反対の討論といたします。

議員各位の賛同をよろしくお願ひします。

○ 番（議員） 議長、ただいまの責任放棄にほかならないという言葉は不適切だと思います。撤回を求めます。

○議長（藤井源喜議長） 高久議員、今の討論の中で、責任放棄にほかならないという部分について、撤回を求める発言がありますが、撤回しますか。

〔発言する者あり〕

○議長（藤井源喜議長） それでは、その確認のために議運を開きます。

暫時休議いたします。

（午前10時56分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 零時06分）

○議長（藤井源喜議長） 認定第1号での高久議員の発言について、議会運営委員会が開催されましたので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、熊田宏議員。

〔11番 熊田 宏議員登壇〕

○11番（熊田 宏議員） 大変お待たせして申し訳ありません。

議会運営委員会から報告させていただきます。

認定第1号 令和6年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についての高久議員の討論の発言において、議会運営委員会を開催し、その対応について協議をいたしました。

初めに、不適切部分の確認を行い、次に、事務局より取消しや訂正の手続を確認しました。

取消しの場合、会議規則第64条の規定により、本人からの申出がなければならぬため、高久議員に確認をいたしました。高久議員より発言を取り消す、取消しする旨の申出がありましたので、討論で高久議員が発言した「今をしのぐために基金を食い潰し」から始まり、「政治の責任放棄にほかなりません」の一文を取消しすることに決定しましたので、ご報告いたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（藤井源喜議長） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、認定第1号の高久

議員の討論における「今をしのぐために基金を食い潰し」から始まり、「政治の責任放棄にほかなりません」の一文を取消しすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、高久議員の討論の発言における「今をしのぐために基金を食いつぶし」から始まり、「政治の責任放棄にほかなりません」の一文を取り消すことに決定しました。

認定第1号について、ほかに討論はありませんか。

8番。

〔8番 三村正一議員登壇〕

○8番（三村正一議員） それでは、認定第1号 令和6年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

反対理由については3件ございます。

1件目はコミュニティバスの実証実験であります。結論から申し上げますと、令和6年度当初予算の決定額と4月から増額の予算執行がなされていたことであります。令和4年度より令和6年12月までの25か月間運行、428日間運行し、事業費3,520万円、うち県補助金576万円、一般会計2,944万円の事業であります。利用者については4,997人。1日当たり8万2,000円のバス代をかけて約12人の利用がありました。6年度事業において、当初予算で業務委託費855万1,000円、これは9月までの運行料金です。月額にしますと142万5,000円となるところ、12月までの運行延長により、556万円増額の1,411万円となりました。

以上のような経過の中で、3月の当初予算で月額142万5,000円で決定されたにもかかわらず、4月より運行委託金が155万7,000円で業務が執行されております。これは議会の権能である予算決定権の軽視が見受けられたこと、今後十分な調査の上、予算計上や執行に当たられることを期待して、反対理由とさせていただきます。

2件目につきましては、スマートパーク基本計画の執行についてであります。矢吹町スポーツデジタル振興プロジェクトは、令和5年度より7年度までの3年間で、デジタル田園都市国家構想交付金により、ソフト事業9,615万円、ハード事業1億3,448万円で、合計2億3,006万3,000円の事業であり、交付金が2分の1、地方負担分は交付税措置がありますとの説明で、町の負担はないとして進められてきたところでありますが、今9月議会で町の負担は発生するとの説明がありました。議会軽視であり、町に損害を与えていたのではないかと言わざるを得ません。

また、予算決定の前提条件が変更されたことは、事業の採択、不採択の重大な要件であり、説明不足は否めないものであります。今後の議会に対する十分な説明を期待することからの反対理由であります。

—————（議長が取消を命じた発言）—————

なお、今申し上げた明細につきましては、本日の追加資料でタブレットのほうに載せてありますので、ご覧をいただければお分かりになると思います。

また、地方自治法第2条14では、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない、次の項目では、地方公共団体は常に組織及び運営の合理化に努めなければならないとしてあります。

今後の事業単価設定などについては、広範囲からの情報収集と慎重な予算減額の策定を求めるところから、認定に反対するものであります。

議員の皆様のご賛同をお願いして、反対討論といたします。よろしくお願ひします。

○議長（藤井源喜議長） 暫時休議します。

（午後 零時16分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 零時18分）

○議長（藤井源喜議長） 先ほどの三村議員の反対討論の内容ですが、スマートパーク基本計画は令和5年度の数字ということになります。資料上は令和5年度の資料ということになります。

三村議員に再度確認をしますので、暫時休議します。

（午後 零時18分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 零時23分）

○議長（藤井源喜議長） 先ほどの討論の中で、三村正一議員からの発言について、本人より取消しをしたいという申出がありますので、発言を許します。

8番。

〔8番 三村正一議員登壇〕

○8番（三村正一議員） それでは、私より発言の訂正をお願いしたいと思います。

先ほどの反対討論の中で、3件目といたしましてスマートパークの基本計画のソフト事業の説明がございました。業務委託先はみらいであり、一括発注しているということで、非常に高額な予算であるということで、12名の参加で356万と、英語教育の関係で356万と非常に高額になっているというような討論をいたしましたが、この数字につきましては、令和5年度の数字であったということでございますので、この3つの項目のうち、3番目の項目については取消しをしたいと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの三村議員の発言により、本人の言ったとおり取り消すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、先ほどのソフト事業に関するところにつきましては、取り消すということに決定いたしました。

認定第1号について、ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第32号 令和7年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第1号 令和6年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は不認定であります。矢吹町議会会議規則第81条の規定により、起立採決の場合、可とする者の起立を求めるものであって、否とする者の起立を求めるることはできないとされております。

したがいまして、原案について採決いたします。

お諮りします。原案のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立同数〕

○議長（藤井源喜議長） お座りください。

以上のとおり、起立の結果、賛成、反対が同数であります。

したがいまして、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して採決いたします。

認定第1号 令和6年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、議長は原案認定と採決いたします。

以上で全ての審議は終了いたしましたが、ここで会期中に町長から追加議案がありましたので、提出議案の概要説明による全員協議会を12時40分から、そして引き続きその取扱いについて、議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午後 零時40分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 零時44分）

◎日程の追加

○議長（藤井源喜議長） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、熊田宏議員。

〔11番 熊田 宏議員登壇〕

○11番（熊田 宏議員） 議会運営委員会から報告させていただきます。

会期中に、町長から同意1件の追加議案が提出されました。

企画・デジタル推進課、国井課長及び氏家議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。

その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議

が成立いたしました。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤井源喜議長） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第4、これより同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、説明いたします。

日程第4、同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてであります。

本案は、令和7年9月30日をもって任期が満了となります教育委員の矢吹町三城目36番地、佐久間義克氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づき、議会の同意を求めるものであります。

佐久間氏は、令和3年10月1日から1期4年間、教育委員を務められ、明朗快活で高潔な人格を有する方であり、現在は家業の農業の傍ら、子供たちへの教育活動にも熱心に取り組まれ、各学校で毎年度行われるトマトなどの野菜づくり体験を通じて、自然の恵みと命のつながりを学ぶ環境教育にも尽力されるなど、地域からの人望も厚い方であります。

今後も引き続き、教育委員として豊富な識見と卓越した手腕にて、町教育行政の進展に寄与していただきたく、ここに提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第2号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（藤井源喜議長） ありがとうございます。起立全員であります。

よって、同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについては同意することに決しました。

ここで、同意されました佐久間義克様を紹介するため、暫時休議いたします。

(午後 零時4 9分)

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

(午後 零時5 0分)

○議長（藤井源喜議長） それでは、ご紹介申し上げます。

教育委員会委員に同意されました佐久間義克様であります。

佐久間様におかれましては、健康に留意され、教育委員会委員としてご活躍されることをご期待申し上げます。

続きまして、佐久間様よりご挨拶をいただきます。

[同意された教育委員会委員挨拶]

○議長（藤井源喜議長） 以上で紹介を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（藤井源喜議長） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、午後2時より議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力願います。

これにて第449回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午後 零時5 1分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 8 年 1 月 13 日

議 長 藤井 源喜

署名議員 小島 紀子

署名議員 芳賀 慎也